

平成 23 年第 3 回

高森町議会 9 月定例会会議録

平成 23 年 9 月 12 日 開会

平成 23 年 9 月 21 日 閉会



高 森 町 議 会

9月12日(月)

(第1日)

平成23年第3回高森町議会定例会（第1号）

平成23年9月12日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

8番 甲斐 正一君

9番 三森 義高君

日程第 2 会期の決定

月 日	会議の種類	備 考
9月12日（月）	本会議	議案審議
9月13日（火）	休 会	
9月14日（水）	〃	
9月15日（木）	〃	
9月16日（金）	〃	
9月17日（土）	〃	
9月18日（日）	〃	
9月19日（月）	〃	
9月20日（火）	本会議	一般質問
9月21日（水）	本会議	委員長報告・採決

日程第 3 認定第 1 号 平成22年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 報告第 2 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第 5 議案第 42 号 高森町税条例の一部改正について

日程第 6 議案第 43 号 平成23年度高森町一般会計補正予算について

日程第 7 議案第 44 号 平成23年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

日程第 8 議案第 45 号 平成 23 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について
日程第 9 議案第 46 号 平成 23 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
日程第 10 議案第 47 号 平成 23 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
日程第 11 議案第 48 号 平成 23 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について
日程第 12 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1 番 宇 藤 康 博 君	2 番 後 藤 三 治 君
3 番 興 柏 壽 一 君	4 番 芹 口 誓 彰 君
5 番 立 山 広 滋 君	6 番 森 田 勝 君
7 番 田 上 更 生 君	8 番 甲 斐 正 一 君
9 番 三 森 義 高 君	10 番 後 藤 英 範 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町 長 草 村 大 成 君	教 育 長 佐 藤 増 夫 君
総務課長 村 上 源 喜 君	住民福祉課長 色 見 隆 夫 君
税務課長 古 澤 建 生 君	産業観光課長 橋 本 和 則 君
産業観光課審議員 甲 斐 敏 文 君	建設課長 廣 木 富 八 君
会計課長 杉 田 則 秋 君	教育委員会事務局長 後 藤 正 三 君
総務課長補佐 佐 藤 武 文 君	住民福祉課長補佐 阿 部 恭 二 君
税務課長補佐 色 見 繼 治 君	産業観光課長補佐 岩 田 秋 広 君
建設課長補佐 安 方 含 君	高森東保育園園長代理 熊 谷 優 子 君
色見保育園園長代理 瀬 井 類 子 君	総務課総務係長 沼 田 勝 之 君
総務課財政係長 岩 下 徹 君	

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長 古 庄 良 一 君 議会事務局庶務係長 松 本 満 夫 君

開会 午前10時00分

—————○—————

○議長（田上更生君） おはようございます。

お待たせをいたしました。

会議に先立ち、町長のご挨拶をお願いいたします。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。

本日は、9月定例会を召集しましたところ、議員各位におかれましては、公私
ご多忙中のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、先に来襲いたしました台風12号は、多くの尊い人命を奪い、各地に大
きな被害をもたらしました。亡くなられた多くの方のご冥福をお祈りするものでござ
います。また、14号が九州に西海上を通りましたが、幸いに被害もなく、安堵
しているところでありますが、日々の備えを十分にするということは言うまでもな
いことから、万全を期すよう職員に指示しているところであります。

関連で申し上げますと、6月7月の豪雨により被害を受けました公共土木施設
の復旧のための予算も今回提案いたしておりますので、よろしくお願ひを申し上げ
ます。

さて、新型インフルエンザ、口蹄疫により、ここ2年間、盛り上がりに欠けま
した風鎮祭も四ツ角に舞台が復活するなど、関係者のご努力により、賑わいを取り
戻した祭りであったと思っております。このほか、各地域で独自の納涼祭が行われ
るなど、地域のコミュニティの形成に大きな効果が上がっているというふうに思わ
れているわけであります。

一方、国政に目を向けてみると、野田政権の誕生、復興増税のお話、経済面では
円高による不況といった厳しい状況であります。ここを踏ん張って何とか対応し
なければなりません。このように渾然とした状況であります。それ故に心を一つ
にして頑張る時期であるというふうに考えております。

今回ご提案申し上げましたのは、認定1件、報告1件、議案7件でございます
が、ご審議の上、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げ、ご挨拶といたし
ます。

○議長（田上更生君） どうもありがとうございました。

ただいまから、平成23年第3回高森町議会定例会を開会いたします。

なお、住民福祉課課長補佐 岩下公治君から、公務出張のため、欠席届があつ
ておりますのでご報告しておきます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田上更生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、8番 甲斐正一君、9番 三森義高君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（田上更生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 立山広滋君。

○議会運営委員長（立山広滋君） おはようございます。

会期の報告を申し上げます。

議会運営委員会に付託されておりました平成23年第3回高森町議会定例会の会期につきましては、本日9月12日から9月21日までの10日間と決定をしております。

以上、報告終わります。

○議長（田上更生君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から9月21日までの10日間と決定しました。

-----○-----

日程第3 認定第1号 平成22年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

○議長（田上更生君） 日程第3、認定第1号、平成22年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について、代表監査委員の審査報告を求めます。代表監査委員 有働和幸君。

○代表監査委員（有働和幸君） おはようございます。

ただいまご指名を受けました監査委員の有働でございます。

私、7月に拝命いたしまして、まだ日が浅うございまして、直ちに審査ということで、大変な重責でございましたので、完全なご報告ができるか大変疑問でございますけど、私なりに精一杯に頑張ってやったつもりでございます。よろしくお願ひ

いたします。

決算審査意見書の報告を申し上げる前に、お断りとお願ひを申し上げます。歴代監査委員の決算審査意見書の報告があまりにも長すぎるという意見が出ておりました。意見書を見ればわかる、また収支決算については、担当職員より詳細な説明があるという意見が出まして、私、職員時代から耳にしておりました。当時、監査委員さんに申し上げることは大変おこがましゅうございましたので、今日、私がこの立場に立たせていただきました。できるだけ簡潔に申し上げたいと思いますので、ご了承お願ひいたします。

それでは、2ページをお開きください。

平成22年度高森町各会計決算及び財産の運用状況審査意見書。

第1に、審査の概要、1つ、審査の対象、(1) 平成22年度高森町一般会計歳入歳出決算、以下10項目について審査をいたしました。詳細については省略いたします。

2番に、審査の期間でございますが、平成23年8月22日から23年の8月31日まで、約10日間を費やしております。

審査の手続き、この決算にあたっては、地方自治法第233条第2項の規定により、町長から提出された平成22年度歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況調書について、関係法令に準拠して作成されていることを確認し、これらの係数の正確性を検証するために、関係諸帳簿、その他証書類との照合と、通常実施すべき審査手続きにより実施いたしました。

3ページにまいります。

審査の結果、平成22年度一般会計及び特別会計の決算額は第1表のとおりで、審査にあたっては、前述の手続きにより詳細に審査したが、違法な点も見受けられず、かつ関係諸帳簿、証書類と合致しており、決算係数は正確であることを確認した。また、予算の執行及び収入、支出事務の処理については、概ね良好であると認めたが、一部道路改良工事において、県との協議及び確認に不十分な点が見受けられ、また用地については筆界未定にも関わらず工事が施工されていた。以下、財産管理についても概ね良好であると認めました。

第1表の歳入歳出決算状況について、数字をちょっと申し上げます。一般会計、予算額が50億4,798万8,000円、決算額の内訳、収入済額48億6,012万3,000円、支出済額47億2,130万4,000円、差引残額1億3,88

1万9,000円となっておりまして、一般会計を合計いたしますと、予算現額が73億8,384万6,000円、収入済額が70億9,528万9,000円、支出済額が68億107万7,000円、差引残額が2億9,421万2,000円となっております。

次に、決算概要及び予算執行について、一般会計から申し上げます。歳入につきましては、第2表、第3表、第4表で列記しておりますので、どうぞご覧ください。次、8ページにいきます。

8ページの中程の第16款財産収入でございますが、末尾に今後も不用遊休地の処分等積極的に行い、効率的な財産管理を強く望むということです。

次に、後段の方でございますが、2番の歳出について申し上げます、第6表をご覧ください。ページは10ページでございます。目的別歳出決算額の状況、以上、表をご覧いただきますようにお願いいたします。不用額について申し上げます。本年度の不用額は8,712万4,000円で、前年度5,266万5,000円と比較して3,445万9,000円の増である。予備費を除いた不用額は7,825万3,000円で、大部分が執行残や経費節減に伴うものである。節において、少額であるが、予算計上のまま、不用額になっているものも見受けられた。内容的には、執行見込みが認められないものがあるが、原則的には状況を適確に把握し、早期に計画を立てた上で適切な事務処理をすべきであるということでございます。

次は、11ページの中程の3収支の状況につきましては、第7表のとおりでございます。

12ページの財政運営について申し上げます。理想的な財政運営とは、財政の健全性を確保し、限られた財源を最も効率的に活用して、住民福祉の向上を図ることにある。理想的な財政運営を行うためには、その時代の要望に対応した行政目的の実現に適当なものであることが必要である。その財政運営の分析をするにあたっての基本原則は、1つに収支の均衡の保持を目指した画期的な財政運営が行われたか（計画性）、2つに財政構造の弾力性確保の努力が十分になされているか（弾力性）、3つに行政水準の維持と向上のために積極的な財政運営がなされているか（積極性）、以上が上げられますが、以下これら3つの観点から普通会計に係る財政運営について総合的な検証の結果は次のとおりであります。以下、ア、イ、ウについて、計画性、弾力性、積極性について、詳細に記載しておりますので、どうぞご覧ください。

16ページにまいります。

起債状況、平成22年度起債状況は、12表のとおりであります。平成22年度の起債差引残高は50億2,141万3,000円でございまして、その内訳でございますが、政府資金が45億3,581万2,000円、その他が4億8,560万1,000円となっております。

次から7つの特別会計に移らせていただきますが、それぞれ詳細に監査審査報告を申し上げておりますので、詳細については割愛させてもらいますが、次の点について総合的に総括的に申し上げたいと思います。大変ご無礼ですが、皆さんには資料をお配りしておりませんので、私の方から申し上げます。

特別会計は申すまでもなく、独立採算制を基調とするものでございまして、歳入の主なものは、税と使用料、手数料、保険料等、つまり料と国・県の支出金でございます。国の特別会計では、母屋とか離れとか、話題になっておりましたが、本町の特別会計は、そのような構図ではございませんし、また余裕もございません。国の特別会計がうらやましいくらいでございます。話は余談になりましたが、次の2つの特別会計において、未解決のまま今日に至っておりますので申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計不正事件については、本人の年間弁済を1円でも多く弁済するよう促されることを強く望みます。

次に、介護保険特別会計における不適正請求事件については、今後も肅々と弁済を求めるとともに、今後の対応について、執行部において十分検討され、議会との協議の上、結論を導かれるよう強く望みます。

次に申し上げることは、特別会計のみならず、一般会計にも共有することでございますが、特別会計のウエイトが高いので、あえてここで申し上げます。税と料の徴収について、気になることがございましたので申し上げておきます。税は、国税徴収法に基づく法律により徴収するものであることはご案内のとおりでございます。したがって、滞納整理もより安易にできますが、一方、料は使用料、手数料、保険料、その料は民法の規定に基づくもので、滞納整理事務は裁判所を経由するなど、複雑困難でございます。そこで、税で執行されている不納欠損処分が、料においても地方自治法第180条に規定されている、これは町長の専決処分でございますが、委任による専決処分事項の指定による適用が簡易にでき、不納欠損処分に過分な浪費を費やすことをなくすることも今日の多様化する行政執行において必要ではないでしょうか。そのためには、債権管理条例なるものの制定が不可欠であり、今後、執行部においても先進地等のノウハウを研鑽され、取り組まれることを強く望みます。

以上で特別会計を終わらせていただきます。

次に、29ページの財産の管理状況について申し上げます。1つ、有価証券出資による権利及び債権の管理運営状況は良好である。今後においても、公金預金の管理運用は自己責任が前提となるため、取引金融機関の経営状況を把握した上で、債権運用を含め、確実かつ有利な管理運用に努められたい。

2つ、物品管理について、主管課である総務課に物品台帳の製本を備え、各課で使用保管すべき備品台帳副本を備え、それぞれ出納記録を行うこととされている。特に課の統廃合後の備品台帳整備は良好である。備品は町の財産、言い換れば町民の財産であり、使用及び保管については慎重に対応されるよう強く望む。また、近年の財政状況の厳しさから、町所有の土地建物が売買や廃止処分として積極的に行われているが、動産についても使用しないものをインターネット官公庁オークションに出品し、処分している自治体も数多くあり、高額での取り引きがなされているケースも見受けられる。緊縮財政の折柄、少しでも自主財源を増やせるよう、早急に取り組まれるよう望む。

3つ、車両については、運転日誌等の整備はされているが、今後も車両の点検を充実し、特に冬季の車両管理には十分注意を払い、安全確保を図られたい。また、車両更新が行われ、新車両が見受けられるが、自身の車両との意識をもち、行き届いた管理をされるよう望む。

4番目、公共施設についても、管理状況及び利用状況により、廃止及び解体が計画されていることは評価されるが、未処理の分の早急な対応や、廃止解体後の跡地利用等について、効率的運用が図られるよう十分調査検討を望む。

次に、30ページに移ります。

基金にいきます。地方自治法第241条第1項前段により、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てる目的で基金が積み立てられているが、いずれも法令、条例に基づいて適正な管理が行われていることを確認しました。

以下、基金については、財政調整基金につきましては、平成23年度5月末現在では9億1,019万8,000円でございまして、特別会計等を含んで合算いたしますと、現在、高森町の基金は28億111万4,000円となっております。

以上でございますが、次に別紙にあると思いますが、22年度基金の運用状況審査意見書というのがございます。本件につきましては、審査の結果、適正に運用され、係数及び関係書類等、審査の結果、適正と認めた。今後も基金の目的に沿って運用されたいということでございます。

結びに入ります前に、もう一つ申し上げます。これも皆さんには失礼ですが、資料を配付しておりません。出張所組織のあり方について意見を申し上げます。現在、出張所事務は非常勤職員を1年契約で配置されていますが、この措置に対し、議員さんをはじめ、地域の皆さんから異論がないのが、私、過去の経緯から不思議なくらいでございます。過去においては、配置職員を課長級から係長にしてはどうかという検討をいたしましたが、かなりの抵抗がございました。いわゆる何で出張所を格下げするのかという抵抗を受けました。現在においては、道路の状況、自動車の普及等、大変な進化の中、住民の皆さんの出張所利用の減少は確かなものであります。しかし、高齢化が進む中、誰もが本庁に出向けるわけではありません。出張所の存在価値は、まだまだ高いものがあると思います。機構改革において、経費節減のうたい文句から、出張所組織規則の整備もなく、いきなり職員の配置から非常勤の配置へ変更されたわけですが、組織規則第2条第3項の規定に、出張所の所掌事務は次のとおりとするとアからキまで、7項目の所掌事務がうたってございます。到底、非常勤職員で対応すべき事務でないと、我々監査委員は判断いたしております。2、3の条文を参考までに申し上げますと、1つに公印の保管に関する事、戸籍及び住民基本台帳に関する事、印鑑登録でございます、印鑑登録及び各種証明に関する事、埋火葬の許可に関する事、町税等の徴収に関する事云々でございます。以上のことから、他市町村においては、コンビニまたは郵便局等に一部事務を委託している例も聞きますが、それは恐らく交付事務のみと推察されます。現在配置されています非常勤職員は役場のOBで、大変優秀な方でございますが、優秀であるなしに関わらず、今申し上げました事務を非常勤職員に取り扱わせてよいか否かの問題でございます。また、第4条には、出張所に必要な職員を置くと規定しております。住民のニーズが一番でございます。住民の方が非常勤職員でよしと言われば、出張所組織規則の整備等が必要であると思いますし、正規の職員の配置を望まれるならば、今は年度途中でございますが、新年度から配置を検討されてはいかがでございましょうか。我々監査委員は、前段はいわゆる非常勤職員の配置につきましては時期尚早であり、後段の正規職員の配置を採用することで、我々監査委員は決定いたしました。

次は結びに入ります。平成22年度高森町の一般会計及び特別会計決算並びに基金の運用状況審査の結果は前記のとおりで、各会計決算及び基金ともに係数に誤りもなく、非違な点も見受けられず、適正に処理され、証拠書類も整備されており、会計経理は正確であった。政権交代後は地方の経済状況の低迷がとりましたされ、特

に政権交代後は政府の地方に対する風通しが多少よくなり、21年、22年と地方交付税交付金が微少ながら増額され、また地域活性化交付金、地域活性化公共投資臨時交付金、地域活性化きめ細やかな臨時交付金、地域活性化経済危機対策臨時交付金、地域活性化住民生活に光をそそぐ交付金など、臨時交付金が交付されており、やや本町財政に余裕の兆しが見えた帰来もあります。しかしながら、本年3月11日に東日本大震災が発生し、未曾有の出来事で日本の経済社会、そして国民生活に甚大な影響をもたらすこととなり、今や大増税が取りざたされており、国家財政が危機的状況に陥り、またしても地方には大変厳しい財政運営を求められることは火を見るより明らかであります。

このような中、地方交付税等に財源を頼る現状にある本町財政は、財政硬直化が進む中で、今後一層厳しい財政運営が強いられる現状であり、多数の継続事業も控え、さらには多様化する住民の要望に対応しながら、活力あるまちづくりを行っていくことが期待されております。

任期満了に伴い、4月の町長選挙において、若干44歳と将来希望に満ちた新町長が誕生し、草村町長に対する町民の期待は大なるものがあろうかと思います。そこで、選挙時の「草村大成政策集」の一文を引用させていただくならば、「さらなる高森町を思えばこそ、厳しい今の時代ですが、過去の歴史に学び、人や物、農業や観光などの町の資源を再発見あるいは創造しながら、ピンチをチャンスと捉え、成せば成るの強い思いで云々」と、「誇れる高森町」の創造に格段の意欲をもたれていることが伺われ、さらに財政硬直化が進む中、財政運営の改善に努力され、総合的な人事管理と行政経費の節減と、施設の重点化並びに効率的執行を図り、健全財政の確保に努められ、本町の発展と住民の福祉の向上に寄与されるよう、慎重な対応と特段の努力を切望し、平成22年度決算審査の意見とする。

以上でございます。

それから、返しでございますが、もう1件ほど、最後に締めさせてもらいます。これも皆さんに資料を差し上げておりませんので、失礼でございますが、私の方で申し上げます。

本年3月議会において議決されました骨格予算について意見を申し述べます。本予算は平成23年度予算であり、本来ならば来年決算審査報告で述べるのが筋でしょうが、物事が冷えないうちに申し上げたく、ご了承願います。

予算は、自治体の専売特許ではない、しかし決算の方がはるかに重視されている企業と異なり、自治体では予算が極めて大きな意味をもっております。予算は自

体の1年間の政策であり、活動計画であり、それに必要なお金の裏付けになるからであります。年中行事のように、年度末の3月にはあちこちの地方議会が一斉に予算審議を行う、そしてそれ故に3月議会は年4回の定例的に開かれる議会の中で一番重要といわれております。今回は、これほど重要な予算の中でも例外に属する骨格予算について首長選挙との関連で取り上げました。

我が国の地方自治の聖書といえば、地方自治法であります。この法律は、予算の編成権を首長に与え、承認権を議会に与えている、要するに首長は議会に予算案を提出し、議会の承認を得なければ、これを執行することはできません。肝心の骨格予算の定義でございますが、地方自治法にはまったく定義されていません。一般的には、新規の政策を見送り、また、政策的経費を極力抑え、義務的経費を中心に編成される予算といい、言い換えますれば、法令などに基づく義務的経費、既存施設の維持管理費、既に債務負担行為を設定している事業費、継続費を設定している事業費等を最低限計上した予算、これが骨格予算と私は認識しております。もちろん識者の見解でもございます。

骨格予算後の対応につきましては、本格的な予算の編成と審議が必要になり、すなわち政策的な経費など、骨格予算で計上されなかつた経費を肉付けし、次の議会に補正予算として提案し、議会の承認を求めなければなりません。以上のこととは、皆さん百も承知のとおりでございますが、今回の骨格予算を見てみたら、申し上げた事柄はまったく無視され、予算計上はもとより、今後、未来永劫に続くであろう関連条例まで提案可決されていました。しかし、この政策は選挙公約にまでうたってある政策でもありました。言葉は悪いですけど、政策の先取りといつても過言ではないかと思います。少子化対策の一環であり、この条例に云々いうわけではございません。その手法に異議を唱えるものであります。骨格予算は、暫定予算とは意味が異なり、正式な法令用語ではありません。したがいまして、法的根拠はないとのことです、理論としては、首長の選挙が目前に迫っている場合など、新年度の予算は、新首長のもとで行う考え方から、現首長が新しい首長の活動を制限するような予算組みは避けるべきで、誰が首長になっても、義務的経費を主体として計上し、政策的なものや新規事業は盛り込まない予算編成をしておこうという考え方からであり、一口に申しますれば、行政運営を継続的かつ円滑に行うためのテクニックの一つと捉え、これが至当であると我々監査委員の意見が一致いたしましたので申し述べました。

そこで、草村町長に申し上げますが、次回の首長選挙においては、このような手

法をお取りにならないよう、老婆心ながらお願ひ申し上げまして、すべての報告を終わります。

○議長（田上更生君） 有働代表監査委員には、どうもありがとうございました。

代表監査委員の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、各常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は、各常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第4 報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（田上更生君） 日程第4、報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） おはようございます。

報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について報告をいたします。

これは、自治体の健全化を示す指標として、平成19年6月に公布されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて導入されたものでございまして、平成19年度決算から議会への報告が必要となっておりますことから、今回の報告ということになったところでございます。

指標としましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標がございまして、平成22年度決算によりますと、実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、該当はございません。実質公債費比率につきましては、平成20年度から平成22年度の3カ年の平均値から算定しております、基準を下回っております。また、将来負担比率につきましても基準を下回っている現状でございます。なお、公営事業といたしまして、本町では簡易水道事業がこれにあたりますが、資金不足比率について、これにつきましては22年度も

該当はございませんでした。

以上でございますが、この件に関しましては、法の定めるところにより、監査委員さんの審査を付けておりますので、審査結果に関する報告を付して説明といたします。

○議長（田上更生君） 本件は報告事項であります、質問があれば発言を許します。

質問はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質問なしと認めます。

以上で、報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告については終了します。

-----○-----

日程第5 議案第42号 高森町税条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第5、議案第42号、高森町税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。税務課長 古澤建生君。

○税務課長（古澤建生君） おはようございます。

議案第42号で提案いたしました、高森町税条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。

今回の税条例の一部改正につきましては、平成23年度の地方税法の改正が6月30日に公布されたことに伴うものであります。

改正内容は、個人の方が寄附した場合の寄附金税額控除の拡充や、税の不申告等に関する過料の引き上げが行われたものであります。また、税条例をわかりやすく、しかも読みやすくするために、地方税法で明確に記載されたものにつきましては、税条例を簡素化するために条文を省略化したものであります。

主な改正内容についてご説明を申し上げます。

まず、第26条につきましては、町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料でございますが、正当な理由がなく、申告をしなかった場合の過料が3万円から10万円に引き上げられました。

次に、第34条の7の寄附金税額控除につきましては、今年から寄附金控除の下限の限度額が5,000円から2,000円に引き下げられました。これは平成23年1月1日以降に寄附した分で、来年の確定申告から適用となります、住民税の所得割からの控除となります。

第65条の固定資産税の納稅管理人に係る不申告に関する過料につきましても、町民税と同様でございます。正当な理由がなく申告をしなかった場合の過料が3万円から10万円に引き上げられました。

次に、75条の固定資産に係る不申告に関する過料につきましても同様でございますが、正当な理由がなく、町長に申告しなかった場合の過料が3万円から10万円に引き上げられました。

第88条につきましては、軽自動車税に係る不申告に関する過料でございますが、これも正当な理由がなく、申告しなかった場合の過料が3万円から10万円に引き上げられました。

次に、第100条の2につきましては、たばこ税に係る不申告に関する過料として、今回新たに追加をされたものでございます。これは申告期限までに申告書を提出しなかった場合は、10万円以下の過料を課すこととなりました。

次に、附則関係でございますが、附則の第8条につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の特例でございますが、特例期間が平成27年度まで延長されました。

次に、附則の第16条の3につきましては、上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例でございますが、現在、10%の低減税率ですが、平成25年12月31日まで延長されました。

今回の税条例の改正に関しましては、条文が大変長くなっていますけれども、冒頭にご説明いたしましたとおり、住民の方にわかりやすく、しかも読みやすくするということで、文章を省略したものが主でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 4番 芹口でございます。

この条例改正は、地方税の改正に伴うものでございまして、内容につきましては、議論の余地はないでありますけれども、附則第8条関係について、1点お尋ねをしたいと思います。

附則第8条につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例規定でございますけれども、今回の改正によりまして、肉用牛を売却した農家にどのような課税の影響があるのかどうかお尋ねをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 税務課長 古澤建生君。

○税務課長（古澤建生君） 4番議員さんのご質問にお答えをいたします。

附則第8条につきましては、肉用牛の売却による事業所得に関する町民税の特例ということで、今回の改正が影響があるかということでございますが、肉用牛の売却に関しましては、肉用牛1頭当たりの売却価格が100万円未満の場合、それから乳牛の場合は、売却の価格は一応50万円未満、以上につきましては、住民税の所得割が免除されております。現在のところ、本件についてのですね、該当はございませんので、特例の期間が現在は25年ですけれども、27年度まで延長されたといったとしても、今のところ影響はないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） ただいま、税務課長から、影響はないというようなことでございました。承知いたしました。

終わります。

○議長（田上更生君） そのほかはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、総務常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第6 議案第43号 平成23年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第6、議案第43号、平成23年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第43号をご提案いたしました、平成23年度高森町一般会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

今回の補正の主なものは、6月から7月にかけまして、梅雨前線豪雨により被害を受けた公共土木施設の災害復旧や、地上デジタル放送が受信できない地域に対する共同受信施設への補助と、町道4路線の改良整備などについて補正を行う

こととし、総額1億9,395万7,000円を計上しております。これを現計予算と合算いたしますと、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億1,929万1,000円とするものでございます。

5ページをお開きください。

第2表地方債の補正についてご説明申し上げます。まず、災害復旧事業費につきましては、6月から7月にかけての集中豪雨により土砂崩れ等が発生した町道及び河川のうち、災害として認定されました12カ所について、起債借入れを行うものであります。

続きまして、変更分の項目1番、地方バス対策事業費債と、2番、間伐利用促進事業費債につきましては、限度額を0円とし、借り入れを行わないこととするものでございます。なお、この2つの事業につきましては、一般財源による対応といたします。

3番、臨時財政対策債につきましては、起債額の決定に伴い減額するものでございます。

4番、町道整備事業費債の過疎債分につきましては、町道村山高尾野線と色見環状線の改良舗装工事に関わるものであり、5番、辺地債分につきましては、町道社倉水迫線の改良舗装工事により追加するものでございます。

次に、8ページから歳入予算の主なものについて説明いたします。

まず、第10款地方交付税につきましては、現時点の見込額を調整したものでございます。

第14款国庫支出金の災害復旧費国庫負担金につきましては、事業費の3分の2を国庫負担金として受け入れるものでございまして、財源の残りは地方債借り入れを予定しております。

9ページの第14款国庫支出金の土木費国庫補助金につきましては、町道色見環状線と社倉水迫線の改良工事等によるものでございます。

第15款県支出金の民生費県補助金につきましては、初めて取り組む事業でございまして、第10節の児童虐待防止対策緊急強化事業補助金と、第12節の災害時要援助者等地域支え合い体制づくり事業補助金を計上しております。

また、10ページの農林水産業費県補助金につきましても、初めて取り組む事業でございまして、環境保全型農業直接支払交付金と地域ぐるみの鳥獣被害防止対策パワーアップ事業補助金を計上しております。

次の商工費県補助金につきましては、公文書の整理、防災ハザードマップ整備、

学校関係の図書整理のための賃金等として、県の緊急雇用創出基金からの補助金を計上しております。

11ページ、諸収入の雑入につきましては、宝くじの益金が市町村に交付されます、サマージャンボ宝くじ市町村交付金や、地上デジタル放送が受信できない地域において、共同受信施設を設置される際の無線システム普及支援事業費等補助金などを計上しております。

続きまして、12ページから歳出予算の主なものについてご説明いたします。

まず、第2款総務費の財産管理費でございますが、庁舎玄関ホール横にございます町民相談室へのスロープ工事に関わる経費を計上しております。

13ページ、総務費の企画費の中で、負担金補助及び交付金として、無線システム普及支援事業費等補助金を計上しております。地上デジタル放送が受信できない4つの地区におきまして、共同受信施設の整備に伴う補助金でございます。

15ページ、第3款民生費につきまして、新たな目として地域支え合い事業費を計上しておりますが、これは県補助の新規事業でございますので、今回増目したものでございます。

事業の内容としましては、町の防災無線とは別にして、役場及び町内の社会福祉施設間を無線システムでネットワークを構築し、停電時でも対応できるよう、バッテリー等の整備を行うものであります。また、災害発生時用の簡易ベッド、車いす、ポータブルトイレを整備する予定でございますので、これらにより災害発生時や非常時の情報、予報、警報、避難勧告等の情報伝達体制が整えられ、援護を必要とする高齢者や要介護者、障害者の方々を中心とした災害時における地域住民の方々に対する支援体制の強化を図ることといたします。

16ページの第4款衛生費の保健衛生総務費につきましては、阿蘇広域行政事務組合への負担金を計上しております。これは大阿蘇環境センター未来館におきまして、ごみを固形燃料化する施設であります、RDF施設の機器修繕等に伴うものでございまして、全体の事業費は約7,700万円であり、そのうち本町負担分として761万4,000円を計上するものでございます。

17ページの第5款農林水産業費の農業振興費につきまして、有害鳥獣による被害防止対策として、大型の捕獲罠システムを整備するもので、今回はイノシシとシカを対象としております。この取組みにつきましては、県内でも極小であり、阿蘇郡市内においては、本町が初めて取り組むものであり、先進的な取組みとして、ほかの自治体からも注目されているところであります。

同じく、17ページの農地費でございますが、農林道整備の5割助成補助としまして、10路線分の計上をしております。

18ページの林業振興費につきましては、緑の産業再生プロジェクト促進事業としまして、阿蘇森林組合への補助金を計上しております。これは阿蘇森林組合において林業用のトラックとハーベスターを購入するものに対して、購入費の一部を国と関係市町村が補助するものでございます。

19ページ、第7款土木費の道路新設改良費につきましては、町道4路線の改良工事等を行うものであり、全体で5,436万円を計上しております。

第8款消防費の非常備消防費につきましては、東日本大震災によりまして消防団員の死者、行方不明者が250名を超えており、その多くが公務中であったことから、消防団員等補償共済からの補償額が非常に大きいため、今年度に限って掛金を1人当たり1,900円から2万4,700円に増額することにより対応されます。そのための増額補正となります。

20ページ、第9款教育費の事務局費につきましては、昨年度からの繰越事業によりまして、町内の各小・中学校に全体で3,000冊程度の書籍を新たに配置する予定でございますが、その書籍の整備に関わる人件費を計上しております。また、各学校においては、備え付けの書籍が一気に増加することから、学校図書館管理システムの導入委託料を計上しております。このシステムを導入することにより、書籍管理において、先生方の負担軽減はもちろんのこと、児童・生徒一人一人の貸し出し状況等も把握することができることから、児童・生徒にとりましても、読書に対する意欲の向上が期待されるところでございます。

21ページ、第10款の災害復旧費につきましては、先ほど申し上げましたように、本年6月、7月の豪雨により被害を受けた公共土木施設の早急な復旧を図るために必要な経費を計上しております。今回対象となるのは、道路7件、河川5件となっており、早急にその復旧に着手し、安全確保に努めてまいることとしております。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要をご説明いたしましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願ひいたします、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 5番 立山です。

今、町長がこの補正予算の主なところを説明されましたけれども、1つお尋ねしたいと思います。

12ページの一番上の節1報酬、非常勤職員報酬ということで115万5,000円が今回補正されておりますが、この内容についてお聞かせください。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） お答えします。

非常勤職員報酬ということで115万5,000円、今回補正を計上させていただいております。この補正は、今までの事務補助員的な雇用といいますか、そういったことではございませんで、町長が折に触れ申されております専門知識をもった職員を一時的に雇用するというものですございます。例えば、職員が使用しておりますパソコンの稼動状況及びそれに対する対応、また新たに独自のシステムを開発するなど、そういったことによりまして、パッケージ化されていない本町独自のシステムを用いることによりまして、事務の迅速化と特別な知識なしに事務の効率化を図ることができるようになりますが今回の補正の主眼でございます。まずは、今年度におきましては、事務全体の内容の診断、また改善すべきところ、改善できるところ等の把握から着手をしてまいりたいというふうに考えております。これによりまして、現在少ない人数で対応しております各担当課におきましても、若干の余裕ができれば、その分、住民サービスへ振り替えることができるのではないかというふうに考えております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） ありがとうございました。

このような取組みはですね、今、総務課長がご説明なさったように、高森町では初めての取組みではないかと思います。是非、今後の事務システムの効率化のために取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。10番 後藤英範君。

○10番（後藤英範君） 災害復旧費に温泉館西側駐車場の河川の災害も含まれていますか。お尋ねします。

○議長（田上更生君） 建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） ご質問にお答えします。

入っております。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 6番 森田でございます。

17ページの有害鳥獣ナビシステム、今回、本町が初めて取り組むというような話がございました。この中において、足くくり罠20丁というような話が出ておりますが、この取り扱いはどのような取り扱いをされるのか、お伺いいたします。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） ただいまご質問のイノシシの捕獲に関するお答えいたします。

今回は、数頭をまとめて捕獲いたします大型罠であります、今までに町が取り組んでいなかったシステムを新たに取り入れるもので。今回はですね、サルはさておきまして、まずシカ、イノシシの方から取組みを行います。まず、200平米の枠を造りまして、その中に監視システムを設置いたします。有害鳥獣が現れた場合にですね、反応して、ゲートを閉めて、網で捕獲する。念のためにですね、足罠の方も設置をいたしまして、檻の中に入ったイノシシ、シカの方をですね、まとめて駆除をして、その後。猟友隊の方に連絡をいたしまして、捕獲した有害鳥獣の方を処理をいたす計画をいたしております。ナビシステムですので、今回、そちらの方に現れた場合はですね、インターネットを通じまして町の方に通報が来るようになビシステムを構築いたします。出没の件数ですね、度合いあたりも今回は一緒に把握をしていきまして、今後、町の方で取組みをしていきます有害鳥獣対策に対します資料にしてですね、今後、町でどのような被害が、どこの地区で有害鳥獣が現れるかというのも含めましてですね、この際、一緒に今回のシステムで構築をしていきます。とにかく足罠に関しては、捕獲をですね、間違いなくやるためにゲートの中に足罠も一緒に設置をしていく予定にしております。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 説明はわかりましたが、せっかくですね、ナビシステムを導入されるということでございますので、生け捕ったですね、イノシシ、シカなどにですね、マーカーなどを付けてですね、範囲行動も一緒に調べてもらうなら、早急な対応ができるんじやないかと私は思っておりますが、その点についてはどういう考え方をお願いします。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） そちらの方もですね、今回は捕獲と駆除だけにしておりますが、サルも含めましたときにはですね、そちらの方も付けてから、形態あた

りをですね、調査をさらに進めていって、駆除の方に役立てていきたいと思っております。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。3番 興梠壽一君。

○3番（興梠壽一君） おはようございます。3番 興梠です。

教育委員会の方にお願いをしたいと思います。現在、小学校では4月からですね、新しい学習指導要領によって教育がなされております。骨格予算においてですね、英語教師の派遣等の予算も組んでありましたけれども、現在、その指導内容をですね、方法等、そういうとについてですね、簡単でよございますが、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長、後藤正三君。

○教育委員会事務局長（後藤正三君） 英語理解教育の方ですけれども、現在、1名、英語指導助手を教育委員会の中で雇っております。基本的には東中学校と高森中学校に派遣しておりますが、その間に中央小学校と東小学校に派遣しております。現在は国際理解教育ということで、英語のゲームとかですね、そういう形をしておりまして、事業内容につきましては、その英語理解担当の先生と協議しながら進めています。各学年によって、それぞれやり方が違いまして、低学年であればゲーム感覚とかですね、そういう感覚。高学年になれば、多少会話を入れてとか、そういう感覚の授業をゆとりのある時間に行っております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 3番 興梠壽一君。

○3番（興梠壽一君） 5年、6年においては、必修化は現在されておるかと思います。現在、今お話では、低学年の方を指導されているということですが、将来ですね、低学年においても英語教育といいますか、外国語教育については動向として必修化される見込みといいますか、そういう流れがあるかどうかをちょっとお伺いします。

○議長（田上更生君） 答弁は許しますけれども、議案の内容と関係ございませんので、後の質問についてはご配慮いただきたいと思います。教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） お答えいたします。

今、ご指摘がございましたように、小学校におきましては、本年度から新しい学習指導要領が導入されておりまして、今、議員の方からご指摘がありましたように、5年生と6年生に新たな活動として、外国語活動というのが入っておりまして。子どもたちは週1時間、外国語を中心としたですね、国際理解教育ということで授業を受けております。

教材につきましては、文部科学省の方から作成をして、各学校に配布しておりますので、それを中心としながら各学校の状況に応じて、A L Tを活用しながらですね、やっているのが実情でございます。

1年生から4年生につきましては、現在、国の方の施策等がございません。ただ、今まで各学校で創意の時間という、いわゆる学校サイドの時間がたくさんあったものですから、それを利用して低学年から英語に親しむとか、国際理解に親しむという活動をやっておりましたが、今回は教科の時間が400時間、小学校で増えてきておりますので、なかなか時間が見付けにくい状況になっておりますが、ただ国際理解ということを考えればですね、ご指摘の件につきましては、大変重要なことでございますので、今後、高森の教育の最適化というところからもですね、検討していく必要がある事項だと思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興梠壽一君。

○3番（興梠壽一君） 議案を外れた質問で、大変ご無礼をいたしました。ありがとうございました。

すみません。もう1点、13ページのですね、企画費の中で、バイオマスの活用推進計画についてですけれども、現在話題になっている町村もあると思いますが、バイオマスの活用推進計画策定委員会ですか、この委員会の活動内容あたりをお聞かせ願えればと思います。

○議長（田上更生君） 産業観光課審議員 甲斐敏文君。

○産業観光課審議員（甲斐敏文君） ご質問のバイオマス活用推進計画策定検討委員会委員につきましてお答えいたします。

ご質問の件につきましては、13ページの委員報酬7万6,500円、それともう一つ、その2段下ですか、バイオマス試験補助借地使用料1万円の件につきましてご説明いたします。ご存じのとおり、バイオマスに関するエネルギー事業につきましては、地球温暖化防止、二酸化炭素削減のために、平成14年に小泉内閣時代、バイオマス日本総合戦略構想が打ち出され、各種事業が進められております。しかし、この構想によるバイオマстаウン構想の策定市町村は、全国で318地区、バイオマスの利用率は、当初目標の25%に対しまして、17%に止まっている現状です。また、そのような折、本年3月11日、大震災によりまして、原子力発電がさらに厳しくなり、ますますバイオマスの利活用が見直されてきているところであります。

このような中におきまして、国においてはバイオマス活用推進基本計画を平成21年9月12日に施行し、県及び市町村に基本計画の策定に努めるよう努力目標を規定しているところでございます。

そもそもバイオマスとは、動植物に由来する有機物資源で、自然界に存するすべての生物のことです。これを有効利活用することによりエネルギーをつくり出すものです。

本町におきましては、幸いにも平成21年・22年におきまして、農林水産省の全額補助でバイオマスの賦存量調査を行っております。その調査が済んでいることから、平成24年にですね、この活用推進計画を策定したいというふうに考えておりますが、計画策定につきましては、補助金等の助成がないもので、本当に当該計画が必要であるかの判断のためにですね、今回、委員会を設立しまして、委員6名により審議をしていただくこととしております。先ほど申しましたように、6名分の報酬を計上し、平成24年3月までにですね、3回の委員会を開催する予定しております。

それと、もう一つ付け加えますけど、先ほど言いました使用料及び賃借料ということで、1万円の計上をしておりますが、これにつきましては、バイオマス圃場の借地使用料ですけど、バイオマスに有効な植物、つまり亜熱帯植物のエリアンサスという植物があります。これはススキと同じような植物ですけど、ススキの2.5倍ぐらいの大きさになるということです。そのエリアンサスがですね、本町の気象とか土壤に適用するか試験栽培を1反の畠で約1年間行うために土地を借りるものであります。

以上がバイオマスの推進委員会に関する説明であります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 5番 立山です。

先ほど町長の説明の中にありました地方バス対策事業費債というのが出ていますので、これに関連いたしまして、町民バス関係について質問いたします。町民バスは、交通弱者の交通の確保という面からは、非常に大切な役割を担っていると思います。しかし、これが毎年、莫大な赤字となっており、この実情についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） お答えします。

もともと廃止代替バスということで議員さんお聞きになったことがあろうかと思いますが、バスの事業者が運営できなくなった部分について、町がバス事業者と契約してバスを運行するというのが今の形態でございます。本来でありますと、バス事業者の方はもう単独では運行できないわけですから、撤退するのが筋でございますが、町と協力して、いわゆる公共交通機関ということで、それをまだ運行しているということでございます。

大体町がどのくらい毎年補助を行っているかといいますと、ちなみに平成18年度が2,100万円、19年度が2,300万円、20年度が2,400万円、21年度2,400万円、22年度も2,400万円ということで、毎年、大体平均2,400万円ぐらいのお金がバス運行のために出ております。

それに対しまして、県の方の補助が一部ございますが、5年前は約340万円ほど出ておりました。21年度は極端に制度が変更になりました、28万2,000円というふうにですね、かなり県の方の財政によっては、その年の補助の額が減額されるということで、町の方としましてもこの運行につきましては、今後の対策等もまた別途しっかり考えていかなんというふうには思っております。

以上が近況ということでございます。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） はい、わかりました。

現在ですね、そのバスは熊北産交さんが運行していらっしゃると思いますけれども、これをですね、他の事業者等との競争により経費の、今述べられました2,400万円の赤字ということで、経費の削減等を図ることはできないんでしょうか。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 5番議員の質問にお答えいたします。

産交バスさんが運行されていて、毎年2,000万円弱、要は2,000万円から2,400万円ぐらいのお金が出ているということで、競争原理により経費の削減ができないか、考えているかという質問だと思います。以前に、私も就任いたしました、今回の一般補正に載せているように、2,410万円ですか、入らなければいけないと、本来であれば、今回はそれを補正後ゼロにしたわけでございますが、就任後、そういうお話をいろいろ聞きましたが、予備者の問題、また事業所が高森町にあるということによる税収の問題、現在の従業員の雇用の関係等により、スクールバス運行、路線バス運行という業者間の配置がされ、現在に至っているというふうに聞きましたし、私もそう思っております。

しかしながら、変更することは可能であり、現在、調査をさせている、実施しているということは間違いございません。そもそもこれだけのお金が出ているわけですので、毎年出ているわけです。そして、先ほど総務課長の答弁にもございましたように、県の財政により、補助の分、お金をもらえる分が毎年変わってくる、すなわち県の財政が現在どうであるかというのが議員の皆様方、一般の皆様方もよく理解されていると思います。ということで、私自身も私のこの政策集に上げております町民バスについての見直しということは上げております。それに関しても、既に乗務員の方や利用者について聞き取り調査をさせていただいている最中であります。結果でいいますと、現状どおりの運行を良しとしているわけではないということも付け加えさせていただきます。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） じゃあ、町長、現状どおりの運行を良しとしているわけではないと、どのような考え方をお持ちですか。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） やはり利用者の人数に合ったバスの定員ですね、これが1点だと思っております。また、バスが効率的でないのであれば、よく乗合タクシーという言葉も出てきておりますが、乗合タクシーの運行、これも一つの考えではなかろうかというふうに思っております。

また、既存のスクールバスとの乗合いの運行など、いろいろと検討しているところで、考慮している最中であるということも付け加えさせてください。その中には、バスを維持するための方策として、現在の料金の見直しも含まれるものであります。いずれにいたしましても、交通弱者といわれる方々のですね、交通は確保しなければいけませんので、私自身、政策集に上げていますように、しっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 1番 宇藤です。おはようございます。

先ほどよりですね、監査報告でも指摘がありました道路工事についてとは異なりますが、要は公共工事でございますので、全体的な質問として捉えてお答えください。

町長は、就任後に町の工事の規模別等級表を見直しされておりますが、どのように改正されたのでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1番議員のご質問にお答えいたします。

熊本県の基準とまったく同じでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） お答えされた県のランク通りとは、熊本県と同じということで、公平・公正、透明度という点では満点だと思われます。私が知っている限りでは、熊本県はA1ランク、A2ランク、Bランク、Cランクとなっているようですが、高森町では熊本県のランクの最下位であるCランクにも属していない会社もあると思われます。そのようなランク外であるが、地元で頑張っている会社に対しての育成という観点についてはどうのようにお考えでしょうか。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 県のランク通りに高森町の規約を変えたということでありまして、熊本県は現在、A1ランク、A2ランク、土木工事に関する限りでは、Bランク、Cランクであります。高森町も同じであります。今、議員が言われたのは、要は例えば若くて会社を設立された方や、地場、この高森町で今から頑張るぞということで、後を継がれたりする方、多々いらっしゃると思います。要は、その県のランクどおりであれば、DとEが以前はあった、要はC以下のランクがあった。じゃあそのランクの会社がどうなったかといいますと、やはり県はCランクとしての格付け、要はCまでしかございませんので、最低がCということでございます。ということで、私もそれと同様、高森町で今から頑張る若者、若しくは意欲がある方々、業者の方々いらっしゃると思います。最下位の高森町もDランクがなくなつたわけでございますので、その方々に関する地場産業育成という観点から、私はやはりそこの分はしっかりと考えなければいけない、もちろん県と同様にチャンスを与えるなければいけない、そのためには熊本県とまったく同じように考えていくということでございます。

もう1点、あえて申し上げさせていただきます。私は、やはり大事なことは専門性、これは非常に大事ではなかろうかと思っております。1番議員さんにおかれましては、農業をずっとやられてこられた、これはどの業種も一緒であります。餅は餅屋にと言葉がありますように、私自身、片手間でやっている、それでその業界でやり抜いていく、それほど今のこの日本の経済、そしてどの業界もそんな甘いものではないのではないかろうかというふうに思っております。という観点からも、私自身は今後はやはり専門をもつ、要は専門をもつということは、それなりの整備もし

なければいけない、そういう会社で若くて頑張っている、今からやるぞと、そして地域に根付いてやっていくぞという業者に関しては、しっかり地場産業育成という観点から応援していきたいというふうに、率直に思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 1番 宇藤です。

わかりやすい説明、ありがとうございました。是非、地元で頑張っている、特に若い世代が後継者としてやっていくにあたっての地域、地元育成につきましても頑張っていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 5番 立山です。

これは町長と教育長に質問いたします。

先ほど、町長の提案理由の中の説明がありました、この学校図書館ですね、この学校図書館でこれは町長の政策集です。思いやりの教育によるまちづくり、宣言1というところで、子どもの子頃を育む高森町を目指しますということで、具体的な例で、③町が保有する施設に高森図書館（仮称）を設立し、文化施設を誕生させるとありますけれども、これに関連する施策なのでしょうか。

それと、また、せっかく導入するのであればですね、町長がよくおっしゃっていますアナログ的な管理よりも、デジタルですかね、まあよく耳にたこができるほど町長から聞いておりますけれども、これはデジタル化を推進した形なんでしょうか、先ほどの説明は。要は、子どもたちにより良い環境で提供するべきと思いますので、詳細をお聞きしたいと思いますので、答弁の方をよろしくお願ひします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 5番議員のご質問にお答えいたします。

将来的には、私が政策集で上げましたように、読書の必要性、要は図書館の必要性、文化施設の必要性、このことにつながるのではないかというふうに、私自身は思っております。

もう1点、アナログからデジタルへと、これは効率化を図るために避けられない、そして私自身、就任いたしまして、今後ももちろん学校のこの図書の問題だけではなく、日頃のスタンスでやはりアナログ的な手作業からデジタル化ということは、私自身、強く推進させていきたいと思っております。

詳細につきましては、教育長先生の方からご説明していただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） 5番議員の質問にお答えいたします。

今回の補正にですね、図書システムということでお願いをしておりますが、私、教育長になりまして、学校の状況等をですね、把握していく中で、学校のデジタル化、このデジタル化ということは、いろんなところで今進んでいるわけですけれども、今、高森町の教育を考えたときに、このときにこの図書のデジタル化をですね、図らなければいけないなということで、補正でございますけれども、お願いをしているところでございます。

少し、今、国の状況等も含めて話をさせていただいてよろしいでしょうか。

学校図書館の整備と活用というのは、大変重要な課題でございまして、今の新しい教育の中でもですね、大変重要なことになってきています。国においてはですね、実は学校図書館整備5ヵ年計画というのが文部科学省が平成19年度に打ち出しまして、実は本年度がですね、最終年度にあたります。このことはどういうことかといいますと、国が決めました学校図書館の標準というのがございまして、学校規模において、その規模に応じた学校図書館の蔵書の冊数というのがありまして、それをとにかくクリアしていこうということで、1,000億円の交付税措置がなされて、単年200億円ということで進んできてたわけでございますが、それだけこの標準に達していない学校が全国的に多い。県内もそうですし、阿蘇郡内もそうですし、高森においてもそういう状況でございました。ところが、なかなかこの標準に達していないという状況がございまして、先ほど説明がありました。臨時交付金等が昨年出されまして、そういったものを受け、大変有り難いことに、高森町では本年度各学校に150万円という図書費をですね、購入費を予算化していただいております。150万円というのがどういうぐらいのお金かといいますと、私が今まで感じていますところでは、各学校年間20万円から50万円ぐらいが各学校の図書費というのが多いと思いますが、150万円というのはかなり多くですね、予算を立てていただいております。大変有り難いことだと思っております。これによりまして、図書の整備ということで、国が示す図書標準ということで、昨年までは4校ありますが、4分の1でございましたが、確実に4校とも今回は図書標準ですね、達成できるということで今進めております。また、今年度から小学校、来年度から中学校という新しい教育のスタートにとりましても、これだけの図書を購入いただく予算をいただいたということは、高森の教育にとって大変有り難いこと

だと思っております。それはお礼を申し上げたいと思います。

それでは、じゃあそれをどう活用していくかというところが現在の課題でございまして、この150万円という金額、各学校で図書を選定しておりますが、大体600から800冊程度ですね、各学校にこの秋、図書が届くわけでございますが、この多くの、今までにない多くの冊数の本をどう管理し、どのように活用していくか、これは現在の各学校の悩みでもあります。ですから、そういった中で、本町のですね、学校図書館の現状を調べてみると、実は高森中学校においては、平成17年度からいわゆる今回お願いしておりますパソコンによるそのシステム管理がですね、高森中学校では行われておりますが、あの3校につきましては、今まで紙ベースの手作業での管理が進めていたところでございます。ここで、これだけの冊数をこの秋に入れまして、各学校で紙ベースでまたそれを処理していくということは多大なる、その労力がかかるわけでございまして、先ほどちょっと申し上げましたが、新しい教育の移行の大きな目玉は教科の時間がとにかく増えていると、いわゆるゆとり教育の反省というところに立ちまして、小学校で大体1年生から6年生まで400時間と、今まで学校サイドの時間等々が削られて、教科の時間に振り分けられています。中学校においても400時間等ですね、教科の時間が増えてきているという現状の中で、先生方がこの秋にその本をですね、紙ベースで処理していく労力がどこにあるのかというのが現状でございまして、これが各学校の悩みでございました。

そこで、この際、是非この補正でお願いいたしまして、高森のですね、図書システムと、学校の図書システムというのを一新していただきまして、3校に高森と同じように、図書システムを導入していただき、またいろいろと調べてみると、高森中学校も17年ですので、現在は少し新しいシステムになっておりますので、それをバージョンアップして、4校とも同じシステム、そこからスタートしていく、そういう体制ができればですね、高森の教育が一段と発展し、また子どもたちのためにもなるのではないかというそのお願いでございます。

この導入が図られると、一つにはですね、先ほどからありました公務の効率化ということができてまいります。いろいろと学校の中、先生方がやはり一番大事なことは、子どもたちの目の前ですね、子どもたちに指導していただく時間を確保することですので、是非そういった公務の効率化というところにも生きてきますし、またこのシステム化はですね、バーコード入力になりますので、すべて図書がパソコンのバーコードで入力していきまして、従いまして、現在まである図書もすべて

バーコード入力に切り替えていきますと、もうこの図書の管理、貸し出しから、誰がどの本を読んだとか、どの学級が何冊読んだとか、そういういた管理等もできますし、併せて4校同じシステムになればですね、例えば私の学校でこの本が欲しいけれども、これがどうか、あるかなあといったときに、よその学校と連携をすれば、そういういた図書の検索もですね、もうみるみるうちにできるということでございまして、こういった新しい教育のですね、スタートにあたって、ここで各学校が紙ベースでやってしまったら、これは今から先の新しい教育を考えたときに、必ず後悔いが残るという思いをもって、補正というところで、大変財政等もいろいろ大変だろうと思いますけれども、是非これは教育委員会の目玉施策として、議員の皆様方にお願いしたいという思いで補正をお願いしているところでございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 1番 宇藤です。

10ページに記載しております、高森町防災ハザードマップ整備事業、ありますが、今までのですね、高森町防災のハザードマップとの違いとですね、なぜこのような金額がかかるのか教えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） お答えします。

この事業につきましては、県の緊急雇用対策事業で100%の補助を受けてするものでございます。ちょっと以前作りましたハザードマップが何年版かというのが、ちょっと記憶しておりませんが、いずれにしましても、危険渓流、土石流渓流、そういういた部分がかなりありますし、また避難所の見直し等された部分もございます。そういういた分を含んで、すべての世帯に配布し、非常時に活用いただくと、非常時でない場合については確認をいただくと、そういうことで中身を濃いものにしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） お諮りします。

しばらく休憩したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。しばらく休憩をいたします。11時15分から再開したいと思います。よろしくお願ひいたします。

-----○-----

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑はありませんか。5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 5番 立山です。

今回、補正予算の中に、町長の説明で、土木費ということで4路線、数千万上がっておりますけれども、先ほど有働監査委員の22年度の監査指摘の中でありましたので、そこで聞けばよかったですけれども、ちょっと見落としてまして、簡単に質問いたしますので、建設課長並びに町長の答弁、よろしくお願ひします。

この審査の結果の中には、一部道路改良工事とありますけれども、これはどこの工事なのか、そしてまたその中に筆界未定にも関わらず工事が施工されていたということで、これはもう法律的にどうお考えになっておるのか。そもそも、町道の、私が申し上げているのは、一部道路改良工事ということで、多分、町道の円福寺坊ヶ平線だと思いますけれども、そもそもこの路線はどこなのかですね。そして、この工事に至るまでの決定はどのようにされていたのか等々をお尋ねいたします。

よろしくお願ひします。

○議長（田上更生君） 建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） お答えを申し上げます。

路線名につきましては、円福寺坊ヶ平線でございます。まず、監査指摘に至った経緯について、まずご説明を申し上げておきます。監査指摘の中で一部道路改良工事において、県との協議及び確認に不十分な点が見受けられたという第1点目のご指摘があります。このことにつきましては、円福寺坊ヶ平線道路整備工事の中で、総延長80メートル、幅員4メートル、アスファルト舗装工事でございますが、この工事につきましては、狭い道路の補助金をいただいております。狭い道路の補助の定義は、現在、存在する狭い道路を整備するというその部分がございまして、今回の工事80メートルの中で24メートルが新設部分でございます。その部分については、補助から外れています。これが一つの指摘でございます。

もう1点のご指摘についてですが、用地について、筆界未定にも関わらず工事が施工されていたということで、そのまま工事が行われております。それについては、用地について、筆界未定にも関わらず、工事が確かにされております。同路線、起点において、筆界未定部分について、登記ができないという理由から、現時点では

町が口頭で使用の許可を受けるというものです。これにつきましては、昨年のことでもありますし、前建設課長補佐の方から顛末書をいただいております。その中で前瀬井課長の考え方として、工事を施工しながら、関係機関等の協議をしながら解決する方向で進めていたという状況であり、その決定につきましては、一課長で判断できるものではなく、当時の上司の判断であるという報告を受けております。

本来、円福寺坊ヶ平線については、本来ですと、町道認定をして、当然ながら、工事を施工すべきだったと思いますが、ましてや筆界未定地で登記もできない部分をそういう形でやつとることにつきましては、私どもも説明といいますか、ちゃんと上司の方に説明不足だったと思います。

以上です。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 6番 森田でございます。

今、円福寺坊ヶ平線の話が出ました。前の首長の判断でしたということでございます。これはですね、私も建設経済委員の中におりますが、是非ですね、前の課長、それから町長、そしてどういうふうな経緯だったか、慎重に調べたいと思いますので、その点もよろしくお願ひしておきます。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、各常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は、各常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第7 議案第44号 平成23年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第7、議案第44号、平成23年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長 色見隆夫君。

○住民福祉課長（色見隆夫君） 議案第44号でご提案申し上げました、平成23年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

今回の補正は、既定の予算に341万6,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ11億2,590万6,000円とするものであります。

6ページをご覧いただきたいと思います。

歳入、第4款国庫支出金、第5款療養給付費等交付金及び第6款前期高齢者交付金につきましては、上期第3交付申請に伴い算定いたしました見込額の差額をそれぞれに計上いたしております。

第12款諸収入、老人保健拠出金につきましては、平成22年度社会保険診療報酬支払基金からの返還金を計上いたしました。

7ページ、歳出になります。

第2款保険給付費の療養諸費及び高額療養費につきましては、第1目一般被保険者等給付費から退職被保険者等給付費及び高額療養費に、上期の医療支払状況を勘案し、組み換えを行うものであります。

次に、8ページの第3款後期高齢者支援金等につきましては、歳入の際にご説明申し上げました、第3交付に伴います算定しました見込額により減額しております。

併せまして、第4款老人保健拠出金及び第5款介護給付金につきましても、同じ理由で財源の組み換えを行っております。

第10款諸支出金につきましては、平成22年度の決算により確定しました額をそれぞれに返還するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。4番 荻口誓彰君。

○4番（荻口誓彰君） 4番でございます。

7ページ、一般被保険者療養給付費につきまして質問いたしたいと思います。この件につきましては、6月の補正におきまして、9,480万円の増額補正がなされております。その充当財源は繰入金と繰越金であり、国・県支出金につきましては、国県支出金はありませんかというような質問をしましたところ、ないというような答弁があったと記憶をしております。今回は、組換補正による減でございますけれども、財源内訳を見ますと、国・県支出金については1,560万2,000円の増、その他におきましては2,698万円の減、一般財源におきましても573万4,000円の減ということになっております。そういう財源の充当がそういう

うことになされた点につきましてご質問したいと思います。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 色見隆夫君。

○住民福祉課長（色見隆夫君） ご質問いただきました件につきましては、確かに6月の議会でもご指摘を受けたところでございます。その内容につきまして申し上げますが、ご承知のとおり、現在、国民健康保険につきましては、厳しい財政状況の中でやり繰りをしております。前回ですね、繰入金の方でお願いしておった部分でございますが、なかなか国の方にいろいろ質問しましても、明解な回答もないというようなことも踏まえまして、前回はそのように取り扱った部分ございます。それについては、この場をお借りしてお断り申し上げたいと思いますが、国におきましても、本年4月の22日、制度改革方針がですね、閣議決定されました後に、国の方からの指針が示された部分もございますし、また国庫負担金であり、当然いただけます。基本的には金額が必要可能な時期に歳入として受け入れができるような状況ではございません。そのこともあります、私は当時ですね、ないというより、今の段階では国庫支出金はすぐにいただけないというようなことでご説明申し上げたつもりでおりましたけれども、そこについては私の言葉足らずなところをお詫びして、訂正させていただきたいと思います。そのようなこともあります、今後、これからもですね、本当に医療費の増額は否めない状況であります。今回、私たちとしましては、やはり実数に基づいた申請方法をとっていくて、その中で数字を出していくというやり方をしなければならない現状というのもご理解いただいて、今回ですね、本当に概算要求の中で出ました数字を上げさせていただきましたので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 今後もですね、国の方針、指針等を十分把握しながらですね、適確な予算編成にあたられるようにお願いをしておきます。

終わります。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、文教厚生

常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第8 議案第45号 平成23年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（田上更生君）　日程第8、議案第45号、平成23年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長　色見隆夫君。

○住民福祉課長（色見隆夫君）　議案第45号でご提案申し上げました、平成23年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

今回の補正は、既定の予算に160万7,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ9,293万3,000円とするものであります。

6ページをご覧ください。

歳入、第4款繰越金につきましては、平成22年度の決算で確定しました160万7,000円を計上いたしました。

7ページの歳出につきましては、第4款諸収入、第1目一般会計繰出金に130万9,000円を計上、第8款予備費につきましては、歳入歳出の調整を行い、予備費に充当いたしました。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げて、説明といたします。

すみません。今、発言した中で、予備費について、第8款と申し上げました。

第5款の間違いですので、お詫びして訂正させていただきます。

○議長（田上更生君）　提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君）　質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君）　異議なしと認めます。したがって、議案第45号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第9 議案第46号 平成23年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君）　日程第9、議案第46号、平成23年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉課長　色見隆夫君。

○住民福祉課長（色見隆夫君）　議案第46号でご提案申し上げました、平成23年度高森町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

今回の補正は、既定の予算に103万1,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ6億9,338万2,000円とするものであります。

6ページをご覧ください。

歳入、第4款支払基金交付金につきましては、平成22年度の決算が確定しましたので、不足分の101万8,000円及び第6款繰入金につきましても、同様に1万3,000円を計上いたしました。

7ページの歳出につきましては、第1款総務費について、納付書の印刷及び費用弁償の増額、第7款諸収入、第2目償還金に85万3,000円を計上、第5款予備費につきましては、歳入歳出の調整を行い、予備費に充当いたしました。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、説明といたします。

大変失礼しました。予備費の第8款を第5款と読み上げました。恐れ入ります。お詫びして、訂正申し上げます。

○議長（田上更生君）　提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君）　質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君）　異議なしと認めます。したがって、議案第46号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

—————○—————

日程第10　議案第47号　平成23年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君）　日程第10、議案第47号、平成23年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） 議案第47号でご提案いたしました、平成23年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算に200万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,791万1,000円とするものです。

補正の詳細につきましては、6ページからご説明申し上げます。

歳入の第6款諸収入は、町道社倉水迫線道路改良に伴う水道管布設替えの受託事業収入200万円を計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

7ページをお開きください。

第1款水道費、1目一般管理費は、先ほどの歳入で申し上げました町道社倉水迫線道路改良に伴う水道管布設替えの工事請負費であります。

27節の公課費につきましては、平成22年度の消費税及び地方消費税が確定したことに伴い、229万4,000円を追加するものであります。また、第4款予備費につきましては、公課費の増減に伴う予算の調整を行ったものでございます。

以上、提案説明いたしましたが、よろしくご審議賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第11 議案第48号 平成23年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算 について

○議長（田上更生君） 日程第11、議案第48号、平成23年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 廣木富八君。

○建設課長（廣木富八君） 議案第48号でご提案いたしました、平成23年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算に106万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,559万2,000円とするものです。

補正の詳細については、6ページからご説明申し上げます。

歳入の第3款繰越金は、平成22年度分が確定したことにより、106万9,000円を追加し、356万9,000円とするものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

7ページをお開きください。

第2款予備費につきましては、先ほどの繰越金を予備費に増額し、242万円とするものでございます。

以上、提案説明いたしましたが、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第12 休会の件について

○議長（田上更生君） 日程第12、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。

9月13日から9月19日までは休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、9月13日から9月19日までは休会とすることに決定しました。

なお、各常任委員会が開かれますので、よろしくお願ひいたします。

-----○-----

○議長（田上更生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

お疲れさまでございました。

-----○-----

散会 午後0時20分

9月20日(火)
(第2日)

平成23年第3回高森町議会定例会（第2号）

平成23年9月20日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 決議第1号 地方自治法第100条に基づく特別委員会の設置に関する決議について

日程第2 一般質問について

議席	氏名	事項	要旨
2番	後藤 三治	町税等の滞納状況について（特別会計を含む）	①町税等の滞納状況及び、不納欠損等の状況は。 (総額及び滞納年度) ②現在の徴収形態及び徴収班等新設の考えは。
3番	興梠 壽一	保育園児の送迎について	①送迎に関する年間の予算（経費）について。 ②スクールバスへの同乗について。
		幼児教育について	①外国語活動（教育）の導入について。
4番	芹口 誓彰	観光の振興について	①中九州横断観光ルートづくりについて。 ②観光立町基本条例について。
		農業の振興について	①有害鳥獣対策について。 ②関係機関との連絡強化について。 ③農業専門職員の配置について。

		振興計画について	①振興計画の見直しについて。 ②高森町まちづくり条例について。
5 番	立山 広滋	指定管理施設「高森温泉館」の運営について	指定管理者「(株) 南阿蘇観光高森温泉館」の運営等は適正になされているか。
6 番	森田 勝	町の第一次産業である今後の農業について	①活力ある農業施策における担い手の育成の考えは。 ②集落営農の取り組みの考えは。 ③地産地消の考えは。 ④地域資源を活かした畜産振興の考えは。
		後継者の嫁対策について	①嫁対策の考えは。 ②住みたくなる魅力的な町づくりの考えは。
1 番	宇藤 康博	災害における町の対応について	①災害に備えた町の事前対策は。 ②災害発生直後の町の対応について。
		政策集における行財政改革の促進について	組織の改革について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1 番	宇 藤 康 博 君	2 番	後 藤 三 治 君
3 番	興 栢 壽 一 君	4 番	芹 口 誓 彰 君
5 番	立 山 広 滋 君	6 番	森 田 勝 君
7 番	田 上 更 生 君	8 番	甲 斐 正 一 君
9 番	三 森 義 高 君	10 番	後 藤 英 範 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(20名)

町長	草村大成君	教育長	佐藤増夫君
総務課長	村上源喜君	住民福祉課長	色見隆夫君
税務課長	古澤建生君	産業観光課長	橋本和則君
産業観光課審議員	甲斐敏文君	建設課長	廣木富八君
会計課長	杉田則秋君	教育委員会事務局長	後藤正三君
総務課長補佐	佐藤武文君	住民福祉課長補佐	岩下公治君
住民福祉課長補佐	阿部恭二君	税務課長補佐	色見継治君
産業観光課長補佐	岩田秋広君	建設課長補佐	安方含君
高森東保育園園長代理	熊谷優子君	色見保育園園長代理	瀬井類子君
総務課総務係長	沼田勝之君	総務課財政係長	岩下徹君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	古庄良一君	議会事務局庶務係長	松本満夫君
--------	-------	-----------	-------

開議 午前10時00分

—————○—————

○議長（田上更生君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

お諮りします。お手元に配付しております日程にしたがって、議事を進めたい
と思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進め
ます。

—————○—————

日程第1 決議第1号 地方自治法第100条に基づく特別委員会の設置に関する決
議について

○議長（田上更生君） 日程第1、決議第1号、地方自治法第100条に基づく特別
委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。提出者を代表いたしまして、3番、興梠
壽一君。

○3番（興梠壽一君） おはようございます。3番 興梠です。

特別委員会設置に関する決議趣旨説明をさせていただきます。

提出者を代表いたしまして、特別委員会設置に関する決議について趣旨説明を
いたします。

今9月議会定例会におきまして、平成22年度各会計歳入歳出決算認定につい
て、各常任委員会に付託されております一般会計歳入歳出決算におきまして、一部
道路改良工事に伴う筆界未定部分の工事が施工させていることについて、建設経済
常任委員会の中で職員等の委員会出席を求め説明を受けましたが、常任委員会での
調査では限界があり、原因究明等が不可能と判断をいたしました。

この道路改良については、以前から地域住民の要望事項でもあり、早急に原因
を究明し、また再発防止に努めることが限られた財源を最も効果的な活用、住民の
税金の正しい使い方につながるのではないかでしょうか。

以上のことを踏まえ、地方自治法第100条に基づく特別委員会の設置を強く
望むものであり、趣旨説明といたします。

○議長（田上更生君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質
疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） おはようございます。5番 立山です。

今、委員長報告の中にありましたように、一部道路改良工事において不適切な筆界未定の土地の工事が施工されております。このことは、定例会初日、本会議場におきましても、監査委員より指摘があったことは皆さまご存じのとおりです。

そこで、指摘されましたことがどうして発生したのか、その原因の究明をする義務及び責務が当然議会にはあります。また、議会がどうしてこんな大問題が見抜けなかったのか、私たちの反省の意味も込めまして、その原因も究明し、今後の議会運営に活かすためにも、特別委員会の設置が是非必要だと思います。

最後になりましたが、この特別委員会が決して犯人捜しをしたり、罪人をつくるものではない、目的から逸脱しない委員会であってほしいこと、法律と条例等に則り常識ある判断、また地元住民の要望も強く、1日でも早く着工できますよう切にお願いして、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これより決議第1号、地方自治法第100条に基づく特別委員会の設置に関する決議についてを採決いたします。

決議第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（田上更生君） 起立多数です。したがって、決議第1号、地方自治法第100条に基づく特別委員会の設置に関する決議については、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました行政事務調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、行政事務調査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

-----○-----

日程第2 一般質問

○議長（田上更生君） 日程第2、一般質問を行います。順番に発言を許します。2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） おはようございます。2番 後藤です。

一昨年振りに開催されました風鎮祭も賑わいの中、無事終了したのを機に、朝夕めっきりと秋の香りが漂う頃となりました。現在発生しております台風15号は、沖縄近郊で迷走を繰り返し、今日明日にかけ、本土接近が予想されておりますが、その進路と併せ、被害が起きないことを祈るばかりです。

この時期、本町では収穫の時期を迎え、農家にとっては1年で一番忙しい時期となっているところであります。3月に発生しました東日本大震災をはじめ、先の台風12号では、紀伊半島を中心に甚大な被害をもたらし、今なお雨が降ったり、土砂崩れでできたダムの決壊に注意をしていると報道を聞きます。一度台風の進路が変われば、本町にも大きな被害が発生したことであろうと思えば、人ごとでは済まされないことであり、被災地の早急な復興を願うとともに、本町の防災体制の確立を改めて行う必要を強く感じているところであります。

また、9月に入り、敬老の週間を迎える、17日から19日にかけ、各地区で敬老会が実施されましたが、話を聞きますと、例年には多くの敬老者の参加のもと、盛大に開催されたとのことであります。これからも元気にお過ごしいただくとともに、まだまだいろんな意味でご教示いただきたいと考えております。

さて、本9月定例議会では、平成22年度高森町歳入歳出決算書の決算審査報告が行われたことから、その資料をもとに自主財源であります町税等の滞納状況について質問をさせていただきます。平成21年3月に策定されました高森町総合計画では、財政運営の現状と課題で、一般財源の確保に苦慮しており、特に地方交付税の段階的縮減をはじめ、財源の確保に苦慮していますとあります。ご承知のとおり、本町の予算の8割強が依存財源であります地方交付税等によって賄われておりますが、この地方交付税の減少が予想される中、町の振興策を進める上でも極めて大事な財源であります。自主財源の確保は、町民相互の義務であり、願いでもあります。特に小泉政権時推奨されました国と地方公共団体に関する行財政システムの改革、すなわち三位一体改革による国庫補助負担金の廃止・縮減、税財源の委譲、地方交付税の一体的な見直しが行われることで、これまで以上に自主財源確保の大切さを考える必要があるのではないでしょうか。ただ、心配されます地方交付税交付金については、ここ2年間、地方交付税交付金が微少ながら増額され、やや本町財政に

も余裕の兆しが見えた帰来もあるとの報告がなされておりますが、その後続きまして、しかしながら、本年3月11日に東日本大震災が発生し、日本の経済、社会、そして日本国民に甚大な影響をもたらすこととなり、今や大増税が取りざたされており、国家財政が危機的状況に陥り、またしても大変厳しい財政運営を求めることとなると報告されております。

そこで、自主財源である町税等の確保は、町財政にとって欠かすことのできない問題であり、その滞納を解消することは町民間の均衡を保つ上からも極めて大切なことがあります。

そこで、今回の決算報告を機に、滞納状況について公開し、皆さんと一緒に考えたいと思い質問いたします。まず、現在どのような滞納がどのくらいあるのかお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） おはようございます。それではお答えします。

まず、会計ごとに、その滞納額等についてご説明申し上げます。まず、一般会計でございますが、一般会計で処理しておりますのは、町民税、固定資産税、軽自動車税、あと料としまして、児童福祉費の負担金、それと使用料ですね、児童福祉施設の使用料、それと住宅使用料等がございます。それぞれ申し上げますと、町民税につきましては、滞納額が約1,160万円、端数の方は割愛させていただきます。固定資産税につきまして4,210万円、軽自動車税が54万円、児童福祉費負担金が146万円、児童福祉施設使用料5万7,000円、住宅使用料が114万円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計でございますけれども、これにつきましては29万9,000円の滞納が決算上出ております。

次に、介護保険特別会計、これは第1号保険者保険料ということでございますが、473万円でございます。

次に、国民健康保険特別会計、これは中身が6項目ほど分かれておりますが、まとめてトータルでいきますと6,143万円が現在、滞納額となっております。

次に、簡易水道事業の特別会計でございます。これにつきましては、1,956万円、合わせまして1億4,300万円が現在、滞納額として上がっておりま

す。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 自席から失礼します。

ありがとうございます。ただいまご回答ありましたように、私のこの決算書をもとに計算をしてみました。一般財源、自主財源におきましては、総額で1億3,200万円程度あるのかなというふうに思っております。今申された中に、ご存じのように、国保及び簡水特会の不詳事件によります弁済金残高が1億300万円ほどもあります。さらに、介護保険特会における不適正請求事件による返納金、これも200万円を超えております。これら現在のところ、まで入っていないという状況でございますが、総トータルをしますと、何と2億3,800万円程度の自主財源等々があるというふうに思っているところでございます。このことにつきましては、監査報告もありましたけれども、各常任委員会においても徴収の現状や課題等について多くの議論がなされたところでもあります。

そこで、大きく滞納となっております部分、不正事件等の部分は後の方に回しまして、一般的な税と料の滞納者ですね、滞納年度、いつからの部分が発生しているのか、また税一つとてみてもそうなんですが、滞納されている方は税あるいは料等に通じても滞納があるんじゃないかというのが予想されます。そういうことで一個人としてですね、どれぐらいの滞納が現在あるのか、その状況についてご回答をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） ただいまの質問にお答えいたします。

個別の滞納額等につきましては、法人また個人を問いません、ある程度、法人の特定につながる分につきましては、金額の方は公表を差し控えたいと思いますが、数百万単位での滞納されている部分もございます。まず、町民税から申しますと、最も古いのが平成13年度から始まっておりまして、その年度のみでいきますと、これは個人の方なんですが2,900円。次に、固定資産につきましては、平成3年度でございます、4万2,823円。それと、軽自動車税につきましては、平成14年度、2,200円。あと、児童福祉費負担金、これは平成7年度でございますが、14万1,000円。児童福祉費、使用料でございます、これは1万2,000円、21年度からでございます。あと、後期高齢医療に関しましては、平成21年度からの分が1,100円でございます。次に、介護保険、これにつきましては平成15年度から2万900円。簡易水道特別会計につきましては、平成10年度からの分が2万1,290円、これが一番古いものの個人または法人の関係の滞納額でございます。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） ただいまご答弁ありましたように、一番古い税目では平成3年度からの部分があるということでございます。また、一個人として数百万もの滞納があるということでもございました。なぜもっと早い段階でこういった税、料がですね、回収できなかったのか、今後ですね、数百万ある滞納をですね、どのように納めてもらうおつもりなのかですね、お話、またご答弁いただきたいと思いますが、仮に1万円、2万円、毎月返済しましたとしても、到底、完納できる見込みはないと、私は思うんですよ。平成3年、もう20年前の税金が今なお残っているということでございますので、この点も併せてですね、今後どのように徴収するお考えなのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） お答えいたします。

確かに一番古い年度で平成3年度というのがございます。これにつきましても当初から督促あるいは訪問、納付の特例等をお願いしてまいりましたが、それでもなおかつ納めていただけないということで、あるケースを申し上げますと、これは農地でございますけれども、農地を一度差し押さえをしております。差し押された後、また県、国等もございますので、そのへんがその機関が差し押された分につきましても参加差し押さえという手続きをとっております。そういうことで、一応財産の差し押さえをしておりますが、これを実際、現金化して納付していただくことになりますと、例えば農業者の場合、次の生産に使える農地がなくなる、まず生活の基本が奪われるということで、なかなか公売して現金に換えるというのが厳しい状況でもございます。我々は税を徴収して、一部門からいいますと、税務課はそういうことでもありますけれども、やはり町全体としては住民の生活をまず守るということも、これは当然必要、科せられた分でもございますので、今後とも納めていただくように特労をしながら、しっかりと不納欠損等、いわゆるごねどくといいますか、そういうことにならないように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） ただいまご説明がありましたように、いろいろ差し押さえをしても、なかなか取る見込みもない、無理に取れば、その後のことにもいろいろ影響があるということで、苦慮されていることが十分わかりましたが、滞納に向けてはですね、今お話もありましたように、やはり住民間の均衡を資するためにも、今

後、滞納回収に向け、一層の努力をお願いしたいと思います。

今、答弁の中でちょっとだけ出ましたけれども、その点も併せて、ちょっとお伺いしたいんですが、税法上、特別な理由により、不納欠損を行うことができるところがあります。どのようなケースのときに不納欠損されるのか、またですね、併せてこれまでにですね、不納欠損をどういう形でされてきたのか、それから3つ目ですけれども、税務課でですね、ここ2、3年、差し押さえを行っているということを聞いておりますが、どのようなものを差し押さえし、どう処分したのか。さらに、処分した金額はどう処理したのか、併せてご答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） お答えします。

不納欠損の理由ということで、私どもで考えて実施しておりますのは、例えば債務者が亡くなってしまった、その債務について相続人がいない、また生活困窮、いわゆる生活保護等を受けられておりまして、今後それが解消する見込みがない。あと、現金化して税を納付する財産もその方がお持ちでないという場合につきましては、不納欠損の処分をしております。

あの質問につきましては、私、数字を持ちませんので、税務課長の方でもしあかりましたらですね、お答えすると思うんですが、あと、差し押さえの項目としましては、例えば家財、そういった直接家の方に調査にまいりまして差し押さえを実施し、先ほども行いましたが、公売会によって、その一部を現金化して税を納めていただくということで、そういった内容のことを差し押さえをやっております。あと、例えば大きな農機具の保全差押え、そういうことも今実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 税務課長 古澤建生君。

○税務課長（古澤建生君） おはようございます。

今、公売会等のご質問がございましたですけれども、公売会と申しますのは、国税徴収法の第94条の規定を準用いたしまして、平成21年度に初めて町としては軽自動車の公売会を行っております。その際の公売代金というのが4万5,000円でございました。さらに、翌年の平成22年度、昨年度でございますが、このときには本格的な動産の公売会というふうなことで、総合センターにおいて実施をいたしまして、公売の売買代金というのは12万7,950円でございました。さら

に、本年度につきましては、8月の29日に開催をいたしまして、約72点について入札を行い、落札率は92%、それから公売の代金が2万6,670円というふうなことで、歳計外の方の収入として受け入れをいたしております。

動産等につきましてはですね、もう家庭の生活が困難になるようなものというものは当然持ってきておりませんでけれども、通常のもうこんなティッシュ類からですね、それから中には空気清浄機等もありましたし、そういうしたものから通常の日常の生活でもう最低限のものを動産として公売会の方には出品をさせて、入札をするという制度で行っております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） ありがとうございました。

不納欠損処分や差し押さえ事務となりますと、相当な知識や経験等が必要となります。2、3年ぐらいで異動される新人職員さんや、日々窓口事務に追われる職員さんには徴収事務を同時にこなすことは相当無理があるのではないかというふうに思います。その結果が現在の滞納につながっているのかなとも、私自身思っているところでございます。また、税ではなく、料を扱っている部署の担当者にあっては、監査委員からの報告のように、民法の規定による対応が必要であり、複雑・困難であるということでございます。併せて、日々住民と接することの多い窓口を担当されている職員は、自分の仕事を覚えるのに加え、督促業務や現場対応に追われ、聞くところによれば、時間外で残務処理をしている者や、中には土曜日、日曜日の休日に出勤をしている職員もいると聞いております。決算審査意見書を引用いたしますと、徴収を担当されます職員の皆さまの苦労は並々ならぬものがあると推測されますが、今後もさらなる徴収の強化、合理的な徴収体制の構築等、なお一層の徴収努力により、自主財源の確保に邁進されることを強く望むとあります。まったく私も同感に感じております。

次に、ちょっと視点を変えさせていただきたいと思います。先ほどちょっと触れましたけれども、国保、簡易水道特会の弁済金についてお伺いいたします。この件につきましては、事件発覚後、担当審議員を設けられ、その対応にあたっておられましたが、現在ではその担当所属もはっきりしていない状況であるという状況でございます。また、昨年度の弁済額も国保で1万円、簡易水道で3,000円となっております。このような状況では本人が生存している間での弁済は到底望めない状況であります。

そこで、町長さんにお伺いいたします。町長さんは、この事件についてどのように思われ、今後どのようにされるおつもりなのかお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。

まず、2番議員のご質問にお答えする前に、17日から19日まで、敬老会を各地で開催していただきました。今日は傍聴者の皆さんもお越しになられておりますが、本当にお世話になりました。と同時に、各地域のご出身の議員さんにおかれましては、自分の出身地区のみならず、違う地域まで行っていただいて、本当に有り難いなあと、私自身、実直に思ったわけであります。また、今回、特に敬老祝金の一括支給ということで、前回の議会で議論をしていただきました。特に文教厚生常任委員会ではしっかりと対応をするようにという、また気合いを入れてやりなさいというご指導もいただき、私自身、それに応えなければいけないということで、今回は色見地区、高森地区をすべて回らせていただきました。山東部に関しましては、教育長、そして総務課長に行っていただき、来年度以降に関しましては、私自身、コスタリカ方式か、若しくはすべて回れるような日程を各地域の駐在員さんにもお願いをして、また議論をして、しっかりと指導していただきながら、できれば全地域回りたい、そういうふうに思っておることも冒頭にご説明させていただきます。本当に議員の皆さん、ありがとうございました。

ということで、先ほどより2番議員さんの適切なご質問、私がまったく知らない時代の出来事であります現実問題といったしまして、その前にいたしまして、まずこの自主財源の問題に関しまして、先ほど例を2番議員さんが言われました。3月の、要は震災があったと、そしてそれによって今後、国家財政が厳しくなると、となれば自主財源の確保が各自治体で必要になると。そうなれば、やはり税徴収体制をしっかりと作り上げなければいけない、また問題は問題として議論しなければいけないということであるというふうに認識いたしました。これはご家庭でいえば、貯金が貯まってきたと、しかしながら、何か出来事が起きて、今後やはりそれに対応するためには、もう一回、家庭の中で支出を見直さなければいけないと、そのためにはどこか無駄なものがあれば、それを売却したり、貸しているものがあれば、お返ししていただくということではなかろうかというふうに思っております。

先ほどよりの質問に関しまして、私自身、このまづ1点、この不正事件の問題でございます。現状、解決をいたしておりません。それが現実であるということで1

点であります。2点目といたしましては、やはり私も引継事項の中で、最初にこの問題が取り上げられております。この問題に関しましては、前総務課長、今日議会に出ております色見課長からもしっかりと町長考えて取り組んでくださいという指導もいただきました。と同時に、現時点では最終的にこれをどうするかという方向性は決めておりません。しかしながら、やはり過去のこの事件の全容をしっかりと理解して、それに伴い、なぜここまで年数が経って未解決のままでいるのかということを、私自身、踏まえながら、やはり行政の執行部の中でしっかりと相談して、また議会にもご相談をしながら、最終的な判断は近い将来出さなければいけないというふうに考えております。

もう1点、先ほどご指摘がございました介護保険の不正受給の問題でございます。これも前藤本町長の時代からの懸案事項として引き継ぎでしっかりと受けさせていただきました。いろんな委員会等々、議会の方でも活発な議論が行われたというふうにお聞きいたしております。しかしながら、結論は出ておらず、前執行部の方も請求を続けているということで、私の方にバトンタッチをされたわけであります。重ねて、この問題に関しましても、私も就任後、請求をいたしました。これは再請求という形でございます。今後、この問題をこのまま放っておくつもりはまったくございません。どなた様であろうが、やはりこの不正が出たと、不正受給が明るみに出たということに関しては、しっかりと対応していく気持ちでありますので、そのへんも改めて、また違う機会で議論させていただき、今日は質問事項の中にありましたので、お答えさせていただきました。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 現在、国保特会におきましても、医療受給者の急増により、緊迫した状況と聞いておりますし、簡易水道特会におきましても、水道料の見直しも検討しなければならない時期との情報を耳にしております。このようなことから、この不正事件がもたらす影響も考えられます。早急な完全弁済に努めていただきたいと思っております。

それから、介護保険についてもご答弁いただきましたが、なかなか難しい問題であります。この案件につきましても、議員全員協議会あるいは常任委員会でも協議を重ねてまいったところでございますが、諸問題も多く、今後とも執行部と十分な検討を行っていきたいというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

次の質間に移らせていただきます。現在の徴収体制についてお伺いしたいと思い

ます。現在の徴収体制はどのようになっているのか、よろしくお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 2番議員のご質問にお答えいたします。

現在の徴収体制について、形態についてということであるというふうに思いました。現時点での形態についてご報告させていただきます。個別の取組み、現状などにつきましては、先ほど総務課長も若干説明していただいたと思いますが、以前は税の徴収部門の職員を2名、徴収専門に配置していたとのことでありました。これは税のみであります、料とつくもの、いわゆる保育料や水道料などではありますが、それらは各課で対応していたということです。現在は組織の改編によりまして、徴収係が廃止され、税、料ともに、担当課において、その事務に当たっているところでございます。ちなみに、熊本県の状況といたしまして、45自治体、団体中、37団体が徴収係を設置しているということが現状であります。また、そのうち5団体が税及び料の徴収も行っているということも重ねてご報告させていただきます。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） ありがとうございました。

徴収体制につきましては、今お聞きしましたけれども、先ほどからお話しいたしましたが、現行体制では無理があるので感じております。そこで、今ちょっとお話もありましたけれども、徴収班を設置し、徴収全般、これは税、料ともに併せてです。徴収全般を行ってはいかがかなと私も考えております。今、町長さんの答弁では、県下では5つの町村がそういうふうにされているということでございますので、本町にもそういう徴収班を新設をされるお考えがあるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 2番議員のご質問にお答えいたします。

徴収班の新設についての考え方であります。当面は現体制のもとで、口座振替、またさらなる徴収の推進、納税環境の整備を図りたいと、その2点でというふうに思っております。また、コンビニエンスストアなどにおける払い込みにつきましても、納税環境の整備といった面で効果があるのではないかということで、現在、指示をいたしているところでございます。しかしながら、私は思うことが1点あります。やはり2番議員さんにおかれましては、やはり行政の中にいらっしゃ

やつたということあります。これは組織の中にいるときには見えない、出ればよく見える、要は客観的な視野で見ることができる。これは何もこの地方自治体だけではない、民間企業でも一緒ではなかろうかと思います。そのような観点で申しますと、やはり一步外に出られて、今、議員としての、今度は政治家としての立場、政治家と事務方はまったく別でございます。政治家としての立場で、やはりまた2番議員さん、ご経験も豊富だと思いますので、是非とも、反対の意味で、いろんな点で、またご指導、そしてご意見等々あれば、しっかりお聞きしたいなあというふうに、私自身は考えておるということはもう重ねてお願いを申し上げます。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） ありがとうございます。

私は、そういう経験を活かしながらですね、是非、この際、徴収班等の新設をつくっていただきたいなあというふうに思います。良いか悪いかわかりませんけれども、私の考えている提案を述べさせていただきたいと思います。私は、徴収班を新設は、先ほどかにら申しますように、税と料を一体的にですね、専門的な知識を有する方にお願いして、徴収にあたっていただきたいなど。いろいろと今後について問題はあるかと思いますが、そういった徴収班のもとでですね、現行の滞納を少しでも少なくしていただく取組みを行うとともに、今、町長さんが言われましたように、将来的にはコンビニエンスストアですか、そういったところでの納税もというふうにお考えですが、そういった徴収班のもとでですね、そういった今後の戦略を練るためにもですね、是非、徴収班をつくっていただきたいなというふうにお願いするものであります。

そこでですね、大変恐縮ではございますが、この徴収班にですね、私はここにお出での、この議場にお出での課長補佐さんにお願いしてはどうかということで提案するものでございます。ご承知のように、平成19年6月、機構改革により現在の体制が確立しておりますが、それまでの課長補佐さんは各係をもち、担当業務をこなしながら課長補佐の仕事を同時にやってまいりました。しかし、現在の課長補佐さんは、係はお持ちじゃございません。日々業務が多忙であることは承知いたしておりますけれども、その課長補佐に専念されるんじゃなくて、今、職員の中でも非常に苦慮しているこの徴収部門をですね、課長補佐さんにお願いできたらなあというふうに思うものであります。先ほどから言いますように、税、料等の徴収業務、特に先ほどから質問しておりますように、不納欠損や差し押さえ業務等々は、相当な知識や経験が必要であります。さらに権限移譲により、仕事の量が増える中、ま

た併せて職員の削減も行われております。そういったことで、一担当者の仕事量も増大する一方であります。加えて徴収を行うことは、私は無理じゃないかなということで、徴収班の設置をお願いするものであります。また、課長補佐さんは、これまでに幾多の部署を経験され、徴収に対する知識、経験等も豊富におもちであります。その知識と経験を十分に発揮され、滞納者との面談、それから相談に応じていただくとともにですね、納入勧奨や法的処分等に努めていただき、本町でいいます新たな徴収体制を確立していただきたいなということで提案するものであります。これは私の提案でございますので、町長さんがどうされるかはちょっとわかりませんが、提案に対してのお考えをですね、お聞かせ願えればと思います。よろしくお願ひします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 2番議員さんの提案、本当にありがとうございます。

今、しっかりと聞かせていただきましたが、非常にコンパクトでわかりやすく、理にかなっている提案ではないかなというふうに感じました。先ほど、現時点では、現体制でということを申し上げましたが、現在、新たにこの組織をつくると、再編すると、来年の政策集にも載せておりました。課と係の見直し等々もございます。組織も立ち上げるということになっております。今回、ちょうどこの一般質問で2番議員さんのようにご経験があられる方から提案がございました、内容的にも私自身も今はっと気づくこともございましたし、思っていたことも同じこともございます。ということで、今後、是非とも、またしっかりこれは議論して、またいろんなアドバイスをしていただきたい、そして現状は現体制ですが、これは恒久的ではありませんので、また新たな体制づくりがそこで生まれることは、これは徴収につながるわけです。これは非常にいいと思います。と同時に、課長補佐の現状の役割、また立場についても、ご経験があられるという観点からも入っていたと思いますが、私自身はしっかりと今のところは各課ですね、課長補佐さんはいろんなお仕事を対応されているというふうに思っております。しかしながら、やはり係、以前、機構改革の前までは係をもたれていたと。これは通常考えまして、ベテランが、これは民間でも同じだと思います。キャリアが長い方がやはり長くなるということは、それだけ専門性が高くなっている、知識も経験もあるということですので、一つの仕事、担当をもたれるということに関しては、以前はすごく理にかなっていることをやってたんだなというふうに率直に思っております。また、将来のですね、これはなぜかと申しますと、ご存じだとは思いますが、非常に現状、年代間ギャップ

が発生する時期がもうそろそろ来ます。退職者がどんどん退職なされていって、その後にちょうど年代が空く時代が来るわけです。そういうことを考えましても、やはり課長補佐さんがしっかりした立場で仕事をしていただく。そのため、この議会でも構いません、どこでも構いません。また、執行部の方にお見えになっていただいて、議員さんの意見を聞き入れて、そして新たな体制づくりにも一役かっていたいと、私の方からも重ねてお願いを申し上げます。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君。

○2番（後藤三治君） 町税等の滞納につきまして、たくさんの質問をさせていただきましたけど、再度、決算審査意見書を引用させていただきます。税の賦課徴収の公平性を期する上からも、町税徴収における諸問題については、関係各課が連携を密にし、早急なる問題解決を図り、税行政に対し町民が不快感を抱かないよう、賦課徴収事務に一層の努力をされたいと報告されております。職員の皆さまのご努力を切にお願いいたします。

併せまして、町民の皆さまにお願いいたします。まちづくりの根底は、町民の皆さまのまちづくりへの参加にかかっております。町税等を納めることも立派なまちづくりへの参加であります。町民一人一人のその小さな参加が、やがて大きな参加へつながりますようご協力をお願いしたいと思います。

これで、私の質問を終わります。

○議長（田上更生君） 2番 後藤三治君の質問を終わります。

お諮りします。

しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。しばらく休憩いたします。11時より再開いたします。

-----○-----

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

3番 興梠壽一君。

○3番（興梠壽一君） 3番 興梠です。

私は、幼児教育に外国語教育の導入について質問をさせていただきます。現在、

小学校におきましては、平成23年度から新しい学習指導要領によりまして教育が始まつておるところですけれども、その指導要領の中に外国語教育の充実を図ることで、小学校5年生、6年生において、英語教育が導入され、必修化をされているところでございます。本町の小学校におきましても、既に英語の教育が指導なされ、5年、6年生のみならず、将来の国際化社会に対応するために、低学年まで指導がなされております。こういった小学校での英語教育必修化を見据えまして、専任講師による英語教育を数年前から取り入れている幼稚園もあるとお聞きします。

そこで、高森町及び阿蘇郡内におきまして、現在、英語教育を取り入れている保育園、幼稚園等があるのでしょうか。また、指導されているところがあれば、その指導方法、内容、指導者についてお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 色見隆夫君。

○住民福祉課長（色見隆夫君） おはようございます。

幼児教育においての外国語教育についてということではありますが、阿蘇郡内の状況を確認しましたところ、阿蘇郡内の公立保育園におきましては、今現在行われておりません。1件だけ、阿蘇市の方ですね、一応されているというお話は確認しておりますが、その内容について、うちの方からちょっと問い合わせておりますが、今現在、回答があつておりませんので、その分についてはまだお答えできないのを、本当に心苦しく思っております。今後につきまして、阿蘇郡内の状況をですね、注視しながら、必要に応じましては教育委員会とも検討していきたいというふうに考えております。

○議長（田上更生君） 3番 興梠壽一君。

○3番（興梠壽一君） ありがとうございました。

ただいま阿蘇郡内のことについて説明がございましたけれども、高森町内の現状についてお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 色見隆夫君。

○住民福祉課長（色見隆夫君） 高森町内の公立保育園におきましては、今現在、実施しておりません。高森町の保育園におきましては、保育を目的ということを前提においておりますので、今現在、教育の方につきましては、今後検討していくかなければならない内容というふうに確認しております。

○議長（田上更生君） 3番 興梠壽一君。

○3番（興梠壽一君） 公立保育園についてはわかりました。先ほど、私、質問の中で、町内の保育園及び幼稚園ということでご質問させていただきましたので、幼稚

園の状況はどんなでしょうか、

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 色見隆夫君。

○住民福祉課長（色見隆夫君） すみません。一応ですね、私の方もちょっと一部確認できていない部分で、高森保育園ではですね、不定期的に年1、2回のALT派遣を行っているということで確認しております。

それから、幼稚園につきましては、教育委員会管轄になりますので、教育委員会の事務局長の方がお答えすると思います。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 後藤正三君。

○教育委員会事務局長（後藤正三君） 今の質問にお答えします。

ALTの派遣の保育園、幼稚園等につきましては、そちらの園の方から、こうした派遣していただきたいという要望があったときに、学校等のスケジュール、日程を調整して派遣をしております。その中で、幼稚園につきましては、現在のところ、派遣の要望があつておりませんので派遣はしておりません。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 3番 興梠壽一君。

○3番（興梠壽一君） 現在ですね、今お話のとおり、高森町におきましてもALTの派遣によりまして、指導が一部なされているということでございます。幼稚園と保育園とではですね、所管、目的も違いますけれども、入園先の違いによって子どもに格差が生じるのはいかがかな、そういうふうに考えます。同じ高森町に住んでいるわけで、教育にも格差があつてはならないというふうな気がいたします。町長さんは、将来の子どもたちに誇れる高森町を、そして子どもたちの学力向上、健全育成を推進しますと訴えておられます。また、国のですね、政策といたしまして、幼稚園、保育園の一元化の動きもありますが、こういった現状を踏まえまして、幼児期における英語教育の導入、どうお考えになるか、町長さんの答弁をお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 3番議員のご質問にお答えいたします。

その前に、昨日の敬老会に関しましても、議員の地元であられます草部北部の皆さん、本当にありがとうございました。また、来年から以降、先ほど申し上げましたように、私の方も山東部に上りまして、皆さんと一緒にお祝いをしていきたいというふうに考えておりますので、その節はよろしくお願い申し上げます。

幼児教育において、先ほどより住民福祉課長の方から、また教育委員会の方から

もご報告がありました。私は、やはり非常に大事であるということで大前提な上で、政策集の中に上げさせていただいております。これは幼児教育という言葉は遣っておりませんが、やはり子ども全体の教育、これは社会全体でやっていかなければいけないというふうな認識であります。その中で特に英語教育に関しては、私は私自身が子どもを育てている中でも必要性を感じておるということはタイムリーな現実でございます。また、その教育内容等々、今後、高森町が単独でもやるのか、ほかの自治体がやらずに、どういう取組みでやっていくのか、やるのであればどういうふうにやるのか、やらないのであればいつぐらい、どのように考えているのかというの、やはり現場のやはり先生、そして教育委員会のトップであります教育長とも議論をしていきながら、しっかりした対応をとっていきたいというふうに思っております。是非、今日は教育長先生もお見えになられておりますので、教育長の方から答弁をさせていただきます。

○議長（田上更生君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） 3番議員の質問にお答えいたします。

教育委員会としましては、現在、仮称でございますが、高森町新教育プランというのを策定しようということで、今、準備をしているところでございますが、今、町長の方からもご答弁がありましたが、その英語教育をですね、その一つの柱にしたいというふうに今考えているところでございます。国際化の進展によりまして、英語教育の重要性は増しております。議員のご指摘のとおりでございまして、小学校におきましては、本年度から新学習指導要領がスタートしておりますが、5年生、6年生に英語活動ということで週1時間、正規の時間が配置になっております。中身は文部科学省がしております英語ノートを中心として、英語の学習を中心とした学習が本年度から小学校で始まりました。また、中学校におきましては、来年度から新しい学習指導要領がスタートいたしますが、現在、中学校は各学年、英語の時間は3時間でございますけれども、来年度からは新しい教育のスタートということで、各学年1時間ずつ増えまして、4時間ということで、ますますこの英語教育についてはですね、重視されてきているという教育の状況でございます。

そこで、教育委員会として考えていますことは、一つにはですね、中1ギャップという言葉がございまして、小学校から中学校に入るときの段差が高いという問題がございます。これをどう中1ギャップをですね、解消するかということがいろんな取組みをなされておりますけれども、英語教育もその一つでございます。中学校に入って英語が始まります。初めは子どもたちは飛びつきますが、慣れてきますと、

英語はわからんというようなことが今までの日本の教育の中にございまして、今回、小学校に英語活動が5、6年生入ってきましたが、いわゆるこれからの英語教育を考えたときに、早期の英語教育をどう導入していくかということが大きな課題になっています。現在、国のですね、制度の中では、1年生から4年生については、その時間が確保されておりませんけれども、やはりこれはこのプランの中ではですね、高森で小学校1年生から英語教育が体系化できるような取組みにしたいということで、国の施策等、またいろんな制度等がありますので、そこらあたりを今しっかりと検討しているところでございます。そうなれば、高森独自のいわゆる早期英語教育ということがスタートできるのではないかなあというところで今考えています。

それから、もう一つ、中1ギャップと同じように課題がございますが、それはですね、小1プロブレムという問題でございまして、これも全国的にいわれている言葉でございまして、これは就学前から小1とのですね、同じような格差が問題になっております。以前は学級崩壊の問題とか、いろんな問題等が出てきておりましたが、今、町長の方からもありましたが、幼稚園の問題とか、いろんなこれからの動き等も含めまして、就学前と小学校をどう結び付けていくかということも大きな課題でございますので、小1プロブレムの解消という点からも、いわゆる英語教育をですね、どう体系化していくか、今後、教育委員会としても検討していきたいというふうに考えております。ただ、ALTが高森町で1人雇用しておりますけれども、先ほど申し上げましたように、中学校の英語の時間が1時間増えるということは、高森中学校が2クラスということであれば、3年生から6時間、1年から3年まで6時間、東中学校が1学年ずつですので、1年、2年、3時間、合計9時間、英語の時間が増えます。したがいまして、ALTをですね、配置しますと、9時間、ALTをそのまま配置しますと、時間が膨らんでまいりますので、これを小学校、中学校、または就学前というところでどう配置するのか、そこにまたいろんな方々のですね、応援をしていただく方法はないのか、いろいろ課題は多く残っておりますけれども、是非そういった体系化を図っていきたいというふうに考えておりますので、お答えとさせていただきます。

以上です。

○議長（田上更生君） 3番 興梠壽一君。

○3番（興梠壽一君） ありがとうございました。

町長さん、それから教育長さんにおかれましても、幼児教育の外国語導入については、大変前向きなお考えですので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

先ほど言いましたように、入園先、また保護者の仕事の内容におきましてですね、教育を受ける平等性がなくなる、これをですね、何とかなくして、教育を受ける権利は皆平等ですので、今後ともどうにか導入していただくような、前向きに考えていただきたいと思います。

また、先ほどALTの件もお話をございましたけれども、指導者等においてはですね、高森町には英語に精通された方もかなりおられると思います。また、外国の方もですね、移住されてきて、住んでおられる方もかなりおられるかと思います。町長さんの言われます専門知識をもった方、そのような方の人材登用によって、その問題も少しこれは解消できるかなというような気もいたします。できればそういう形の人材登用によって、人材育成にあたっていただきたいというふうに思います。そして、子どもたちが誇れるまちづくりにしていただきたいというような気がいたしますので、そのよう人材登用をどうお考えになるか考え方をお聞きいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 3番議員のご質問にお答えいたします。

人材登用に関しまして、またはそれが結果的に人材育成につながるという観点におきましては、幼児教育だけのみならず、すべてにおいて同じではないかというふうに思っております。先ほどより教育長の方から、仮称ではございますが、高森町新教育プランを考えているというご発言がございました。私もその中でですね、やはり教育委員会ともしっかりと話しながら、この人材の登用の問題も、やはり教育を受ける権利は平等であると、先ほどより議員がおっしゃっておりましたが、まさにおっしゃるとおりでございます。そのためには、やはり平等にするためにも、人材を登用するにあたって、やはり平等に登用できる、受けられる形づくりができるのかできないのか、そしてやるためにはどういうふうにやらなければいけないのかということをしっかりと重ねて検討していきたいというふうに思っております。

○議長（田上更生君） 3番 興梠壽一君。

○3番（興梠壽一君） 私も進学の際には、この英語に大変悩まされました。是非ですね、今のお考えを行動に移していただくようにお願いをしておきます。

最後に、保育園の送迎について質問をさせていただきます。現在、高森東保育園においては、町当局のご理解によりまして、保育園等につきましては行き届いた送迎等の対応をしていただき、誠に感謝を申し上げます。本日はですね、緊縮財政の中、少しでも節約につながればと、そういう思いで質問をさせていただきます。現在、小・中学校の通学におきましては、スクールバスが各地区に配置され、送迎が

行われております。以前、私が見たところですけれども、他町村のスクールバスが保育園児がですね、小学生と一緒に同乗しているところを見かけたことがござります。現在、他町村におきまして、スクールバスに保育園児も一緒に同乗しているところがあるのか、またあるとすればですね、送迎内容はどのようなものか、わかる範囲でいいですけれども、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 色見隆夫君。

○住民福祉課長（色見隆夫君） 他町村のスクールバスの利用状況についてお答え申し上げます。

阿蘇郡市内で今現在、スクールバスを利用している保育園につきましては、長陽西部保育園が村のスクールバスを利用しておきまして、朝夕、小学校送迎後、園児の送迎を行っております。それから、夕方になりますと、小・中学校と一緒に送迎されているという状況であります。そのほかにつきましては、園として内牧保育園ではワゴン車、それから黒川保育園におきましては、園児専用のバス、小型バスと思います。波野保育園におきましても、ワゴン車8人乗りということでの送迎の状況であります。

○議長（田上更生君） 3番 興梠壽一君。

○3番（興梠壽一君） ありがとうございました。

現在、保育園におきます送迎等に関する年間の費用はどのくらいかかっているのかお尋ねをいたします。また、もしですね、スクールバスで送迎した場合、何が必要なのかをお尋ねをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 色見隆夫君。

○住民福祉課長（色見隆夫君） 送迎に関する年間費用につきまして、平成22年度までの実績で申し上げますと、平成19年度、361万2,000円、それから平成20年度、391万8,000円、21年度、421万5,980円、それから22年度、342万円となっております。送迎の方法としましては、町内のタクシー業者の中から2社を選定し、草部・津留コース、河原・草部北部コースの2路線で委託契約し、スクールバス停から保育園までをお願いしております。送迎の際では、安全面を考慮しまして、草部・津留コースにつきましては、保育士を同乗させております。また、河原・草部北部コースにつきましては、適任者を時間給で雇い入れ、その費用としまして年間90万円ほど支払っております。

スクールバスで送迎した場合に、何が必要であるかということにつきましては、教育委員会事務局とも協議を行っているところでありますが、基本的には道路交通

法のですね、就学前児童に義務付けられておりますチャイルドシートの問題、それから時間外保育等の問題が課題となっておりまして、なかなかスクールバスへの同乗というのは、今まだ結論が出ていない状況であります。

○議長（田上更生君） 3番 興梠壽一君。

○3番（興梠壽一君） ありがとうございました。

学校と保育園は所管が異なりますけれども、高森町のスクールバスの利用規程第4条におきまして、各種団体及び各種施設のスクールバスの使用は原則としてこれを許可しない。ただし、特別の事由により、教育長または町長の許可を得た場合は、この限りではないということで、運行中の同乗ですか、という規定がございます。この4条の解釈についてお聞きしたいと思います。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 後藤正三君。

○教育委員会事務局長（後藤正三君） 今の4条の件ですけれども、基本的にスクールバスということで、自家用車としての運行をしております。その中で基本は児童・生徒送迎が基本でございます。それからもう一つは、学校までですね。それともう一つは、学校外活動といって、子どもたちが校外に出て勉強します。そういうときにスクールバスを動かしますが、今言いました許可しないというのは、一つは保護者の方が乗って使いたいと、また違う意味で子どもと保護者で部活に行きたいと、そういう場合に利用しますと、通常のバス会社さんですね、そういう対応とかもございます。そういうことで、基本的にはスクールバスとして子どもたちの通学、それから校外活動が基本ということで、一部臨海学校等の例外を除きましては、ほとんど許可をしておりません。

それから、今言いましたように、町所有のスクールバス、これにつきましては自家用車でございます。ですので、貸切バス等の対応は基本的にできないということです。

それから、現在は民間委託バスが7路線走っております。これについては貸切バス対応ですけれども、これにつきましてもあくまでも通学、それから校外活動に対する委託契約を行っております。ですので、どうしても制約を設けざるを得ないと。民間と競合しますと、そこには問題があると。運輸局の方とも話したんですけども、バスの許認可については、自家用車の場合ですね、許認可はどういう規定があるんですかということでお話をしたところ、自家用として使う分については問題ないということですけれども、今言いましたように、そのバスで観光地とかを寄りますと、保護者とか乗っておりますと、通常のバス業者さんとのトラブルが発生

する可能性がありますと。それから、安全面の運行の問題も出てきますということでもありました。

それから、ついでに申し上げますと、保育園との併用ですけれども、教育委員会使用のバスにつきまして、もう料金を取らなければ基本的には問題ないと、利用すること自体は問題はありません。ただし、さっきも住民福祉課長が言いましたように、安全性からしますと、座席シートがですね、通常のシートでございます。小学校1年生でも、当初は先生たちが乗られたりして安全を確保していますが、手が握るところに届かないとかですね、そういう安全性の問題がありますので、現状のバスをそのまま運行できるかどうかといったら、また住民福祉課長と検討していくかなくちゃいけないと思っております。それプラス、時間ですね、学校の時間と保育園の時間帯が合せられるかという問題も含まれてくると思います。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 3番 興梠壽一君。

○3番（興梠壽一君） 園児の送迎につきましては、特に山東部におきましては、農作業等の時間も不規則でございます。今後引き続きですね、お願いしていかなければなりませんけれども、先ほど言いましたように、タクシーの方では年間400万円から500万円ほど、予算がいっているということでございます。もしですね、スクールバスとの併用ができればですね、このへんも考慮いただいて、経費節減につながればというような気持ちで質問させていただきましたので、よろしくお願ひを申し上げます。

どうもありがとうございました。

○議長（田上更生君） 3番 興梠壽一君の質問を終わります。

4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 4番 芹口です。

今回が初めて的一般質問となります。今まで答弁する側に座っておりましたけれども、今回から質問する側になりまして、その職責の重さを痛感しているところでございます。

さて、町長が先の6月定例議会におきまして、これから4年間の町が目指す方向性、政策の基本であります施政方針を明らかにされました。中には、私のまちづくりの考えと認識が共有する点もありますと、議会と執行部との違いはありますけれども、豊かなまちづくりのためにお互い全力を傾注しなければならないと思っております。

町長におかれましても、高森町歴代の町長の中でも一番若い町長であります。先の議会で、町民との約束であるとして、自らの報酬を50%削減されました。その勇気と英断と実行力をもって、自らが示されました施政方針の確実な実現を期待するものでございます。

今回、私は、観光と農業の振興対策、また振興計画の見直し等につきまして、町長の考え方をお伺いしたいと思います。

なお、質問時間も限られておりますので、2、3項目まとめて質問することもありますので、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

まず、観光についてであります。産業観光課長にお伺いをいたしますけれども、阿蘇地域の年間の観光客の入り込み客数、それにつきましてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） おはようございます。

ただいまお尋ねの阿蘇郡内の観光客の入り込み数をお答えいたします。阿蘇郡内総数は1,736万2,701名です。熊本県が5,920万9,001名ですので、その中のうちの1,700万強が阿蘇郡に入り込んでおります。

以上です。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） このように年間1,736万人の観光客が阿蘇を訪れています。

聞くところによると、ファームランドにも年間約350万人の入り込み客数があると聞いております。ファームランドといいますと、高森町とは目と鼻の先であります。この観光客を高森町の方に誘導する、このことが町長の言われる観光立町を実現化する大きな要素になるのではないかというふうに思っております。

3月12日、新幹線の全線開通から半年、縦軸ができ、徐々にではありますけれども、経済効果が出てきているとして、これからこの経済効果を横軸にどう広げていくかで今盛んにシンポジウムやキャンペーンが行われております。この横軸となり得るのが国道325号線を基軸とした中九州横断観光ルートではないかというふうに思っております。このルートには、どこにも負けない観光的な要素があります。本町におきましても、阿蘇を眺望できる景勝の地、また休暇村、湧水トンネル、千本桜、温泉、草部には物産館、キャンプ場、木郷滝や棚田といった自然景観、日本三下り宮の一つ、吉見神社があります。お隣には、夜神楽と神話の里高千穂町、彫刻の町日之影町もございます。是非、この中九州横断観光ルートの構築によりま

して、多くの阿蘇の観光客をこの高森町に誘導する、そのような取組みにつきまして、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

また、過日の新聞報道では、隣の竹田市が旗振り役となって、阿蘇市、竹田市、高千穂町との観光協力協定なるものを締結したというふうに報じられました。これも阿蘇の観光客を竹田へ誘導するがための方策の一つであろうかと思っております。本町におきましても、こういった中九州横断観光ルートの構築とともに、沿線関係町村が景観や歴史や伝統文化、またそれぞれの地域に合った特色を活かしながら、お互いが連携と協調し合えるような観光協力協定あるいは組織づくりに向けての取組みが是非必要かと思いますけれども、以上2点につきまして、町長のお考えをお伺いいたしたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 4番議員のご質問にお答えいたします。

まず当初に、先日の敬老会に関しまして、草部地域の方でご尽力いただきましたことに関しましてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

それと同時に、先ほど土砂災害危険地域情報が発令されましたことも、重ねて議会中ではございますが、ご報告させていただきます。しっかりと対応させていただきたいということをご報告させていただきます。

4番議員におかれましては、私が生まれた程度よりも同じほど行政経験を豊富にもたれています。今後、しっかりといろんなことを教えていただきたいというふうに冒頭にお願いを申し上げまして、ご質問にご返答させていただきます。

中九州横断観光ルートづくりについてというご質問内容だと思います、1点目は。これは、要は先ほど議員のご発言にありました縦軸と横軸のことだと認識いたしております。縦軸の新幹線開通での観光客の入り込み、要はそういう問題でありますが、これは私が思うには、2004年、平成10年頃からの部分開通があった頃から、平成25年あたりには全面開通するだろうということを盛んにいわれていた記憶が、私も小さいながらあります。その中で、今日、本日、全面開通したからといって、じゃあ今になって急にですね、それに対しての施策をどんどん打ち出していくということに関しては、非常にちょっと遅れているというふうに、私自身思っておりますが、これは県全体を上げての取組みです。その中で我が高森町も今まであまり議論されてなかったことだと思いますが、縦軸に関してもしっかりと議論して、それに伴うような形づくりをやっていきたいというふうに思っております。当時、私が記憶するには、俵山トンネルの着工、それと同時に新幹線の平成25年

あたりの全面開通に向けた継続性、関連性がある施策をやはり取るべきだったので、また取っていただいたとは思いますが、やはりそれが今になってどのような形で活かされているのかということに関しましても、歴史の検証もしっかりと、私は今を担う町長といたしまして勉強させていただきたいということを思っております。

先ほどより、横軸であります議員のご指摘どおりです。まさにそのとおりでございます。特に高千穂町との連携等々につきまして、はっきり申し上げさせていただきますが、現時点までなかなかしっかり取組みがなされてなかつたことに関しまして、私自身から申し上げますと、非常に摩訶不思議な感も若干は感じているわけでございます。

前回、6月議会で皆さんに申し上げましたように、蒲島知事との個人的に懇談を幾度となく、6月以降もさせていただきました。その中で、高千穂はもちろん、草部の話も出ました。九州のへそであるんだと、非常に大事であると、なぜ南阿蘇は高千穂と一緒に一体化して頑張っていかないのかと、僕だったらそうすると、頑張りなさいというお言葉をいただいたということも、6月の議会でご報告させていただきましたわけであります。さらに加えるならば、議員ご自身が一番ご存じだと思います。高森には地の利もあるわけでございます。やはり高千穂とは本当に近い、まさに隣であるといつても過言ではない地の利もあるわけでございます。

しかし、その中で先ほど議員のご指摘もございました。阿蘇市、竹田市、高千穂町で、これはですね、県も間に入っているというふうにお聞きいたしております。県というのはデザインセンター等々あると思いますが、3自治体の観光協会による合同の観光協定を制定したということであります。これは今日、傍聴者の住民の皆さんもおわかりだと思います。高森町は素通りという表現はちょっといかがなものかとは思いますが、実際的にはやはり何も声がかかってなかつたということが、これが現実であります。真実でございます。それはなぜかと申しますと、私はそれを県の執行部から聞いたと同時に、高森町観光協会の方にヒアリングをいたしました。口頭ではなく、産業観光課課長に文書で提出するように、私からのヒアリング内容は、この事実を知ったのか、今まで何か参加の打診があったのか、それとこの今回の協定に関して3つが高森を横において協定を結んだということに関して、どのように感じているのかということをヒアリングをさせていただきました。まったく答えとしては、知らなかったということでございます。しかし、このような観光協定を、特に県の補助を受けている団体が入ってやるということは、かなりそれに向かって熟する期間がなければ、実際、簡単に一昼夜でできる問題ではございません。

しかしながら、私が観光協会の方にどう思いますかと申し上げましたところ、非常に残念だという程度のご回答でございました。

私は、先ほどより、4番議員のご質問の中にありました、町長はどういうふうに入り込みを考えているのかて。そうです、入り込みをするということは、あくまでもお客様を呼ぶということです。これは民間でいえば、市場原理主義、若しくは商いの闘いの形であるといつても過言ではございません。やはり、今後は議員もおっしゃいました。草部、もちろん物産館あり、吉見神社あり、非常に立派な名所がございます。それと、高千穂は本当に隣でございます。私は、今後はやはりいろんな各種団体に任せることも一つの手ではあると思いますが、やはり高森は高森で個別に、これはもう人脈を使いながらでも、しっかりと高千穂のトップと話し合いながら、是非ともいつの日にかは、近い将来、高千穂としっかりした協定が別の形で結ばれるべき、そしてそれに向かって私自身、邁進する覚悟であるということをお伝えしたいというふうに思っております。非常に議員からのご質問の内容は鋭く、まさに当たっているわけでございます。そのことも重ねてご指導という形で、私自身、これから一層頑張っていきたいと思います。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 非常に町長から積極的な、また観光づくりについての答弁があったところでございます。厚くお礼を申し上げたいと思います。

次に、質問でございますけれども、町長が施政方針の中で、高森町の自然、歴史、文化などを活かし、農林業まで巻き込んだ総合産業としての観光立町に向けた、内容の濃い観光立町推進基本条例の制定の考えを述べられました。この観光立町推進基本条例につきましては、どのような内容、また項目について指定されるお考えか、またいつ頃を目途に制定されるのかお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席から失礼いたします。

私の政策集に上げておりました観光立町基本条例について、6月の議会で報告させていただきました。まず、行政的な形、言葉になるとは思いますが、4番議員のご質問にお答えさせていただきます。根拠法令は、観光立国推進基本法であります。地方公共団体の責務、これは第4条でありますが、自主的かつ主体的に地方公共団体の特長を活かした施策を策定し、実施する義務を有するとあります。これは要は、施策実施にあたっては、効率的な実施を図るため、地方公共団体相互の広域的な連携協力に努めなければならないというふうに解釈をいたしております。また、この

観光立町基本条例につきまして、私は高森町総合計画です、これとの関係、このこどももちろん一番、4番議員さん、おわかりだと思います。これも今日答弁しておいた方がいいなあというふうに、私自身、思っておりました。当然ながら、総合計画は地方自治法第2条であります、町のその自治体の最上位計画であるとされております。もちろん高森町の最上位計画であります。その中で、高森町総合計画の基本にうたわれている観光関連事項を補充する、それに加える計画として観光基本計画をまずは策定し、その次に観光基本計画及び観光立町宣言、これを踏まえながら、最終的に観光立町基本条例を制定したいというふうに思っております。平成23年、今年の上半期を準備期間といたしたい。これは事務方による補助事業の模索ですね、これが1点と、もう1点は、事務方ではできない政治を行うために選挙に出馬し、自分の政策をうたい、民意を得た政治家にしかできない補助事業の確立、これは独自の人脈を使いながら私自身はいろいろお願ひを県や国にしていきたいというふうに思っております。また、それに伴い、最初にやらなければいけない非常に大事である、この基本条例を制定する委員会、この委員会の選任のこの内諾にはしっかりと力を注いでいかなければいけないというふうに思っております。また、具体的なこの取り組む内容に関しましては、事務方の方に既に指示いたしております。そして、動き出している部分もございますので、事務方の方から説明をさせていただきます。

○議長（田上更生君） 産業観光課審議員 甲斐敏文君。

○産業観光課審議員（甲斐敏文君） 4番 芹口議員の質問にお答えいたします。

今、町長の方から申し上げましたように、事務方の方で、現在、この観光立町推進条例の進め方を検討しております。まず、その中の第1点としまして、先ほど町長も申し上げましたが、補助事業を何か探してみてくれということで、現在ですね、財団法人地方自治研究機構が実施する平成24年度の郷土調査研究事業に応募する予定となっております。この応募が9月末日までですので、現在、その調査票を作成中となっております。これにつきましては、事業費としまして約800万円から2,000万円が予定されておりまして、その6割がこの研究機構からの補助ですので、町の負担としましては、事業費が800万円の場合は320万円自主財源が必要ということになります。この内容につきましては、この研究機構が関係機関、つまり各省庁ですけど、そこから助成を受けて、町と共同でですね、この調査研究事業を行うというものであります。今までに県内では熊本市がですね、平成22年にこの事業に取り組んでおります。現在、先ほど申し上げましたように、進めて

おりますが、うちの方の事業名としましては、高森町の観光立町推進に関する調査研究という事業名で提出したいというふうに考えておりますし、またその採択の可否につきましては、本年度12月末日ぐらいに決定するということありますので、それが決定し次第、24年度から取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、観光立町推進につきまして、どのくらいの期間を要するのかという質問もございましたが、まず24年、25年に、3つの協議会を設立したいというふうに考えております。まず、24年に設立する分が、仮称ですけど、新観光戦略会議、まあ町内・町外委員さん、大体8名ぐらいを予定しておりますが、その協議会によりますと、新観光資源、町長が19項目ぐらい所信表明で具体例を挙げて説明されおりますが、それを一つ一つ紐解いていきますと、まず新観光資源ということで、歴史とか文化の掘り起こし調査事業を行いたいというふうに思っています。それと同時に、観光ブランド、例えば景勝地、湧水地、希少植物、銘木等の調査事業をこの新観光戦略会議で調査していきたいというふうに考えております。

2つ目としまして、同じく平成24年ですけど、これも仮称です、観光町づくり委員会の設立を行いたいというふうに思っております。これらは商工会とか、現在あります観光協会、阿蘇フォーカスクール、風と森の会、デザインセンターの協力のもとにですね、町内の観光状況の調査を行いたいというふうに思っております。まず、観光資源や施設への入り込み客数の調査、それと観光に関する意識とかニーズの調査を行いたいというふうに思っております。今申し上げました観光まちづくり委員会と新観光戦略会議をもとにですね、高森観光立町戦略協議会なるもの、まずこの仮称ですけど、そういうものを立ち上げまして、観光の基本方針ですね、基本計画、これを策定したいというふうに思っております。そして、最終的にはですね、26年度におきまして、これらの計画をもとに高森観光立町推進条例を制定し、26年度中に議会において提出予定というふうに考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 誠に幅広い観光推進のための条例であるというふうに思っております。実効ある条例になりますように期待をしておりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。時間がございませんので、次に移りたいと思います。

有害鳥獣駆除についてお伺いをいたします。丹精込めて作った農作物を収穫目前になってシカやイノシシの被害に遭うということは、耕作者にとりまして、精神的・経済的ダメージの大きさは計り知れないものがございます。しかも、この被害は

年を追うごとに拡大しております、早急に対策を講じなければ、中山間地の農業は衰退をするばかりであります。町長もこの有害鳥獣の被害に対しましては、大変な危機感をもっておられまして、今議会におきましても有害鳥獣関係予算を計上されました。その中で、有害ナビシステムの設置予算が計上されておりますけれども、そのシステムはどのようなものかお伺いをいたしたいと思います。

また、今、捕獲をする一番の有効的な手段が箱罠であります。しかしながら、この箱罠による捕獲は、イノシシが罠に安心して入るようになるまで根気よく餌付けをしなくてはなりませんし、毎日の見回りが必要で、餌代を含め、これも農家の大きな負担であります。幸い、本年度から1頭当たり3,000円の補助金が交付されるようになりましたけれども、サルの2万円、シカの1万円に比べますと少額であります。イノシシには県から1頭当たり1,250円の捕獲奨励金が出ておりますが、このイノシシに対する補助金の増額のお考えはないかお伺いをいたします。

また、防護柵の設置箇所も年々増えておりまして、今、防護柵1セットの購入代金が7万円、ソーラー付きでありますと、10万円いたします。これに対する農家の負担も大きいものがございます。今、1セット1万円の補助制度がありますが、少額でありますので、これにつきましても補助金の増額のお考えはないのかどうかお伺いをいたします。

町長は、年間の有害鳥獣による被害額は1億円に達するのではないかと言われたことがあります。仮に年間1,000万円程度の対策予算を講じましても、十分費用対効果は望めるものだというふうに思っておりますが、以上3点についてお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 4番議員のご質問にお答えいたします。

有害鳥獣の対策について、これは私が語るよりも本当に、4番議員、一番おわかりだと思います。私も政策集には、仮称ですが、有害鳥獣ナビシステムというふうに載せてたように、現時点で農業の施策に関しまして、一番先に取り組まなければいけないことは、この有害鳥獣のこと、これだと思っております。私は、これ一本に現時点絞ってもいいのではないかと思うほどの深刻なダメージを農家の方が受けられているというふうに認識いたしております。それは先ほど議員のご質問の中にありました、総額1億円を超えるのではないかと、私は常々思っております。実質上、数字的に出ているのは6,000万円程度ではございますが、これははつきりわかるものではない。それに加えまして、何が一番大変かと申しますと、やはりメ

ンタルダメージであります。この精神的な、せっかく一生懸命作付けして、そして収穫の前に荒らされてしまう、これによってもうやつても無駄かなとか、そういう非常にメンタル的なダメージが私はこれはお金では表せないことではないかというふうに思っております。ということで、常々、私は1億円以上の損害が絶対にあるんだというふうに思っております。その中で費用対効果、先ほど最後に言わされました、箱罠の問題ですね。あと、補助金の充実の問題です。すべてにおきまして、これはもう1,000万円程度の対策をやっても十分費用対効果があるのではないかと、まさにおっしゃるとおりだと思います。しかしながら、やはりまずやらなければいけないのは、これだけ今日も今朝テレビですね、有害鳥獣の問題をやっておりました。その中で、国も乗り出しております。国からも、熊本県からも補助事業、いろんな形の補助を受けられないかということを精一杯、私自身、そこを考えていきたい。また、そういうふうにいろんな補助事業を見付けなさいというふうに指導しているわけであります。

その第1点が、今回ご質問の中にありました有害鳥獣ナビシステムということであります。これは議員が行政時代、いらっしゃった頃からこの問題はあったわけでございます。その中でしっかり駆除対策もされてたとは思いますが、やはりここ数年、特に倍増どころか、もう止めようがない形になっているという地域もあるわけでございます。また、猟友隊の先輩たちが一生懸命、今まで頑張ってきてくれたわけであります。しかしながら、この猟友隊も高齢化に伴い、今後しっかりこの形づくりができるのかという疑問点もあるということで、私は別のやり方を取り入れなければいけないというふうに考え、今回政策集にも上げさせていただいた。そして、就任と同時にそれを指示したという決断に至ったわけでございます。今まで一番大事なことは、この有害鳥獣対策では、行政的な言葉でいえば、右にならえタイプのですね、要はほかがやっていることしかやってこなかつたということは、高森は違うやり方をやられておりましたが、私はそういうふうに受け取っていたわけでございます。しっかりと、右にならえじゃなく、ほかがやっているから、ただ何となく国が言ったからやるのではなく、どうしてもこれを止めるんだと、どんなことがあってもやり抜くんだという覚悟で私自身はこの有害鳥獣ナビシステムを第一歩として選ばせていただいたというわけであります。これは有害鳥獣、要はシカやイノシシ、サルの出没をですね、要はデータ化する、要はデータを作り上げるという形であります。このデータを作るためのシステムの構築が不可欠だったということであります。まあこれは熊本県内で私が知ってる限りは一つの町村しか取り組んでおりませ

ん。高森町は今回、阿蘇郡市どころか、熊本県でも非常に少ない取り組む自治体ということで、注目されているということは言うまでもございません。それはなぜかと申しますと、熊本県からどうしても県の方に私もお願いいたしまして、これは何か助成金を高森町に下ろすことができないのか、まあ高森町というよりも熊本県全体で取り組むことはできないのかということがあって、熊本県議会の方、そして国会議員さんもいろいろ含めまして、かなりの回数、議論をしました。そして、知事公室、知事部局の担当の方ともお話ををして、これは本当に深刻な問題なので、是非ともご指導していただきたい。そして、高森町をモデル地区に、駆除ができるモデル地区にやるんだという認識で、私自身はそういう気持ちで、気概で取り組むから、是非ともよろしくお願いしますということで、今回、熊本県より地域ぐるみの鳥獣被害防止対策パワーアップ事業補助金として、今回、高森町が行う事業の半分の金額を交付されることになったという形であります。

この有害鳥獣ナビシステムは、今後、仮にこれがですね、五木村であったと思います。実際の出没頭数が5分の1に減っております。これは実例であります。高森町が同じような結果を残した場合、もう1点、これも議員にお願いを私の方からも申し上げたい、またご指導いただきたいと思うことが1点ございます。今後、データを集約して、それを効果的・効率的に駆除対策に使うためには、どうしても今のA D S L環境では最終的には厳しい時代が出てくる。要は、光ファイバーを導入しなければ、この情報伝達のスピード、量の問題、これに関しては非常に厳しい時代が来るのではないかというふうに、私自身は認識いたしております。今のところ、A D S Lでも稼動するわけでございますが、今年はご存じのとおり、ウインドウズ8といって、パソコンのO Sもタッチパネルで全部できるようになります。これは熊本市は早速導入するように聞いております。それはなぜかと申しますと、お年寄りの安否システム、要は1日1回、画面にタッチするだけで、お年寄りの方が家に元気でいらっしゃると、要は動く形がはっきり実態で掴むことができるというシステムを導入するというふうにお聞きいたしております。

そういう中で、この有害鳥獣でデータを収集する、そして収集したデータをもとに何時にどこに来る、気候がこういうときはこういう集まり方をする、いろんなデータがあるでしょう。それを、しっかりこれを解読しながらですね、解決策に向けていく、そのためにはどうしても今後はやはりこの回線の問題も出てくるのではないかという懸念もあるということであります。数年前に私も調べて、実はおきましたが、光ファイバーのですね、設置について、高森の方で一生懸命、皆さんのが議

論されたということがございます。当時のNTT西日本の光ファイバー推進室長を、私も就任後呼びまして、ヒアリングをしました。要は、高森町は最終的には職員の方はこれはもう4番議員さんが一番ご存じだと思います。しっかりといろんな情報を集めて、時の執行者にこういう形でありますという情報を伝達して、最終的には執行者が今回は光ファイバーは見送るという決断に至られたわけでございます。その分、携帯電話の事業を行われたということは、もう皆さんご存じであり、またそのことによって住民が携帯電話が山東部でも街中でも入ることになったのは非常に喜ばしいことだとは思います。しかし、今後、先ほどの有害鳥獣のこのナビシステムの問題、まあほかの話にはなりますが、これは観光の問題でもあります。今回、デザインセンターがタッチパネルで、いろんな例ええば高森町の情報を出す、触るだけで出るようなシステムを導入いたしておりますが、これも最終的には光回線がなければ、なかなかできないのではないかというふうに危惧しているわけでございます。現在、光ファイバーを高森町に導入することは非常に不可能でございます。それは一番ご存じだと思います。財源の問題で、約25億円かかります。これをやることは非常に不可能、前回、光ファイバーの推進事業を国が各県や自治体に下ろしてきたときには、94%の補助でできたわけでございます。その当時であれば、1億5,000万円でできた、これは事実でございます。そういう中で、小国町のようにサーバー基地をNTT西日本の方に貸して、その費やしたお金をもう既に今年、来年中には元を取ってしまうような先進的な考え方で光ファイバーを導入した自治体もあるということが現実でございます。しかし、財源的な問題はあるとは思いますが、今後も是非とも行政経験が詳しい方も数名いらっしゃいます。今後、この光ファイバーの重要性、この本当にデータの重要性、このことに関しましても議会議員の皆さんと一緒にしっかりと議論をしていって、しかるべき将来の高森町のために本当に必要なことをいつの日か取り入れていきたいということも重ね重ねご報告させていただきます。

また、有害鳥獣の詳しいこのナビシステムに關しましては、担当課長から若干の説明を補足をさせていただきますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） ただいま町長の方から説明のありました今回の有害獣対策の新システムについて簡単にご説明を申し上げます。今回の高森町で導入するシステムは、先ほど話にありましたように、五木村方式を基本といたしまして、五木村では追い払うだけのシステムであります。でも、効果もですね、先ほどの話

にありましたように、5分の1に減っているということで、そのシステムをもとに高森バージョンをですね、業者の方に考えていただきまして、今回予算を要求させていただいているところです。今回のシステムにつきましては、広さをですね、約200平米の広さの大型罠を設置いたします。対象は暫定的にイノシシ、シカを優先いたします。サルにつきましては、今後また検討してまいります。獣害が罠に進入いたしましたら、センサーで感知をいたしまして、落とし戸を自動落下させ捕獲をいたします。この際、捕獲をさらに確実なものにするために、罠内にですね、足くくり罠、周辺にも必要であれば箱罠を設置をいたしたいと思います。設置を確認いたしましたら、駆除隊あたりに連絡をとりまして、早速、町の方で駆除をするというところまでいきたいと思います。この罠内の動態情報につきましては、無線伝送から、先ほどから話に出ておりますインターネットを経由いたしまして、携帯電話や町に設置をいたしますパソコンに電子メールとして、捕獲時間などを含めた情報が転送するシステムです。もちろんこの情報は獣友隊の方にもですね、携帯電話の方で情報がいくようになっておりまして、すぐさま駆除というふうに体制ができます。さらに、取得しました情報は、今後の町の有害鳥獣対策の資料といたしまして活用いたしていきます。

以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 4番議員さんの先ほどの質問の一番最後のことについて明確にお答えをしておりませんでしたので、お答えさせていただきます。この箱罠と防護柵のですね、補助の増額ということに関して、先ほど1,000万円程度だったら費用対効果も十分であると、それはまったく私も認識は同じであるというふうに申しました。ということで、これはですね、もう既に実は指示をある程度出しております。農家の軽減対策の一環といたしまして、増額を検討しているという段階でございます。ただし、しっかりしたこれは金額等々に関しましては、担当課と話し合っていかなければいけないと、また議会の方にもいろいろ議員さんにもご相談をいたしまして考えていきたいというふうに思っております。

あとはもう1点、産業観光課の課長にも指示いたしておりますが、イノシシの奨励金の件に関しましてもしっかり取り組んでいきたいというふうに重ね重ねご報告させていただきます。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 是非ですね、イノシシの捕獲の補助金なり、また電気牧柵の

設置補助金につきましては、是非前向きに一つ取り組んでいただきたいというふうに思っております。

また一つ、町長、お願ひがありますが、もう質問時間30分以上過ぎてまいりました。是非、要点と簡潔なご答弁を一つよろしくお願ひを申し上げます。この有害鳥獣対策につきましては、中山間地の農業、また高森町の農業の存亡に関わる問題でもございますので、早急なる対策、しかも抜本的な対策をよろしくお願ひを申し上げます。

次に、関係機関との連絡強化についてお伺いをいたします。今もこのような組織があるかどうか承知をしておりませんけれども、以前は農商懇談会なるものがございました。この懇談会は、町長が座長となって農業団体のトップの方、商工会や金融機関のトップの方などで構成された懇談会であります。当時は、親睦的な懇談会であったと記憶しておりますけれども、私はこのような懇談会は是非必要ではないかというふうに思っております。このようにそれぞれの町のトップの方が集まって、それぞれの立場からまちづくりに対しましての意見や提言をしていただくということは、非常に大事なことかと思いますので、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 4番議員のご質問お答えいたします。

現在の農業関係機関との連絡強化、若しくはほかのトップ団体との関連ということでございますが、現在は高森町農業振興連絡協議会を設置いたしております。農業関係団体をもって構成し、会長を町長の私が務めているというわけであります。事業内容はご存じだとは思います。いろいろ補助をいたしまして、それぞれに活動を行っているわけであります。また、いろんな各団体とのトップとの連携、協定、協力ということに関しましても、私は非常にこれは大事なことであるというふうに認識いたしておりますので、今後また違う形でも取り組むことは非常にベター、若しくはベストではないかというふうに考えております。と同時に、もう1点、非常に若い世代の後継者も少しずつ出てきております。是非、トップだけではなくですね、私は実際、今やり始めた若い世代との交流も重ねてやっていきたいということをご報告させていただきます。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） よろしくお願ひをいたしたいと思います。

次に、町長は、行財政改革を推進するというようなことで、専門知識や資格をも

った職員の登用や、職員の育成を行いたいというふうにされております。私も農林振興課長を7年ほど経験し、いろんな施策を実施してきましたけれども、所詮やはり事務屋は事務屋であり、限界を感じたこともございました。そのような中で、専門的な経験や知識をもった方を嘱託としてでも雇用して、農業振興のための政策推進の一端を担っていただくということが必要ではないかと常々思っていたところでございます。

今回の町長の専門的な知識をもった職員の育成は、誠に得た施策だと思いますし、こと農業に関しては、特に必要なことだというふうに思っております。ただ、専門的職員の育成も重要でございますけれども、願わくは県の農政を担当した方、または普及所のO Bの方などは、地域の農業の実情にも詳しいし、即戦力として期待できますので、任期付きの職員として一日でも早く任用していただき、高森町農業再生のために取り組んでいただきたいというふうに思いますけれども、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 4番議員のご質問にお答えいたします。

今までに議員からのご指導があったことは、私も感じていることはまったく同じでございます。農業専門の窓口、また職員をつくると、職員というよりもスタッフをつくるというふうな考えに異存はございません。私自身も非常に大事である、また特に県中央等々でしっかりした知識、そして経験を積まれてきた方等々に関しては、私はやはりこれは採択をするにあたって一番重要なことではないかというふうに認識いたしております。

詳しい答弁を産業観光課の課長からさせていただきます。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） 専門員の内容についてお答えをいたします。これから先の高森町農業を振興していく過程におきまして、就農から始まり、営農、農業経営、経理、また各種補助金制度の活用など、農業に関するすべてのことに関しまして専門的かつ継続的に指導、またはアドバイスをする相談員の設置を計画いたしております。職員につきましては、日常の業務に追われており、新規に専門職員を育成していく上には、知識の習得までに時間がかかると思われますので、当分の間、外部登用をお願いをいたしたいと考えております。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 是非ですね、そういう取組みを行っていただきたいという

ふうに思いますし、また本町におきましては、幸い有能な若い農業者も育っております。そのような農業者の育成のためにも、積極的な支援や体制づくりを行っていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

最後に、総合計画や振興計画についてお尋ねをいたします。町長が先ほど言われましたように、この計画は地方自治法第2条の規定に基づきまして、平成21年度から平成30年度までの10年間を展望したまちづくりの基本理念とまちづくりの指針を定めた高森町の最上位計画として位置付けをしております。そして、第2章の基本構想では、まちづくりの基本テーマ、基本理念、目指すまちづくりの姿、まちづくりの基本目標、基本施策について列記をされていますし、また第3章では、それぞれの分野について、基本目標や主要施策がうたってあります。今回、町長は、新しい高森町をつくる6つの挑戦とされ、まちづくりの基本方針を示されました。それによりまして、この総合計画の見直しは生じてこないのか、また見直しのお考えはおもちであるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） 私の方からは基本的なことを答弁しまして、その後、町長の方から答弁するということでございますので、今、議員おっしゃいましたように、地方自治法の2条4項に規定がございます。議員言われました振興計画、いわゆる現在の高森町総合計画というふうに名前は変わっておりますが、いわゆるそのことでございまして、その中身につきましては、要するに市町村がその事務を進めていく中で、これにつきましては議会の議決を得て、そのことを基本にそういった事務を進めるという義務規定みたいなものでございます。先ほど議員言われましたが、町長の方が新しい高森町をつくる6つの挑戦ということで政策集の中に掲げられております。1つが観光立町を実現するためのまちづくり、2つ目に住民とともに財政改革を実現するまちづくり、農業に親しむまちづくり、あと3項目ございますが、そういうことで基本的なことをこの中で、政策集の中に上げておられます。また、申し上げますと、地方自治法でいいます基本構想の部分についてございますが、基本構想でありますので、町長もおっしゃっておりますが、基本的にまちづくりの将来像が根本的に違うものではないというお話を聞いておりますし、まあ違う部分といえば、いわゆる手法の問題であろうというふうに、私は担当課長として考えております。そこにつきましては、いわゆるハード・ソフト、そういうものであろうかと考えております。私の方からはそういう事務的にですね、今後進めるにあたっての基本的な部分を述べさせていただきましたが、あと町長の方

から実質的に基本構想を変えるかどうするかということにつきましては、町長の方が答弁するということでお話を伺っておりますので、町長の方にお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 4番議員のご質問にお答えいたします。

基本構想を変えるか変えないかということに関しましては、今、総務課長の方からのご答弁もありました。基本構想ですので、根本的に違うところはあまりないのではないかというふうに、私自身も思っております。先ほども答弁の中にありましたが、手法が若干違うという形ではないかと思っております。住みよい高森町、安心・安全のまちづくり、将来の子どもに誇れる高森町を目指すという方向性は、まったく変わることはない。現計画、当時の策定委員さんの方々の議論の結果でありますので、それを否定するものではありませんし、目指す方向性がまったく違うということをございませんでした。基本構想を見直すというよりも、先ほど申し上げました手法の違いによる実施事業について見直しをする方がよいのではと考えております。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） 先ほども言いましたように、この総合計画の第2章では、まちづくりの基本目標、それから基本施策について列記をされておりまし、第3章ではそれぞれの分野につきまして、基本目標や具体的な主要施策がうたってあるわけでございますので、是非、町長が今回示された基本的な方針というものがあれば、当然これは見直しまではされなくても、やはり補完なり、または追加などをされるんじやないかというふうに思っているところでございます。私が言いますのは、町長が今回素晴らしいまちづくりの基本方針を示されましたし、また観光立町基本条例まで制定し、まちづくりのこういった基本的な姿を示されております。このまちづくりの総合計画書は、まちづくりの考え方を広く対外的に示す唯一法的に認知された計画書でありますて、高森町がまちづくりに対する理念などを対外的に示す、いわば宣言書といつても過言ではないわけでございますので、是非ですね、この総合計画の第2章なり第3章につきましては、見直しなり、追加なり、補完などをしていく必要がないかというふうに私は思っておりますけれども、再度、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 4番議員のご質問にお答えいたします。

非常にお褒めをいただきまして、ありがとうございます。と同時に、やはり見直しに關しましては、私は非常に慎重にしなければならない、これはなぜなら、先ほど申しますように、ある意味でいうと宣言書でもある。広く知れ渡る、唯一法が認めているものでございます。その中でやはり決定的な見直しというよりも、やはり追加できる部分、その部分、先ほどより申し上げましたが、その部分に關しましては、手法の違いがあると思います。その手法の違いを実施事業の部分に關しましては明確に反映させていきたいと思います。また、完全な見直しとなりますと、これは非常に私自身は考えておりません。もちろん先ほどから申し上げますように、議会とも、議会議員さんとも相談をしていきながら、いろいろアドバイスをもらいながら、今、4番議員さんがおっしゃったように、これは町長の政策を反映させるべきではないかというお褒めのお言葉もいただきました。今後しっかりと考えて取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） それでは、時間もまいりましたので、次に町長が言われております、仮称ではありますけれども、まちづくり条例の制定についてお伺いをいたします。この条例は地方分権と相まって、地方自治体の政策分野につきまして、住民の参加を促すための規定を定めようとするものでありますと、近年、多くの自治体で制定の動きが出ております。この条例につきましては、まちづくりの基本理念を中心として定めるものと、まちづくりの具体的方法、具体的な基準を定める実績的条例等がありますけれども、どちらを主眼した条例制定をお考えであるのかお伺いをしますし、また条例制定の時期はいつ頃になるのか、併せてお伺いをいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 4番議員のご質問にお答え申し上げます。

高森町まちづくり条例、要は仮称ではございますが、制定を提案するということで、私が政策集に載せさせていただきました。もちろん私が提案いたしましたのは、行政の住民参加に関するものであるということでございます。まちづくり条例は、ご承知のように、行政への住民参加を目指すものですね、それと開発規制に関するもの、景観の保護に関するもの等々がございますが、最初に申し上げました行政の住民参加に関するものでございます。また、住民自らがまちづくりに積極的に参加し、住民と町が情報を共有し、協働によるまちづくりを進めていくことが必要であると、それが大前提で私自身考えておるわけでございます。

以上、ご報告させていただきます。

○議長（田上更生君） 4番 芹口誓彰君。

○4番（芹口誓彰君） ちょうど持ち時間の1時間となりました。これで私の一般質問は終わりますけれども、冒頭にも申し上げましたように、執行部と議会の立場はございますけれども、高森町をどうにかしなきやならんという思いは一緒であろうというふうに思います。これからも議会の場を通しまして、誰もが誇れるまちづくりのための議論をしていきたいというふうに思っておりますし、またそれが私たち議会人としての務めでもあろうかというふうに思っておりますので、よろしくお願ひを申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田上更生君） お諮りします。しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。しばらく休憩いたします。午後1時30分より再開をいたします。お疲れさまでございます。

-----○-----
休憩 午後0時30分

再開 午後1時30分
-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、一般質問を始めます。

5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） こんにちは。昼から一発目ということで、食事をされた後、ちょっと心身ともに疲れていらっしゃるかと思いますけれども、気合いを入れていきますので、一つ気合いを入れて答弁の方をよろしくお願いします。

まずははじめに、今回は質問項目、6月の定例会に引き続きまして、高森温泉館の運営は適正になされているか、パート2でございます。よろしくご答弁のほど、お願い申し上げます。

前回、6月の定例会時に質問の中にありました、高森温泉館の運営等についてですね、6月定例会以降、どのような対応を町としてとったのか、それに会社側はどう答えたのかを質問いたします。よろしくお願いします。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） 5番議員の質問に対してお答えいたします。

6月の定例会でご指摘を受けました指定管理者、株式会社阿蘇観光高森温泉館

への指導状況につきましてお答えいたします。今後の運営方針及び未払金の対応につきまして事情を聞くため、7月25日に役場におきまして、永野代表取締役及び甲斐支配人に出頭していただきまして、説明を受けました。

まず、未払金でございますが、5月までの未払金については、毎月の支払いとは別に支払いをいたしまして、未払い金額を減らし、今後とも運営に努力していきますという返事でありました。さらに、指定管理期間が24年3月までであり、その後、高森温泉館の取り扱いについては確定していないので、継続できるかどうかわからない旨を説明をいたしました。それに対しまして、24年4月に再指定を受けなくとも未払金は会社の未払金として、高森町には関係ないとの説明を受けております。高森温泉館の状況ですが、6月、7月と未払い金額が増加の状況にあり、年間を通して一番入館者の多い8月には未払金は減少いたしたもの、現在、約2,200万円の未払い金額となっております。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 自席から失礼いたします。

今、課長の説明ですと、会社関係者の方を町に呼んで、いろいろ事情と聞くなり、説明をしたということですけれども、現在、約2,200万円未払金があるということで、多分、6月現在では、前回では2,000万円ということを聞いております。それに約200万円増えたということで、この一番かき入れ時のですね、8月に入館者も多かったはずでありますけれども、未払金の方が前々減ってないということで、これはどう考えてもちょっとおかしな話であってですね、これは会社側に言うべきであろうかと思いますけれども、それでは町としてどのような対策を講じるのかお聞きしたいと思います。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） 高森町といたしましても、指定管理者の債務につきまして、弁護士に相談をいたしましたが、指定管理者の債務について、自治体が法的義務を負う根拠はない、指定管理者に対して債権を有する者が債務の履行を求めて自治体を訴える事例は監督責任を根拠とするものも含めて、まったく発見できませんでしたとの回答を得ております。ただ、指定管理者が特に高すぎるとか、指定管理者に対する損失補てん等が不当であるとして住民訴訟はあっております。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 今、課長の答弁の中にですね、弁護士という言葉が入りましたけれども、弁護士とは町が契約している弁護士でしょうか。また、今答弁の中に

ですね、住民訴訟という言葉が出てきました。要は、高森温泉館がですね、高森町を含む地元業者に代金を支払うことが不可能になった場合はその業者から訴訟を起こした例があるということでしょうか。ならば、町としてはですね、高森温泉館が未払いしている業者、特に地元業者に対して、高森温泉館の経営状況をですね、丁寧に説明する義務はないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） お尋ねの訴訟の件ですが、住民訴訟に関しましては、指定管理料が非常に高い、損失を補てんしたのが、またそれも高すぎるといった方面で住民訴訟があつてある事例はあります、監督責任に関する自治体としての訴訟は、全国の例を見てもないという返事がありました。

前後しますが、弁護士に関しましては、町が契約をしている弁護士であります。それと、町内で未払い、支払いを受けてないところに説明はないかということですけど、町といたしましても、町はあくまでも指定管理ということで委託をしておりますので、そちらの会社側が責任もって説明をするべきではないかと思っております。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） じゃあ弁護士は、町が契約している弁護士ですね。それと、住民訴訟というのは、例えば指定管理料が多額ではないか等々に対して住民から起こされた訴訟、そしてもう一つ、温泉館の経営状況を私が丁寧に説明する、地元業社に義務はないかということに対しては、会社側の責任であるから、義務はないということですね。そういう理解でよろしいでしょうか。

しかしこれ、私個人が思うに、この前も6月定例会のときに答弁されたように、前藤本町長が、経営陣、要は株主だったということですね。それで、町が最終的にはどうにかしてくれるという地元納入業者が多いはずであります。しかし、前回のこれも6月定例会で明らかになったように、前藤本町長は選挙後の4月末には経営陣から引かれていたわけですよね。ほかの経営陣の方はそのままいらっしゃることに対して、これは私が言うべきではないんでしょうけれども、正当な手続き、例えば株主総会等々ですね、前町長は経営から引かれているのでしょうか。再度、確認の意味で、以上2点についてお答えください。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） 前町長の藤本正一氏が引いておられるのは、こちらが登記簿謄本で確認した上ですので、22年度分の総会につきましては、まだ実施

されてないと思います。この役員から引かれているのは、こちらはあくまでも事実を確認しただけで、その経営については確認をいたしておりません。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 私が今質問したのは無理な話ですね、まあ民間の株主総会についてですね、行政がタッチすること自体おかしいのは、誰でも理解していますけれども、今回の場合は、先ほどより何回も言っているようにですね、前町長が経営者ならば、高森町がどうにかしてくれるという思い込みが、地元納入業者やら、住民やらから出てくることは、不思議ではないということを再度言っておきます。なぜなら、これも前回言いましたように、大津町にあります温泉施設、岩戸の里を指定管理に出している大津町は、指定管理として選定する際に、高森町の町長さん自身が経営者になられているなら、間違いはないでしょう的な思いがあっても不思議ではないと思います。現草村町長執行部もですね、前執行部時代の指定管理契約ですが、大津町が指定管理業者として指定する際の中身についても聞き取りをするべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） 指定の経緯につきましては、大津町と高森町は別々、個々に指定をしているわけでありまして、高森町から大津町にその話し合いをする必要はないと、今のところ考えております。今後ですね、経営事情につきまして、また変化を生じ、また温泉館の方から話があった場合には、また大津の話も出てくるだろうと思いますので、そのときには改めて大津町の方と協議を進めていきたいと思っております。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） さっきの質問に関連してですけれども、要はですね、高森温泉館を指定管理する際の選考委員会での具体的な内容や点数を公表できないでしょうか。なぜなら、地元業者に多額の負債を負わせている事実が1点、それともうご存じだと思いますけれども、熊本県の指定管理者選定に関して、先月、8月18日の熊日の朝刊紙面に掲載されていました。内容は、ここに私持っていますけれども、ちょっと長くなりますけれども、「県有施設の指定管理者、選定委員から府内委員除外、公平性が疑問視されていた県有施設の指定管理者選定に関し、蒲島郁夫知事は、17日の定例会見で、県の指定管理者制度運用指針を見直したことを明らかにした。指定管理者の選考委員会から、府内の委員を除外、審査項目ごとの得点もすべての応募者について公表し、選考過程の透明化を目指す。2011年度末に指定

管理者を更新する県立劇場や、県総合福祉センターなど18施設から適用する。これまで選定委員会の構成は、外部委員4人、府内委員3人だったが、府内委員を廃止し、外部委員5人以上にする。審査の際、1、利用者増やサービス向上策、2、安定的な運用能力、3、類似施設の運用実績といった項目ごとの特典の公表も従来は県が指定管理候補者に選んだ1団体企業のみだったが、すべての応募者に広げる。会見で、蒲島知事は、今回の見直しで、より公平性・透明性を確保できると強調した。県や県教育委員会は、37施設で指定管理者制度を導入している。一方、指定管理者の経営の安定化を図るため、原則3年だった指定期間を原則5年に延長、業務の引継期間を確保するため、指定管理者を指定する議案の提出は、2月定例議会から前年の12月定例議会に変更する。指定管理者選定をめぐっては、応募した県の外郭団体役員と選定委員にそれぞれ県や県教育委員幹部が含まれているケースが表面化。選ぶ側と選ばれる側に、同じ組織の人間が入っていては、公平性が担保できないという指摘を受け、知事が1月の定例会見で運用指針を見直す考えを表明していた。」ということになっていますけれども、今後もですね、他の自治体でも県に準ずる取組みに変更するように、必ずなってくると思います。県も各自治体に今申し上げましたように、お手本を見せたわけなんですから、それで選定時の内容の公表と、現在の高森町の指定管理に関する選定基準について、担当課長か総務課長、お答え願います。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） お答えします。

指定管理の実際の選定等につきましては、それぞれの施設の担当課が行いますが、事務的な件につきましては、総務課が担当しておりますので、私の方から答弁させていただきます。

まず、内容の公表ということですけれども、内容の公表につきましては、それぞれ応募された法人、団体、その他の団体の情報になりますし、それを公表しますと、不利益を与える恐れがありますので、その個別の内容につきましては、差し控えさせていただきたいと思います。

次に、指定管理基準については、これは基準を設けておりますので、その分について若干説明させていただきます。これは高森温泉館を前回、指定管理の事務を行ったときの基準でございます。高森温泉館指定管理者候補者審査基準というのがございます。これがそういった様式でございます。その中に選定区分としましては4項目ございます。事業計画の内容が住民の平等な利用を確保することができるもの

であるか。その他ですね、事業計画に沿った管理を安定して行うための必要な人員等が配置されているか。また、もう一つ細かくいきますと、施設の設置目的及び管理の方針に対して、どういった計画となっておるかと、そういうことがですね、全部で100点満点の一覧で、それぞれの委員がこれで採点するようになっておりまして、その7名の委員の合計点数が最も良かったところを、町長の方に選定会で選定しましたということで報告することになっております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 総務課長、公表できないのは当然だと思いますけれども、ちょっとその前に、町長にお尋ねします。私が今、8月18日の熊日紙面の県知事の新聞の掲載の部分を読み上げましたけれども、これを聞いてか、聞く前から、この前も答弁があったと思いますけれども、高森町では今後どのようにしていこうかと、町長、お考えですか。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 5番議員のご質問にお答えいたします。

8月18日の県の方向性を示されたものが新聞、マスコミ等で出てたのは承知いたしております。まず、先ほど総務課長が答弁いたしましたが、その選定会の中のですね、委員さん7名のうち、高森町は職員が5名いらっしゃいます。私は、大変失礼ではございますが、民間出身でございます。職員さんがとても経営能力、要は一般の民間の商いという部分に関して、能力を持ち合わせているいないではなく、それは普段はそこの中にいないということで、非常に合ってない基準になっているのではないかというふうに思っております。また、職員においても、これは非常に委員会に入るということは、逆に大きな負担になっているのではないかという部分に関しましても、私自身は感じております。私自身も選定審査会条例の見直しが必要であるというふうに考えております。それはすなわち、熊本県のこの方針を示していただいたことに始まりましたが、それ以前にも私自身も思っておりましたし、今回、いいこれが機会ではないかというふうに思っております。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 先ほどの総務課長の答弁の後言いましたように、公表できないのは当然かもしれませんけれども、しかしですね、今の温泉館の経営方針、そして現在こういう結果になっています。これを見てみると、当時の選定審査自体が適切ではなかったと考えませんか。そうでしょう。適切ではなかったからも、こう

いう結果になったということですね。まあすなわち不適切であったということですね。選定した会社、まあ結果論ですけれども。選定委員会に携わった管理職にお尋ねしますけれども、私が指名しますけれども、熊本県の選定委員会に対する見直しを評価するといった草村町長、まあ評価するとおっしゃいましたけれども、もう私からも来年度からそのように見直しを希望するわけですけれども、以前、選定委員会に携わった管理職の方で、甲斐審議員、この町長の今の考え、どうお考えでしょうか。

○議長（田上更生君） 産業観光課審議員 甲斐敏文君。

○産業観光課審議員（甲斐敏文君） 5番 立山議員の質問にお答えいたします。

私もその当時、一審査委員として、実際、温泉館の指定管理候補者の審査をしております。今、町長がお答えされましたように、私としても職員が5名、審査委員の中に入っているということは、かなり多かったというふうに思っておりますし、また民間の方を、その前にですね、審査委員で適當な者ということで、県から指示があった中に、弁護士とか会計の専門員を入れるべきというところが入っておりました。しかし、本町にはそういう該当者がいなかつたものですね、民間を2人お願いしたわけです。ですけど、町の方で管理職の方から5名いっていたことについては多すぎたと思いますし、それは必要ないというふうに現在は考えておりますので、今後は民間から、全部で7名とは言いませんけど、民間から少しでも多く入れていくのが妥当というふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 審議員、ありがとうございました。すみません、直接言って。

じゃあ町長がおっしゃったように、正直な話、肩の荷が下りたということですね。

じゃあ仕事の幅が広がるということですね。わかりました。はい。

さて、話は変わりますけれども、昨年度の交付金事業ですね、今まで交付金事業はいっぱいありました。自民党の麻生さんが総理の時代から、民主党の菅さん、その前の鳩山さん、菅さん、光をそそぐとか、きめ細やかな等々の交付金事業がありましたけれども、昨年度の交付金事業で、高森温泉館のボイラー施設の工事等が施行されていますが、工事の工程表と、細かい部品の価格を知りたいのですが、お示し願えますでしょうか。なぜなら、高森温泉館とまったく同じボイラー設備を取り入れている民間業者に聞き取り調査を、私自身、したいと思っております。いろいろと調べていますが、民間ではしっかりとメンテナンスを心がけている業者がほと

んどで、耐久年数も長くなるように、経営努力をされているわけです。今後の管理という部分をしっかりとチェックしていくためにも、検証が必要ではないでしょうか。工事内容の詳細な書類の提出をお願いできるでしょうか。また、今後の指定管理業者への設備管理について、また突然ご指名しますけれども、現場に詳しい産業観光課課長補佐の岩田補佐にご答弁を願いたいと思います。

○議長（田上更生君） 産業観光課長補佐 岩田秋広君。

○産業観光課長補佐（岩田秋広君） 5番議員さんの質問にお答えしたいと思います。設計書は、普通は公表いたしませんけれども、この場合はやむを得ないと、私は考えております。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） じゃあ公表できるということでおろしいですね。はい、わかれました。

それで、補佐、これはいつでも公表できるんですか。

○議長（田上更生君） 産業観光課長補佐 岩田秋広君。

○産業観光課長補佐（岩田秋広君） はい。うちの方で設計書等は保管しておりますので、いつでもよろしいです。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君。

○5番（立山広滋君） 町長をはじめ、担当課長、審議員、担当課の課長補佐に足早に質問いたしましたけれども、要は6月も言っています、7月も言っています。2,200万円の赤字という現実があるわけです。まあ地元業者さんを中心に、そういうところをもっている、まあ金額は多少にしろ、赤字を抱えている会社、未払金等々も発生しておりますので、会社側に今後とも強い指導力と、また来年度で指定管理が切れますので、来年度に向けた課題ということで、今度の選考委員なるものは非常に責任が重大ということを皆さんにお訴えして、私の今日の質問はこれで終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（田上更生君） 5番 立山広滋君の質問を終わります。

続きまして、6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） こんにちは。6番 森田でございます。

本日は、町の第一次産業である農業問題について質問いたします。

この質問は、確か私が20年の12月の一般質問でしたが、現在、農業を取り巻く状勢がめまぐるしく変化し、WTOをはじめ、TPPと、農家にとっては大

変な問題ばかりでございます。本町でも農業者も減り、高齢者主体の農業がどんどん進行するばかりです。新規就農者においては、年に1、2名程度で、若者の農業離れの一途をたどるばかりでございます。新規就農者の確保、育成は、地域活性化のため、重要な課題であると思っております。町の総合計画、これを見てみると、シミュレーションによると、本町農業者は平成22年度、554戸、1,875人、27年度においては493戸、1,518人と予想されるようなシミュレーションが出ております。特に草部、野尻地区の減少は著しいものが今後見られると思っております。活力ある担い手の育成、農業の施設は今後どのように取り組まれていくのか質問いたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 6番議員のご質問にお答えいたします。

活力ある農業施策、若しくはそれというのは担い手の育成にも関連してくることではないかというふうに考えております。現在、高森町の農業施策を活力あるものにするには、先ほど4番議員さんのご指導の中でお答えをさせていただきました、有害鳥獣被害対策が優先課題というふうに申し上げましたが、そういうふうに思っております。作物でも非常に施設野菜等々、被害が莫大なものがあるということをご説明申し上げました。しかし、それと同時に、有害鳥獣対策と同時に進めなければいけないのが、農業の振興であります、政策集にも述べておりました。先ほど6番議員さんの質問の中にありましたように、高齢化が非常に進む中、やはり有害鳥獣等々にも強く、高齢者でも取り組める新規農作物の導入等を考えなければいけない。そして、これは急務であるというふうに考えております。

そのような中にですね、もうご承知だとは思いますが、先般、JA阿蘇、白ネギ部会の設立総会が行われました。会員さん全員が高森町の農業者で、5名による立ち上げになったということであります。特に、先ほど草部、野尻地区というふうに地名が出ましたので、あえて申し上げさせていただきますが、やはり高冷地における栽培は、特に九州内でも阿蘇だけ、その阿蘇の中でも高森、特に山東部に関しましては、今後、高品質の農作物、そしてそれを産地化に向けて計画を進めていかなければならないし、また進められているということもご報告させていただきます。特にご承知だと思います。ネギは有害鳥獣に非常に強いというふうに、私自身もお聞きいたしておりますし、いろんな農業後継者との会話の中でもその話を進めているわけであります。やはり、このネギに関しましては、高森町では特に白ネギに関しては、拡大が期待しなければいけない、またそれに対して、しっかり行政も

バックアップしていかなければいけないというふうに思っております。

もう一つ、もう1点でございますが、その担い手対策でもあります。これはもうJAの、6番議員、一番ご存じですが、阿蘇壮青年部ですね、若しくは4Hクラブ等々を中心に担い手対策を実施して、家族経営協定、研修、交流会の支援を現在行っているということをご報告させていただきます。将来の高森町の環境を含めた農業を担っていく立場にある担い手を対象とした施策を取り組んでいくことが、今後、農業進行の要であり、私たち執行部、行政がやらなければいけないことだというふうに認識いたしております。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 自席から失礼いたします。

今、町長の答弁の中で、新規作物も早期に取り組み、またネギ類を今後推薦するというような話がございました。先ほど町長も申されましたように、私もJAの理事を6年間させてもらっていたわけでございますが、特に本町高森においてですね、今まで新規作物、これがもう本当になかつたわけでございます。確か8年前、県の指導のもとに、ヒゴムラサキ、これを私たちが始めたわけでございます。今、町としてもブランド化に向けて一生懸命応援してもらっております。大変これは有り難いと、心から私も思っております。しかし、このヒゴムラサキがですね、本当にわずかな人間でありますし、恐らくこのネギについてもですね、今後町で普及、拡大したいというような町長の答弁がありました。大変農家というのはですね、収穫に対しても本当に厳しいものがございます。年々、高齢化していく中において、こういう作物に高齢者が取り組むのかというのが、私がもう第一の大きな課題ではないかと思っております。その点についてですね、やはり先ほど4番議員さんの質問の中で農業の専門の職員を置いてはどうかというような話がございました。私は、これは本当に大賛成であります。なぜならば、先ほどから私が話していますように、やはり農業をしていく上にはですね、作物、それも金の取れる作物がなくては、本当に今後明るい農業はないんじゃないかと思っております。

そこで、課長にもお伺いします。高齢化が進む中、土地の利用型農業、それから集落営農、こういう取組みを今後されていくのか。それから、新規作物としてですね、今後どのような作物を考えておられるのか、そういうのも質問いたします。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） 6番議員さんの質問にお答えをいたします。

まず第1番目に、土地利用型集落営農の件でありますが、以前は農作業に対しま

しては、集落による営農が営まれておりましたが、農作業の機械化によりまして、個人で営むようになりました。高齢化が進む中で維持管理はですね、非常に厳しい状況となっております。現在、中山間地直接支払交付金事業が継続中であります、本町でも13の集落と集落協定を締結いたしまして事業を進めております。この協定の中にですね、集落営農が必須項目として掲げられております。農用地の遊休化の防止、共同営農組織の育成などが義務付けられております。この制度は、水田地域に対してのみの事業となっており、集落協定に関しまして、水田農家ののみとなっておりますので、今後はですね、畑作農家あたり、全地域の集落とこういった対応を進めていく必要があると思っております。農用地を有害鳥獣から守ったり、耕作放棄地を解消したりしていくのも、集落全体で取り組むことだと思いますので、今後とも集落による営農を推進してまいりたいと考えております。

もう1点、新規作物ですが、先ほど町長の話にもありましたように、先日、白ネギ部会の設立総会が行われております。これは高冷地の白ネギということで、消費者の方というかですね、業者の方からもJAの方に問い合わせがあつてあるそうで、今後こういった作物ですね、有害鳥獣に強い、あまり有害鳥獣がですね、打ち合わないような作物をいかに高付加価値を付けて栽培していくことが目標だろうと思います。今後、それに関しましても、町の方でも研修等で支援をしてまいりたいと思っております。

ヒゴムラサキに関しては、先ほど6番議員さんの方がおっしゃいましたけど、ブランド化がかなり進みまして、本年度も私が5月に着任して以来、研修研修でですね、よそからの研修がかなり来ております。東京、先日は大阪の消費者、マスコミあたりも一緒になってですね、ツアーを組んで高森町の農場を見学したりしておりますので、さらにブランド化を続けてですね、今後はますます推進していきたいと思います。

新規作物、先ほどの白ネギ以外にもですね、今後は有害鳥獣に強い防除もしなくてはいけませんが、できるだけ有害鳥獣に強い作物あたりを、JAあたりと共同ですね、話を進めて、町の方といたしましても取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 今、課長の答弁の中で、ネギを、鳥獣害にも強く、推進していくというような話がございました。私もそれにはですね、少し関わっておりますので、これはもう当然推進してもらっていかなくてはならないと思っております。

町長にちょっとお伺いします。今後ですね、担い手の中に家族だけの経営では無理と、経営をですね、取りやめると、この家族経営に見切りをつけ、法人化、ましてや企業的経営を目指す担い手が今後見受けられると思います。町としてですね、どこまで支援ができるのか、例えば3人で施設園芸をしたいと、ハウスの施設に対して多額の金がかかると、これはどうもいかないというような話があったとき、それから共同で大規模な畜産経営を始めたい、育成牛の確保すら資金不足でできないと、そういうときに町としての対応はどのように今後考えておられるのか質問いたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 6番議員のご質問にお答えいたします。

もちろんこれから俗に言います六次産業化を目指す法的な経営を行う若手の新規就農者が増えること、これに関しましては、非常に積極的に私も取り組んでいかなければならぬというふうに思っております。今、例えば例として言わされました、要はハウスの施設等々ですね、これは町からの補助という形でのご質問だと思思います。やはり共同事業への助成という形に関しては、これは補充していかなければいけないという認識のもとに、今後しっかりとこれは議論して働きかけなければいけない、また決めていかなければいけないと思います。何よりも、やはり大事なことは、若い世代にお金を稼げる、経済がしっかりとできるんだという認識を肌で感じさせること、これが一番の担い手を育成する第1項にあたるべきことではないかというふうに思っております。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 産業課長にお伺いします。

以前、確かにハウス関係、半分の補助が出ていたと思っております。現在、あの補助の話はどうなっているのか、答弁をお願いします。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） ただいまのご質問にお答えいたします。

高森町園芸用ハウス設置事業補助金交付規則というのがあります。これは以前ずっと毎年定額の予算を計上いたしまして、要望があった場合に執行するというような形で、例年執行残が出ていたと思います。この規則はまだそのまま生きておりまして、今後はですね、要望があったときに当局で検討いたしまして、該当するようであればですね、補正で計上して執行していくというような形になっております。新規就農者であればですね、新規就農者に対する補助事業と貸し付けとですね、か

なり有利な事業があると思いますので、新規で学校を卒業してこれを利用される方はかなり少なかったかなと思っております。このハウスの設置事業を主に利用される方は、新規参入ですね、脱サラあたりで新規参入される方あたりが新規に就農したということで、やっと農家に認定されたばかりで、何も補助事業がないというところで、このハウスを利用していたように、私は記憶しております。この事業といったしましては、今現在もまだなくなっておりませんので、維持して残っております。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 今まで執行がなされているというような話でございます。私はですね、こういう制度はやはり担い手、特に若い担い手などの活用をどんどんですね、町の方からこういう制度があるということですね、やっぱり文句としてうたってもらいたいと思っております。

少し話は変わりますが、地産地消の考えをお聞きしたいと思っております。現在、町において、農産物の取り扱いにおいて、行政及び小・中学校において、どのくらいの産物が地元で消費されているのか。それから、町の業者さんの中で、どのくらい地元の農産物が消費または販売されているのか、町で出来た作物はどの作物も安心・安全で食べられるような、自信もって販売できるような作物ばかりでございます。そのような作物をですね、やはり町の人に消費してもらって、町の人が宣伝するような、そういう農作物の販売方法は今後考えておられるのか質問いたします。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） ただいまの地産地消の件につきましてお答えいたします。近年、消費者の農産物に対します安全志向が高まっている中、地産地消への取組みは、生産者にとりましても、消費者が身近なものとなり、消費者ニーズの把握が容易になるとともに、消費者にとっては生産者が身近になり、生産品を安心して購入できるようになると思っております。

現在、高森町では、地元販売業者から米を学校給食へ納入していただいております。次に、地元スーパーへの肥後の赤牛や地元産品のコーナーの設置、販売、宿泊施設等への地元産米の納入、物産館や直販所での地元産品の販売など、地産地消へ向けた取組みが現在行われているところです。

数量につきましては、ちょっと把握をいたしておりませんが、高森町で生産されました農産物は、県内外の市場出荷を中心に取り引きが行われており、消費者ニーズの把握が十分に行えない状況だと、今のところ思っております。地産地消には、

地元で購入していただくことが必要なことであり、地産地消及び地壳活動に取り組んでいただきたいと思っております。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 数量的にはわからないというような課長からの答弁でございます。私は、農業をしている関係上、地元の人がですね、地元の産物、これをですね、知って、地元で消費し、それから自分たちがその品物をですね、農家と一緒になって宣伝していくような、そういう取組みも今後はやはり行ってもらいたいと。なぜそれ質問するかというとはですね、やはり実際、地元の物を食べて、これはおいしい、これはうまいと、これは自信もって、これは高森町から販売できるぞと、こういうようなですね、取組みを町としても、農協と一緒に連携されまして、こういうふうな取組みを、私は本当に願っておるわけでございます。やはり地元で採れた作物をですね、地元の人たちが食べられないというのは、こういう残念なことは、私はないと思います。こういう方面にですね、本当に行政としても力を入れてもらって、町の産物の宣伝、これを大いにしていってもらいたいと思っております。

地産地消は今の件で終わりまして、続きまして、地域資源を活かした畜産振興のあり方について、それを問います。本町には、豊富な草原、草資源、360ヘクタールもあり、放牧による肉用牛の繁殖の経営が行われております。地域的にいいますと、最高な場所で本当に赤牛の育成また飼育がされているんじゃないかなと思っております。平成17年度において、高森町の色見、野尻、全頭数合せたところによると、2,850頭近くいた肉用生産牛が、23年度においては1,382頭というふうに大幅に減少しているわけでございます。1戸当たりのですね、飼育頭数は増えておりますけど、農家戸数も減少しております、また飼育する農家も減っておりますし、本当に今後この草原の維持管理が難しくなってくるんじゃないかなと思っております。中には草原の野焼きが行われておりますが、地域によっては野焼きもままならなく、行われていないような話がございます。

そのような中で、もしも今、台風15号が接近、また本州に上陸するような話がございますが、これを放つておくとですね、土砂災害、それから土石流などの心配が今後受けられてくるんじゃないかなと思っております。このような資源をですね、また畜産を放牧牛の少ない資源を今後どのように町としては考えていかれるのか答弁をお願いします。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） 地域資源の中の草原の件ですが、草原に関しまして

は、牧野組合を中心に春の火入れの補助等を行っております。放牧した牛の衛生関係につきましても補助事業として、阿蘇の赤牛再生事業の中で補助をしているところでございます。一番肝心なところは、今おっしゃられました草原の維持管理だと思います。牧野組合の戸数も減少にありますし、火入れをしていく段階で、その集落で取り組まなくては、維持管理ができないような状況になっております。先ほど申しました中山間地域の直接支払交付金の中にも草原が含まれておりますが、高森町では火入れ補助をやっておりますので、中山間地の中では草原の方は該当いたしておりません。牧野組合の方に相談をいたしまして、火入れの直接の補助とですね、補助事業はどちらか選択ということで、火入れ補助の方を継続してくれということでしたので、今現在も火入れ補助の方で牧野組合の方には維持管理をお願いしているところでございます。

それと、地域資源の中には、ただいま戸別所得補償制度の中で飼料稻として青刈りを推奨いたしております。今年が高森町で12件が青刈りをされております。この青刈りをすれば、反当たり8万円という補助金が来ますので、今後はですね、こういった飼料稻あたりも地元の資源ということで耕畜連携のもとに進めていきたいと思っております。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 火入れ補助をしているというような話でございます。特にですね、私は草部、野尻地区を先ほど言いましたが、高齢化が進み、土地がどんどん余ってくると思われます。その農地をですね、町が管理するというと、これはなかなか難しうございますが、早い段階でですね、やはり集約されまして、その土地をですね、今後は若い担い手、それからやる気のある農家にですね、計画を立てながら、その方面に使ってもらう、また担い手にどんどん貸していくようなですね、そういう計画をですね、今後練ってもらいたいと思います。

それから、本町におきましては、堆肥センターのアグリセンターがあるわけでございますが、この堆肥センターと連携を取りながら、牧草植え付け、それから収穫、販売、こういう方面もですね、町としては今後検討してもらっていいんじゃないかと私は思っております。やはり、先祖が残した土地をですね、このまま見過ごして私はいくわけにはいけないと思っておりますので、そういう方面もですね、今後は一生懸命町としても取り組んでもらいたいと思っております。

それから、先ほどから地域資源というふうなことで、野焼き、これは本当に各地で行われております。特に今、人手不足ということでですね、本当にどこも苦悩し

ている現状でございます。この野焼きをですね、やはり今後町の人にもですね、せっかく各地域から今野焼き体験じゃなくて、来られております。地域の中にもですね、ああ俺たちもかたってもいいぞと、そういう方が私はおられると思います。火入れとかですね、そういうとはちょっと難しゅうございますが、そういう人も今後やっぱり町の中でも私は取り組んでいかれてもいいんじゃないかなと思います。ボランティアの方が今現在、私たちの牧野にも三、四十名余り来られております。その点について、課長、今後どのような対策を講じられていくのかをお伺いします。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） ただいまのお尋ねの人手不足からくる火入れの応援的なことですけど、ただいま高森町、村山、上在あたりにつきましても、ボランティアの方がかなりいらしています。輪地切から火入れに関して、かなりの数のボランティアの方がですね、グリーンストックを通して高森町にお出でになって協力していただいていると思います。地元の方に是非協力をということで、やはりそちらの周知の方はですね、是非やっていきたいと思います。地元で維持管理をしている、自然を守るということも含めまして、野焼きを続けていくためにはですね、やはりそれぞれ協力していかなくてはいけないことだと思っておりますので、呼び掛け等につきましては、今後、産業観光課といたしましても広報等、協力をしていきたいと思っております。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） この問題はですね、農家だけじゃなくして、恐らく町の景観の問題も重なってくるんじゃないかなと思っておりますので、町の方としてもですね、よく研究されまして、また私たちもいろんな話がありましたら、行政と一緒になつて取り組みますので、よろしくお願ひしておきます。

続きまして、これは私も特に今日出します後継者対策、嫁対策ということで、これは農業後継者ばかりではありません。商工業も含めた嫁対策というようなことで、これは今日質問いたします。これは確か10番議員の後藤英範議員もですね、昨年あたり質問されたと思っております。これは本当に私は大事な問題じゃないかと思っております。今、農業をされている中においてですね、ある程度、年いかれた人と若いとの差がギャップが大変あります。若い人は奥さんをもらって、どんどん一緒に営んでおられます。しかし、中間の人で奥さんもまだ、まあこれは失礼にあたりますが、奥さんもまだという大変、町としてもですね、これは本当に真剣に取り組んでいかなくてはならない問題だと思っております。確かですね、以前、町の

方で観光を含めた嫁対策があつておりました。私も何度か出席しまして、いろんな案内をしたり、一緒に話したらどうだとか、いろんな話をして努めた会がありますが、なかなか田舎の、私もそうですが、純情で話もしきらないというような形ですね、なかなか今まで何組かという取組みしかあつておりません。このようですね、取組みは今後計画をしておられるのか、しておられないのかを答弁願います。

○議長（田上更生君） 産業観光課長 橋本和則君。

○産業観光課長（橋本和則君） ただいまの件につきましてお答えいたします。

以前、地域間交流も含めまして、農業農村体験交流という事業を農業サイドの方でやっておりました。それが補助が続く間ですね、多分続いてたかなと思いまして、それなりの成果も現れております。補助が終わり次第にですね、その事業も町といたましても終わっているかと思います。嫁対策につきましても、農業対策同様、扱い手対策と関連があると思っております。先ほどより申し上げましたように、若者が楽しく農業を営んでいく環境づくりが嫁対策にもつながるよう思います。一人でも多くの若者が農業、商業に従事することができれば、仲間が会え、活気にあふれてくるものと思っております。今年の8月に高森町社会福祉協議会におきまして、結婚相談所が設置されております。結婚に関する相談や各種イベント等の企画運営を今後やっていく予定しております。私も相談員として参加をいたしておりますが、今後は各種団体と連携を密にいたしまして、各種相談事業、イベント等をしまして、できるだけ高森にですね、よそから、地元あたりから嫁さんが来ていただけるように活動をしていきたいと思っております。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 今、社会福祉協議会で相談を立ち上げているというような話でございます。私は、一つ提案であります。今までの取組みは、確かに高森町は自然が美しいですよと、空気もいいですよというような話がございましたが、今後このような催しをされていく上においてですね、ここの町にお嫁に来たいと、住みたいと、そういうふうなですね、女性の方をできるならそういうふうな対象にしてですね、町の方にどんどん進めていってもらいたいと思っております。なぜこれを言いますかというと、観光目的だけではですね、やはりああ美しかった、おいしかったと、これで終わってしまいます。これでは何の意味もありません。特にそういうところを強調してですね、今後取り組まれていかれるなら、それも私からお願いしておきたいと思っております。嫁対策については、今の質問で終わります。

続きまして、住みたくなる魅力的なまちづくりの考え方ということで、これは町長

にお聞きしたいと思います。私は、常日頃、この町に住みたい、暮らしたい、嫁に来たい、それが私たちの望む町ではないかと常日頃思っております。そういうまちづくりをしていますが、それがなかなか難しゅうございまして、そういう女性が現れることを、いつも念願しておりますが、町の活性化、それから人口の増加を思うならば、そういう賑わいのですね、ある町に今後、魅力的な町にこれはしていかなくてはならないと思っております。特に、さっきから話が出ていますように、少子高齢化、これがどんどん、高森町だけではありません、各地方によってはもうすすんでおります。町単独として、こういうようなせっかく町長もいろんな構想を立ち上げられております。町単独としてですね、こういう魅力あるまちづくりをですね、今後どのような形で取り組まれていくのかを質問いたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 6番議員のご質問にお答えいたします。

要は、魅力あるまちづくりをどのように考えているのかということであるというふうに思っております。また、そのことが嫁対策にもつながるということのご質問だと思います。嫁対策というのは、イコール担い手の育成でもあるということあります。魅力的なまちづくりといいますと、また非常にちょっと話が長くなりますが、やはりまず第一に、住んでよかったですと、来てよかったですと思えるまちづくり、大きく言えばこういうことであります。安心・安全である、さらにやはりどうしても一次産業が農業でございます。ここの充実がなければいけない、充実というのは経済であるというふうに認識いたしております。ということは、すなわち新しい担い手、次の世代の新規就農者等々に関してのしっかりした補助、育成、そのためにはやはり先ほどから申し上げますように、例えばの話ですが、生産、加工、流通、六次産業化、これをしっかりとするためにも、町としても例ではありますが、例えば耕作放棄地を町が借り上げて、新規就農者に貸し付ける。そこで得た利益は、その新しく担い手になる子たちが、若い世代の人たちがそれを経済の源として、各自分の地域に帰って農業を継ぐなり、新規、新しいところでやるなりしていただき、これは私は非常に、先ほど6番議員のご質問の中にありました、非常に有効な策ではないかというふうに思っております。基本的に魅力あるまちづくり、私はこの政策集の中でいろいろ述べております、これが全部できれば、非常にいいわけでございます。また、やろうとする意思があるために、これを作させていただきました。是非、残り3年8カ月任期がございます。また、議会とも話し合いながら、魅力ある高森町、誇れる高森町、安心・安全に住める高森町を目指して頑張っていきたい

と思いますので、議員の方からもご指導の方をよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君。

○6番（森田 勝君） 町長、大変、答弁ありがとうございました。

私たち議員もですね、こういう問題には真剣に取り組んでいかなくてはならないと思っております。

最後に、農業関連、それから嫁対策問題、これはどれをとっても本町になくてはならない、また実行していかなくてはならないような問題でございます。教育長も私たちに話がありましたように、本町には小学校2校、中学校2校、県立高校1校あります。皆さんもご存じのように、今日は傍聴人の方も来られております。今、高森高校存続が危ぶまれております。その中で私が今言ったような質問のですね、実現すれば、どんどん人口も増え、またお嫁さんもこの町に魅力ある町だといって来られると思っております。どうか本日の傍聴者の中にもですね、近くに高校進学の方がおられれば、特に高森高校に進学してほしいと、そういうふうな要望をここで傍聴者の方にもお願いしておきます。また、執行部の方にも、特にこういう問題は私は常日頃思っておりますが、真剣に仕方でですね、進めていかなくてはならないと思っております。是非、この魅力ある農業、それから魅力あるまちづくり、実現しますように、私も一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、行政ともどもよろしくお願ひします。

これで、私の質問を終わります。

○議長（田上更生君） 6番 森田勝君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。しばらく休憩いたします。2時50分から再開いたします。

—————○—————

休憩 午後2時40分

再開 午後2時50分

—————○—————

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き、一般質問を始めます。

1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 皆さん、こんにちは。

昨日のですね、敬老会、各地域で執り行われまして、大変私も初めて参加をさせ

ていただきまして、感動いたしました。また、町長におかれましても、また町職員の方々におかれましてもですね、各地域の敬老会、本当に支えていただきまして、誠にありがとうございます。その中でも、保育園の子どもたちのお遊戯、大変敬老会の参加された方々、大変喜んでおられました。また、来年もですね、さらに活性化する敬老会にしたいなと思いました。

今回の私の質問は、一番初めに、災害における町の対応についてと、2番目に政策集における行財政改革の促進についてです。よろしくお願ひいたします。

まず、1番目の質問ですが、3月の東北大震災、そしてこの間起きました台風1号による紀伊半島の大被害と、あってはならないことが起きております。被災された方々に心よりお悔やみ申し上げます。

また、高森町におきましても、6・2・6の大水害、阿蘇山の爆発なども起きていますし、今後、マグニチュード7クラスの地震が本町に起きるかもしれません。そこで、現在の高森町の災害への事前対策はどうなっているのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1番議員のご質問にお答え申し上げます。

災害への事前対策ということでご質問いただいております。まず、ご説明させていただきます。地震、噴火及び気象災害が想定されております。現在、高森町では、熊本県の統合型防災システムや県からの一斉指令を情報源として対応させていただいております。通常は、気象災害が主なものでございますが、一般、4名から5名構成の待機班を8班編成し、休日や夜間でも、大雨や洪水などに関する注意報が発令された場合には、職員は自宅待機、警報発令の時点で役場待機として、災害発生時には迅速に対応できるよう、特に道路の障害物の除去などに関しては、早急に実施するなど、事態に備えているわけでございます。最近、特に9月18日、最近の事例で申し上げますと、非常に多くなってきており、ご承知のように、台風1号から今回の台風と来ておりますが、9月18日、土曜日、午前3時30分より、職員は待機いたしております。また、9月20日、これは午前5時30分より警報が解除されるまでは待機、また本日は先ほど議会午前中に申し上げましたように、本日も警報がまだ解除されておりません。その間は待機して、災害の対応に備える態勢づくりとさせていただいております。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） ありがとうございました。

まず、私も議員になる前は、災害警報が出た後に役場の職員さんがかなりの時間を拘束されながら、住民の安全・安心のために拘束性が強い自宅待機、役場待機という体勢をとられていることを知りました。当然のことと言われば、それまでなんですが、一人の住民といたしまして、職員さんに敬意を表します。今後も災害時の態勢に関して、さらなる強化に努めていただけるようにお願いいたします。

続きまして、災害発生時の態勢についてはお答えいただきました。また、実際に災害が発生したときの災害発生後の対応についてお尋ねします。災害発生後の対応はどうなっているでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） お答えします。

災害発生後の対応はということで、災害が予想され場合、また万一災害が発生しました場合は、高森町災害対策本部設置条例等の規定に基づきまして、災害対策本部を直ちに立ち上げることになっております。前もって配置しております町職員による組織系統により対応するようにしております。

また、災害時の応急措置等に関しましては、建設業組合の方、また水道事業組合をはじめまして、町内の各種団体、また店舗等から協定をいただいておりますので、様々なご協力をその時点でいただくことになっております。

さらに、広報でもお知らせしておりますが、8月4日に国土交通省九州地方整備局と、大規模災害時の応援協定を締結しているところでございます。これにつきましては、通常ですと、熊本県知事を通じて、そういった派遣をお願いするわけでございますが、この協定に基づきまして、直接、国の方から指導・助言いただける職員を配置していただくと、そういうことが可能になりました。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） やはり規定に基づく災害対策本部設置は素早く設置することが大切であると思います。また、地元の各種団体との災害時における連携もさらなる促進を要望いたします。

しかし、今年の震災、台風災害にいたっては、勧告や指示に至る前の段階で、一気に大災害になっているわけです。特に高齢者が多い地域、土砂津波が考えられる草部、野尻地域に関しての災害発生後の対策については、再度の検討、そして最新情報に基づく適切な体制づくりを切に要望いたします。

また、草村町長におかれましては、阿蘇郡市の中で最も早い段階で、国土交通

省九州地方整備局と大規模災害時の応援協定、結ぶように指示されていたし、町長自らで強く働きかけていたことと聞きました。今後も国レベルの応援協定には敏感に情報収集に動いてほしいと思います。

次に、町の教育施設や子どもたちを災害から守るための対応についてお尋ねします。今まで実施されている訓練や、震災で多くの子どもたちが尊い命を亡くしていることを踏まえ、新たに構築するべき体制づくりを現場レベルとしてどのように考えているのかの2点をお聞かせください。これは現場で指導にあたられている園長代理の方に答弁を求めます。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 色見隆夫君。

○住民福祉課長（色見隆夫君） 園長代理の方ですが、一応私の方も関係しておりますので、私の方からまず説明申し上げまして、実務的な内容につきまして、園長代理の方から説明させていただきたいと思います。

おっしゃいますように、確かに日頃からの心構えが必要であろうかと思っております。そういう中で、それぞれの保育園におきまして、計画書を作成しまして、防災による訓練、防犯訓練、火災訓練、通報訓練、それから消火訓練、緊急時対応訓練といったものを行っているところであります。特に保育園ではですね、小さな園児をお預かりしておりますことから、園児と職員が一丸となってする訓練、保育園周辺の地域の方々、保護者の方々と一緒にになってする訓練に重点をおいて行っておるところであります。

実務的な内容につきましては、それぞれの園長代理の方からご説明申し上げます。

○議長（田上更生君） 高森東保育園園長代理 熊谷優子君。

○高森東保育園園長代理（熊谷優子君） ただいま1番議員さんからご質問がありました、子どもたちを災害から守るための対応についてですが、高森東保育園では、災害、震災、その他の災害から子どもたちの生命を守るために、消防防災計画を策定しております。そして、毎月、火災や地震を想定しての避難訓練と消火訓練をそれぞれ1回ずつ実施し、年2回は消防署立ち会いのもと、通報、避難誘導、初期消火の総合訓練を行っております。そして、適切な指導、アドバイスを、消防署より受けております。また、これまでに保護者も一緒に消火器を使った消火訓練や身近におけるケガ、やけど、誤飲や発熱による発作とか、蘇生法など、子どもの事故の手当などの実技指導も実施してまいりました。地震の訓練ではですね、落下物や倒れやすいものから身を守るために、頭を保護しながら机の下に隠れさせながら、搖れがおさまるまで待つよう指示をしたりする一方、避難口を確保するために、戸口

やサッシを開けたり、毛布や布団をかぶるなど、午睡時の訓練も取り入れております。

災害はですね、いつ起こるか予測がつきませんので、いつでも適切な対応ができるように環境を整えたり、各職員がそれぞれの職務分担を正しく遂行できるよう、日頃より周知徹底をしております。また、これらのことはですね、県の監査においても重視される項目でもありますので、訓練や実技指導の様子を撮った写真を添付したりして計画や記録の充実を図っております。

また、保護者には、全員参加していただく折に、緊急時における園の対応及び避難経路や避難場所を説明して、緊急連絡網を配付し、その連絡方法など、しっかりとこれも周知徹底しております。

また、災害の折にはですね、東保育園の避難場所は東中学校の体育館になっております。また、この訓練はまだしたことはありませんが、おいおいとこの訓練もいつかしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 色見保育園園長代理 濑井類子君。

○色見保育園園長代理（瀬井類子君） 1番議員さんのご質問にお答えします。

ただいま東保育園の熊谷園長代理が申しましたように、同じ町立保育園の運営ですので、ダブルところがあるかと思いますけど、一応色見保育園の方でお話させていただきます。

保育園では、保育園における危機は、火災、地震、風水害、その他天災、食中毒、感染症、交通事故、その他の事故、事件において、すべての事象に対して園でマニュアルを作成しております。

すべての入所児童の生命の保安を最大の目的とし、保護者に安全かつ確実に引き渡すことを第一と考えています。

そこで、日頃から職員、子どもたちが身につけておく必要のある地震、火災についての避難訓練を年度当初に、発生を想定した年間計画を立てております。先ほど、東の園長代理が申しましたように、月に1回、地震と火災に発生する避難訓練を実施しています。

訓練指導にあたっては、避難場所や職員の役割分担を確認し合い、年に2回、消防署の立ち会いのもとで通報訓練や消火訓練を実施しています。もちろん消火訓練には、保育参観を利用して、保護者の方にも参加していただき、昨年度は煙体験というのを室内でさせていただきまして、煙の中でいかに避難するのが大変かという

ことを実際、保護者の方も交えてしていただき、大変いい経験をしたという意見をいただきました。

あと、発生時の状況の内容、地震の内容については、東と同じような想定で訓練しています。

以上です。

○議長（田上更生君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） 1番議員にお答えいたします。

まずは、3月11日に発生いたしました東日本大震災で被災された皆様方に心よりお悔やみ申し上げたいと思います。

特に学校関係を見てみると、各学校が危機管理マニュアルにより避難したにも関わらず、想定以上の災害で被災し、多くの児童・生徒の皆さんや教職員が亡くなられたということは、心が痛むばかりでございます。

ご質問の点についてでございますが、高森町では小・中学校の管理規則及び高森町地域防災計画に防災及び防犯に関する計画が定められておりまして、町内の各小中学校では同規則等に基づき、危機管理マニュアルを作成しているところでございます。こういう形で危機管理マニュアルを各学校、作成しています。このマニュアルには、交通事故、学校内事故、それから以前、大阪の池田小学校で子どもが殺傷されるという事件等が起こりまして、それ以降、不審者対策、それから自然災害等、そういったもので構成されておりまして、事件発生対応について、それぞれについて定めをしているところでございます。

今回の質問であります自然災害、地震、風水害、火災等につきましては、同マニュアルに基づきまして、町内の各学校で避難訓練計画を作成し、年に2回ないし、多いところでは3回ですね、主に地震と火災について避難訓練を実施し、こうした訓練を通して、常時活動において緊急対応ができるよう、各学校が取り組んでいるところでございます。

今回の東日本大震災が想定を超える災害であったことから、被害が甚大になったこともあり、この危機管理マニュアルにつきまして、各小・中学校で見直しを図るよう指示しておりますが、その中で一つ、各学校ともに避難訓練の避難先がですね、運動場というところになっております。このことにつきましては、今回の大震災ですね、反省して、災害に応じた二次避難場所等についてですね、各学校で検討するようにということを今指示したところでございます。そういうことを通しながら、児童・生徒の安全確保につきまして、日頃から指導をしてまいりたいというふうに

思っているところでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） ありがとうございました。

やはり小さな園児を預かるということは大変だと思われます。しかし、先生がいなければ、避難誘導や一瞬の判断もできないわけです。是非、今後も訓練や指導を促進されることを望み、また現場と行政が一致団結しながら、高森町の子どもたちの災害時における対応の充実を図られるよう希望いたします。

続いて、私自身も認識不足であり、知らなかつたことですが、高森町町民の方々、特に色見、草部、野尻地区の住民も、実際にはまったくといつていいほどですね、知られていない熊本県の土石流災害の指定地域についての質問をします。今まで、そして今現在も、最も危険が高いと予想される地域が、熊本県の指定地域に入っていない。この間、私、熊本県のですね、土石流災害のホームページを見せていただきました。その中にこの色見、草部、野尻地区のですね、地区名が入っていなかつたんです。このことについて、今まで指定地域に入るための取組みはあったのか、それともまったく行ってこなかつたのか、その取組みを教えてください。ほとんどの住民の方は知らないはずです。実務レベルの佐藤総務課長補佐にお尋ねします。

また、現草村町長はどのように考えておられるのか、どう対処するのかお答えください。よろしくお願ひします。

○議長（田上更生君） 総務課長補佐 佐藤武文君。

○総務課長補佐（佐藤武文君） 1番議員さんのご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、県のホームページに掲載してございますのは、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域であります、これは県が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定によりまして、県が指定をしているところでございます。これにつきましては、平成20年3月28日に県が指定を告示をしております。町長といたしましても、この件を先日行われました県の総務委員会の視察の折に強く要望されておりますが、指定の内容につきましては、法に基づいた政令で定めた基準に該当するものを県が指定しておりますので、この基準の見直しから必要になってくると思います。

町としては、今言いましたように、野尻、草部地区を指定するためにも、指定の見直しを強く要望するところでございます。県の土石流危険渓流は、この20地区のほかに矢津田の高尾野川と野尻の川上川が指定されております。このほか、急傾

斜地崩壊危険箇所は7カ所、山腹崩壊危険箇所は31カ所、崩壊土砂流出危険箇所は28カ所指定がされております。

以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1番議員のご質問にお答えいたします。

土石流災害の県指定についてということであります。ホームページをご覧になつたということで、非常にいい点にお気づきになられたなというふうに思っております。先ほど、総務課長補佐が答弁しましたように、私も就任後に初めて知りました。正直申し上げまして、誰がどう考えても、土砂災害は山東部、草部、野尻地区、若しくは色見、上色見地区の方が街中より、これははつきりはわかりませんが、危険の度合いは高いのではないかというふうに思っております。水が上から下に流れるのと同じであり、やはり山際の方が非常に危険であるというのにも関わらず、県が指定してないことも事実でございます。ということで、ちょうど先般、県議会の視察が、総務委員会の視察が阿蘇火山博物館でございました。そのときに知事公室の牧野危機管理監査官がお見えになられておりました。私も非常に長い時間、その会議の中でもちよっと的外れにはなりましたが、この指定についてお話をさせていただき、牧野危機管理官にも強く要望いたしました。その会議が終わった後に、わざわざ時間をとっていただきて、草村町長がおっしゃるように、本来であれば、野尻、草部地区が優先されなければ、これはもう本当に誠におかしいと。しかしながら、それは規則、基準の見直しをやらなければいけないということがお答えでした。基準の見直しのためには、是非とも県議会やいろんな方に働きかけていただきて、まつとう意見ですので、是非そういう議論をしっかり起こしてくださいということも逆にお願いをされたのも事実でございます。その中で、やはり私が、議員がご指摘のとおり、この山東部におかれましてですね、今日も緊急警報が出ております。今後ですね、何が何でも県の方にですね、基準の見直しを迫り、これが実現するかどうかはわかりませんが、私なりに全力でこの基準を見直すということを強く切に要望していきたいというふうに考えております。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） ありがとうございました。

今、お答えになられたように、今後は熊本県に危険地域指定を強く働きかけてください。今まで、熊本県と直接交渉したり、強く働きかけたりした形はないように思います。だから、住民が知らないということです。今後は、今までと違って、し

つかり働きかけるためには、政治的な人脈も必要でしょう。私も議会に呼びかけて議論してまいりたいと思っております。

続いて、災害時の防災無線などについてお尋ねします。災害になれば、停電となる可能性が高いです。そこで、停電を仮定した場合の防災無線対策はどうなっているでしょうか。これは実務レベルの沼田総務係長に答弁お願ひいたします。

○議長（田上更生君） 総務係長 沼田勝之君。

○総務係長（沼田勝之君） 1番議員の宇藤さんにお答えいたします。

発信機側である役場の基地局ですね、には発電機、バッテリーがありまして、2日間は大丈夫のようになっております。受信機側の戸別受信機ですね、それに電池を入れて対応するようになっておりますので、通常はコンセントから引いていただいておりますが、停電時は電池でも使用できるようになっておりますので、2日間の間は大丈夫と思われます。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 役場は発電機があるという答えで、受信する側には戸別に電池の準備が必要であるということですが、戸別で電池の準備が必要ということは、一般的に知られているのでしょうか。

○議長（田上更生君） 総務係長 沼田勝之君。

○総務係長（沼田勝之君） 戸別受信機をですね、配布時にですね、通常はコンセントに差し込んでくださいと、ずっと入れとくと電池が消耗いたしますので、停電時の場合には電池を使用してくださいということで、新たに引っ越しとかされてきた方に配布するときにもですね、そういうことでお伝えいたしております。今後ですね、わからぬ方がおられましたら、再度、その点は周知を徹底いたしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） やはりですね、停電すれば電気はつながらない、ということは常識ながら、実際の災害時には動搖していますので、気づかないこともあるはずです。今後は停電時の対応についても周知活動も積極的に行ってください。よろしくお願ひします。

最後になりますが、避難場所の安全対策について質問します。東北の震災からもわかるように、避難場所の安全対策の強化や避難所の場所設定に関する見直しについての必要性が問われております。高森町としてはいかがでしょうか。総務課長さ

んか、総務課長補佐さんにお尋ねします。よろしくお願ひします。

○議長（田上更生君） 総務課長 村上源喜君。

○総務課長（村上源喜君） お答えします。

現在、避難場所につきましては、小・中学校を中心に 10カ所設けております。

耐震強度をそれぞれこの施設につきましては有しておりますので、現時点での避難所としては最も適しているというふうに考えておりますけれども、今後新たな国の指針、県の指針等がですね、出されれば、またその都度、適宜最適な場所を検討しますとともに、ない場合につきましては、そのへんを避難場所に耐え得るようなことで整備しなければいけないというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 単に指定されている避難所があります。耐震強度を有しているから大丈夫ではなくですね、やはり特に高齢者が多い山東部、草部、野尻や、色見地区の避難所については、今回の東北震災を教訓にしての対応を考えるべきだと思います。避難所に行くまでに被災する場合も多いわけです。是非、今後の新たな見直しや、新たな形づくりのための委員会や協議会を活性化させていただくことを要望いたします。

次に、政策集における行財政改革の促進についてお尋ねします。今回、私は町長が政策集の中で上げられている行財政改革のうち、特に課、係の見直しについて質問させていただきます。前回の見直しに伴う組織の改革以来 4年半が経過しているようです。先ほど申し上げましたが、組織改革から 4年半が経過し、手直しが必要な時期に来ているのではないかとも思われますし、政策集にもありますことから、まずはいつ実行に移されるのかお聞きします。よろしくお願ひします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1番議員のご質問にお答えいたします。

私の政策集の行財政改革で、特に具体的な例として上げさせていただきました課、係等の見直しということについてだと思います。これは選挙民の皆さまとのお約束でもあるというふうに考えてが事実でございますので、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思います。まず、それを大前提に答弁をさせていただきたいというふうに思います。

まず、この政策を実現するためには、それに対応する組織が必要でございます。いわゆる布陣を整えるということでございます。これはお断りになりますが、政策

を実現するための手段であって、今までの組織のあり方等々を否定するものではないというふうに捉えていただきたいというふうに思います。そういったことから、この課、係の見直しについては、実施していきたい、また現在の職員による検討会を設置いたしております。また、活性化させなければいけないというふうに思っております。時期的なことに関しましては、今後、12月の定例会にご提案し、新年度から新しい組織で臨みたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） では、実施するということで、12月定例会には提案、来年度実施したいということでありますが、そこでお伺いしますが、先ほどの答弁の中で、政策を実現するためには、それに対応する組織が必要とのことでしたが、具体的にはどういったことでしょうか。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1番議員のご質問にお答えいたします。

具体的にはどういうことかということですが、将来的には先ほど組織というふうに申し上げましたが、要は今以上に専門性をもった職員を育て上げる必要があるというふうに考えておるということです。例えば、現在、外注しているソフトウェアのプログラム変更等々に例えますならば、現在はすべてパッケージ化されたものを使っております。しかし、やはりこの行政に合った独自のプログラムになると、やはりこの行政の仕事がはかかる、またこの高森町の施策に関しても仕事の充実度ができるというふうに思っております。一方、地域づくりの計画策定等々に関しましても、その中で議論されたことをどうやって組み込んでいくのかといったことに関しましても、今までのよう専門性があまりない方よりも、逆に外部の方で専門性を非常に高く持たれている方を導入すること、これは非常にいいことであって、私自身考えております。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） 専門性のある仕事に外部の専門家を導入ということですが、高森町職員として採用するということでしょうか。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） いわゆる一般の高森町職員として採用を考えているわけではありません。先ほど申し上げましたように、専門的な知識をもった方を、人材を外部に求めているということを考えておりますので、あくまでも短期間の採用とい

うふうに考えております。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） はい。わかりました。

次に、組織のことですが、前回の組織改革において、大幅な課の統合による削減が行われております。それはそれで当時の状況から考え抜かれてのことだと思われますから、批判するのではありません。ただ、見直しということにつきましては、いつの時点においても物事を最善の状態にしておくといったことがあると考えております。町長は今の組織について、どのように見直しをされるのかお伺いします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 私の政策を実現するにあたり、皆さまとのお約束したことを守るということにあたり、職員の事務量を適正にし、スムーズな執行ができるようにするために、組織を見直すということが私の考え方でございます。どのように見直すかということですが、現在、それぞれのですね、先ほど言いましたように、課で委員を選出いたしました。その委員を選出いたしましたので、今後しっかりとその委員の中で議論をさせることとしております。委員の方には、私の考え方はわかっていていただけているというふうに思っております。また、私より、皆さんはるかに長い行政経験をおもちであるわけです。やはり、そのはるかに長い行政経験の中で培ったものを、私に案を出していただける、またアドバイスをいただけるのではないかというふうに思っております。現時点ではっきり申し上げますが1点ございますが、やはり住民福祉課の分割について、これは確実に行わなければならないというふうに考えております。また、職員のですね、ついでになりますが、能力向上と今後の人材の確保、これは数年後に訪れると思われる年代間ギャップ、要はちょうど私たちの、例えて言うのでありますなら、今の40代の方がどんといなくなるわけであります、高森町の職員が。これは住民に常に公平・公正のサービスを届けることに関して障害が出てくるのではないかというふうに、私自身は考えております。といった観点から、やはり熊本県との職員交流を盛んに行いたいというふうに思っております。就任後、私自身、県とも数えきれないぐらい、いろんな県の職員等々、知事部局等々お会いしてきました。その中でもしっかりと、私自身は自分の考えを議論して、その中でそういうお互いの県と各地方の自治体の交流はすごくいいことですねという前向きなお答えももらっております。これはですね、双方から、熊本県からも職員を派遣する、高森町からも職員を派遣すると、要はこういう交換という表現はおかしいですが、お互い双方からという意味合いでもあります。このこ

とで、熊本県とのパイプをですね、やはり今後しっかりとつけていける人材を今のうちから育成しておかなければいけないという観点からも、非常にいいことではないかというふうに思っております。就任した後に、やはり他の市町村との差が今後生まれてくるのではないか、6月の議会でも答弁いたしましたように、やはり非常に人的交流が少なすぎたということがございます。これはもう財源的な問題もあつたと思いますが、今日午前中にほかの議員さんからのお言葉にもありましたように、財政が少しほはんと頑張られたお陰でよくなってきたという中で、無駄遣いするわけではございません。官官接待という言葉は、今はもう既にないような時代になっております。ちゃんと求められたところに出ていく。そして、その中でしっかりと交流を重ねていくということになります。先ほど、4番議員さんからの一般質問の中でご指導があったとおり、その中でも私がちょっと答弁が外れましたが、光ファイバーの問題のときでも、やはり人脈と情報収集能力があれば、またしっかりとできれば、できていれば、現時点では高森町にも光回線が張り巡らされていたのではないかということでもあります。この点からも、人材育成に力を注ぎたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君。

○1番（宇藤康博君） お答え、ありがとうございます。

是非、効果的で効率がよくなるような行政改革の促進に努めてください。

今回は、災害の対策についてと、組織の改革についてとご質問させていただきました。

本日も台風15号による大雨が予想されております。住民の方々が今後も安心して暮らせるまちづくりを邁進されますようお願いいたします。

そして、これをもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（田上更生君） 1番 宇藤康博君の質問を終わります。

-----○-----

○議長（田上更生君） これで、一般質問は終了いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

傍聴者の皆さん方に一言ご挨拶申し上げます。

大変、今日は6名の一般質問というようなことで、長時間にわたりました。5時間弱でございます。大変熱心に傍聴いただきまして、本当にありがとうございます。

す。今回、議会改選されまして2回目の定例会でございます。前回も大変町民の皆さん方に関心をもっていただいて、多くの傍聴者を迎えることができました。今回もまた、大変多くの皆さん方、関心をもって傍聴にお出でをいただきました。本当にありがとうございます。

議会も執行部も皆さん方と一緒にいろんな情報を共有するというような立場から、開かれた議会というようなことで、議会運営に今、心がけておるところでございますけれども、これからまた、今までではですね、皆さん方に傍聴にお出でいただきたいというようなご案内ばかりしておりましたけれども、この9月議会を終わりまして、11月ぐらいを目途にですね、議員各自、各地域に出向きまして、議会報告会というものをですね、今、準備をいたしております。皆さん方の多くのご意見を拝聴しながら、議会運営をはじめ、町の行政につなげていきたいというのが議会の考え方でございます。

これから、また皆さん方にもいろんな意味でお願いをすることが多いかというふうに思いますけれども、是非この町の動き、あるいは発展の仕方というものをですね、皆さん方も十分ご理解をいただきまして、いろんな声をまちづくりのために上げていただきますことを心からお願いを申し上げまして、傍聴者の皆さん方にお礼を申し上げます。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでございました。

-----○-----

散会 午後3時35分

9月21日(水)
(第3日)

平成23年第3回高森町議会定例会（第3号）

平成23年9月21日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 同意第7号 高森町教育委員会委員の任命について

日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決について

1) 平成22年度高森町一般会計歳入歳出決算の認定について

2) 平成22年度高森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

3) 平成22年度高森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

4) 平成22年度高森町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

5) 平成22年度高森町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

6) 平成22年度高森町農業用水供給事業特別会計歳入歳出決算の認定について

7) 平成22年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算の認定について

8) 平成22年度高森町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

9) 議案第42号 高森町税条例の一部改正について

10) 議案第43号 平成23年度高森町一般会計補正予算について

11) 議案第44号 平成23年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

12) 議案第45号 平成23年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

13) 議案第46号 平成23年度高森町介護保険特別会計補正予算について

14) 議案題47号 平成23年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

15) 議案第48号 平成23年度高森町農業用水供給事業特別会計補正
予算について

日程第3 特別委員長報告について

日程第4 議員派遣の件

日程第5 委員会の閉会中の継続調査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番	宇藤康博君	2番	後藤三治君
3番	興梠壽一君	4番	芹口誓彰君
5番	立山広滋君	6番	森田勝君
7番	田上更生君	8番	甲斐正一君
9番	三森義高君	10番	後藤英範君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(20名)

町長	草村大成君	教育長	佐藤増夫君
総務課長	村上源喜君	住民福祉課長	色見隆夫君
税務課長	古澤建生君	産業観光課長	橋本和則君
産業観光課審議員	甲斐敏文君	建設課長	廣木富八君
会計課長	杉田則秋君	教育委員会事務局長	後藤正三君
総務課長補佐	佐藤武文君	住民福祉課長補佐	岩下公治君
住民福祉課長補佐	阿部恭二君	税務課長補佐	色見継治君
産業観光課長補佐	岩田秋広君	建設課長補佐	安方含君
高森東保育園園長代理	熊谷優子君	色見保育園園長代理	瀬井類子君
総務課総務係長	沼田勝之君	総務課財政係長	岩下徹君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長 古庄良一君 議会事務局庶務係長 松本満夫君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

お諮りします。

お手元に配付してあります日程にしたがって議事を進めたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。それでは、日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 同意第7号 高森町教育委員会委員の任命について

○議長（田上更生君） 日程第1、同意第7号、高森町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。

同意第7号の高森町教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、高森町教育委員長である二子石鉄幸氏が、本年9月30日の任期満了をもって教育委員の職を勇退されますので、その後任として二子石敬喜氏を同委員に任命するものです。

二子石敬喜氏は、高森町大字中住の57歳、人格高潔であるとともに、地域の中核的な方であり、見識も識見も高く、教育委員として適任者でございます。

教育委員会委員の任命については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるため提案するものでございます。

よろしくご審議の上、何卒速やかにご賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。3番 興梠壽一君。

○3番（興梠壽一君） おはようございます、3番 興梠です。

高森町教育委員選任にあたり、地元議員として一言推薦の言葉を申し述べたいと思います。

二子石敬喜氏は、高森町大字中峰の宿在住の57歳、高校卒業後、実家の農業を継がれ、現在に至っております。この間、4Hクラブの会長、高森東中学校PTA会長、消防団分団長を歴任するなど、当地域だけではなく、高森町の中核的人物であり、教育委員として適任者であると思います。個人的には不詳私も同級生の人であり、同氏の人と成りをよく知っている者の一人でございますが、まさしく温厚実直の人柄でありまして、本町教育委員にふさわしい方であると推薦するものであります。

○議長（田上更生君） そのほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

これから、同意第7号、高森町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本件については、同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第7号、高森町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

-----○-----

日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（田上更生君） 日程第2、付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題とします。

-----○-----

認定第1号 平成22年度高森町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（田上更生君） 認定第1号、平成22年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について、1番、平成22年度高森町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、8番、平成22年度高森町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてまでは、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） おはようございます。5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました認定第1号、平成22年度高森町各会計歳入歳

出決算の認定につきましては、9月13日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、会計課より杉田課長に出席を求め、さらには議会監査事務局より古庄局長及び庶務係長に出席を求め、同じく午前10時20分から、税務課より古澤課長、色見課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、認定することに決定いたしました。

また、午前11時30分から、及び9月16日、午前10時から、総務課より村上課長、佐藤課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、認定することに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） おはようございます。2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました認定第1号、平成22年度高森町各会計歳入歳出決算の認定につきましては、9月14日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より色見課長、岩下課長補佐、阿部課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、認定することに決定いたしました。

なお、国民健康保険特別会計の弁償金、いわゆる不祥事の件につきましては、発覚して13年ほど経過をしていることから、各委員より、いろいろと意見が出されました。今後においても職員全員で再認識をされ、早く解決するよう努力をお願いするとの意見がありました。

また、介護保険特別会計の不正受給については、今後においても関係市町村と十分協議をしながら、請求事務を続けていただきたいとの意見がありました。

同じく、同日、午後2時30分から、教育委員会より佐藤教育長、後藤事務局長及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、認定することに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 建設経済常任委員長 興梠壽一君。

○建設経済常任委員長（興梠壽一君） 3番 興梠です。

建設経済委員会に付託されました認定第1号、平成22年度高森町各会計歳入歳出決算の認定につきましては、9月12日、午後3時00分から、第1、2委員会室におきまして、廣木建設課長より、道路改良工事に伴う筆界未定地について説明を受け、その後、現地に確認をいたしました。

また、9月15日、午後2時30分から、第3、4委員会室におきまして、建設課より廣木課長、安方課長補佐、各係長及び前建設課長、瀬井氏、前課長補佐、色見氏に出席を求め、詳細に説明を受けました。

また、9月16日、午後2時から、廣木課長、安方課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、平成22年度一般会計歳入歳出決算の道路改良工事については、筆界未定部分の工事が施工されており、このことについては常任委員会での調査には限界があり、原因究明等が不可能と判断したことから、全委員、平成22年度一般会計歳入歳出決算認定については、不認定とすることに決定いたしました。

なお、平成22年度高森町簡易水道特別会計及び平成22年度高森町農業用水供給事業特別会計の決算認定につきましては、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、認定することに決定いたしました。

また、9月15日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、産業観光課より橋本課長、甲斐審議員、岩田課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、認定することに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 各委員長の報告が終わりましたので、これから1番、平成22年度高森町一般会計歳入歳出決算から、8番、平成22年度高森町老人保健特別会計歳入歳出決算まで、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから1番、平成22年度高森町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

これから1番、平成22年度高森町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。平成22年度高森町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（田上更生君） 起立少数です。したがって、平成22年度高森町一般会計歳

入歳出決算の認定については、不認定といたします。

次に、2番、平成22年度高森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

平成22年度高森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり、認定することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、平成22年度高森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり、認定されました。

次に、3番、平成22年度高森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

平成22年度高森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり、認定することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、平成22年度高森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定されました。

次に、4番、平成22年度高森町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

平成22年度高森町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり、認定することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、平成22年度高森町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定されました。

5番、平成22年度高森町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、
討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

平成22年度高森町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり、認定することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、平成22年度高森町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定されました。

次に、6番、平成22年度高森町農業用水供給事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

平成22年度高森町農業用水供給事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり、認定することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、平成22年度高森町農業用水供給事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定されました。

7番、平成22年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

平成22年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり、認定することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、平成22年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算の認定については、認定されました。

8番、平成22年度高森町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、討論

を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

平成22年度高森町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり、認定することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、平成22年度高森町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、認定されました。

-----○-----

議案第42号 高森町税条例の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第42号、高森町税条例の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第42号、高森町税条例の一部改正につきましては、9月13日、午前10時20分から、第3、4委員会室におきまして、税務課より古澤課長、色見課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号、高森町税条例の一部改正については、委員長の報告のとおり、可決されました。

-----○-----

議案第43号 平成23年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第43号、平成23年度高森町一般会計補正予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。総務常任委員長 立山広滋君。

○総務常任委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

総務常任委員会に付託されました議案第43号、平成23年度高森町一般会計補正予算につきましては、9月13日、午前10時20分から、第3、4委員会室におきまして、税務課より古澤課長、色見課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定いたしました。

同じく、午前11時30分から、及び9月16日、午前10時から、総務課より村上課長、佐藤課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第43号、平成23年度高森町一般会計補正予算につきましては、9月14日、午前10時より、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より色見課長及び岩下課長補佐、阿部課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定いたしました。

また、同じく、午後2時30分から、教育委員会より佐藤教育長、後藤事務局長及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 建設経済常任委員長 興梠壽一君。

○建設経済常任委員長（興梠壽一君） 3番 興梠です。

建設経済委員会に付託されました議案第43号、平成23年度高森町一般会計補正予算につきましては、9月15日、午前10時から、第3、4委員会室におき

まして、産業観光課より橋本課長、甲斐審議員、岩田課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議をいたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定いたしました。

また、同じく、午後1時から、町道3路線の現地を視察し、午後2時30分から、第3、4委員会室におきまして、建設課より廣木課長、安方課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 各委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号、平成23年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第44号 平成23年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第44号、平成23年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第44号、平成23年度高森町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、9月14日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より色見課長、岩下課長補佐、阿部課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号、平成23年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第45号 平成23年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第45号、平成23年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○議長（田上更生君） 文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第45号、平成23年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、9月14日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より色見課長、岩下課長補佐、阿部課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号、平成23年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第46号 平成23年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第46号、平成23年度高森町介護保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員長 後藤三治君。

○文教厚生常任委員長（後藤三治君） 2番 後藤です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第46号、平成23年度高森町介護保険特別会計補正予算につきましては、9月14日、午前10時から、第3、4委員会室におきまして、住民福祉課より色見課長、岩下課長補佐、阿部課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号、平成23年度高森町介護保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第47号 平成23年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第47号、平成23年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 興梠壽一君。

○建設経済常任委員長（興梠壽一君） 3番 興梠です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第47号、平成23年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算につきましては、9月15日、午後2時30分から、第3、4委員会室におきまして、建設課より廣木課長、安方課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号、平成23年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第48号 平成23年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第48号、平成23年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 興梠壽一君。

○建設経済常任委員長（興梠壽一君） 3番 興梠です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第48号、平成23年度高森町農業用

水供給事業特別会計補正予算につきましては、9月15日、午後2時30分から、第3、4委員会室におきまして、建設課より廣木課長、安方課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受けました。慎重に審議いたしました結果、全委員異議なく、可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号、平成23年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 特別委員長報告について

○議長（田上更生君） 日程第3、特別委員長報告についてを議題とします。議会広報特別委員長の報告を求めます。議会広報特別委員長 立山広滋君。

○議会広報特別委員長（立山広滋君） 5番 立山です。

議会広報特別委員会の報告をいたします。

議会広報特別委員会は、9月20日に開催し、9月議会広報「きずな」45号発行について、内容やスケジュールについて協議を行いました。

内容につきましては、平成22年度各会計決算審査、9月定例会初日の質疑、平成23年度の一般会計補正予算及び一般質問を中心として取り上げ、住民の皆さんにわかりやすくお知らせする予定です。

今回は、10月末発送を目標としておりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

以上、議会広報特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 以上で、特別委員長の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 議員派遣の件

○議長（田上更生君） 日程第4、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。併せて、詳細並びに一部変更があった場合については、議長に一任することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第5 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（田上更生君） 日程第5、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があつております。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（田上更生君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

ご挨拶申し上げます。

今回の9月議会、22年度の決算認定等につきましても、大変長時間にわたりまして議員の皆さん、それから職員、執行部の皆さんにおきましても、ご議論いただきまして、本当にありがとうございます。職員の皆様方には、また今回、今年になりました大変な大雨、災害等の警報が発令されまして、住民の安全・安心のために待機あるいはその対応にご尽力をいただいておりますことに心から敬意と感謝を

申し上げます。これからも住民の皆さんのが安心して暮らせるまちづくりのために、議会、それから執行部、役場職員すべて、一丸となって取り組んでまいりたいというふうに思っております。どうぞ皆さん方のご指導とご協力をお願い申し上げ、本日の会議を閉じたいと思います。

それでは、平成23年第3回高森町議会定例会を閉会いたします。

お疲れでございました。

—————○—————

閉会 午前10時40分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会議録
平成23年第3回定例会

平成23年9月発行

発行人 高森町議会議長 田上更生
編集人 高森町議会事務局長 古庄良一
作成 株式会社アクセス
電話 (096)372-1041

~~~~~  
高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168  
電話 (0967)62-1111